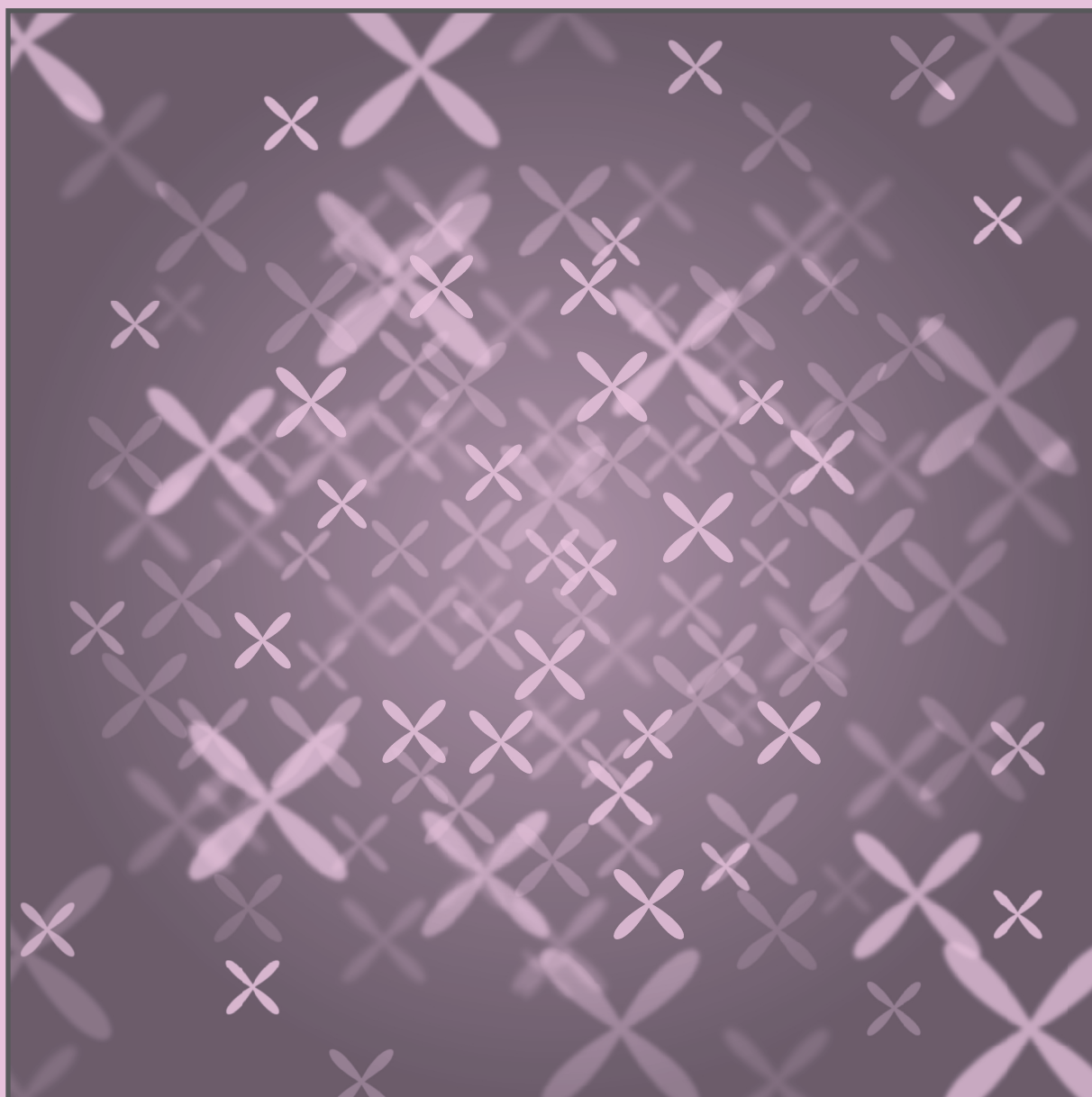

2012年度

シラバス

法 学 部



秋学期は配布しません。1年間必ず保管すること。

獨協大学

●「法学部シラバス」について . . . 法学部長

●「シラバスの見方」

《入学年度・学科別 目次一覧》

I	2008～2012 年度入学生	P 1～P 6
---	-----------------	---------

法律学科 P1～P2

国際関係法学科 P3～P4

総合政策学科 P5～P6

II	2003～2007 年度入学生	P 7～P 10
----	-----------------	----------

法律学科 P7～P8

国際関係法学科 P9～P10

「法学部シラバス」について

法学部長 山田 恒久

シラバス (syllabus) とは、開設科目の内容や計画などを要約した冊子やデータベースのことです。学生諸君の教室内および教室外の勉学にも活用できるように、本学ではシラバスを冊子形式で作成しています。

冊子形式のシラバスは学部別に分冊化されています。この「法学部シラバス」には、すべての法学部開設科目（法律学科・国際関係法学科・総合政策学科）が収載されています（ただし、演習等特別の開講形態のものは除きます）。また、インターネット上には、全学共通授業科目や他学部の開設科目を見ることができるデータベースも用意されています。

シラバスによって法学部のカリキュラムの全容がわかります。まずは全体に目をとおしてみてください。また、シラバスは科目ごとに、①講義目的、講義概要、②テキスト、参考文献、③評価方法、④学期授業計画の4項目からなっています。書式の基本は共通ですが、記述の仕方にはおのずから教員の個性や教育理念が現れています。

このうち、「講義目的、講義概要」欄には、教員による科目の位置づけ、講義の内容、方法、さらには、受講者にとって達成すべき目標などが記されています。「テキスト、参考文献」欄には講義で使用する教科書や参考にするべき文献の情報が載っています。「評価方法」欄を見れば、試験やレポートの形式や教員が受講生になにを望んでいるかを知ることができます。さらに「学期授業計画」欄には、講義の詳細な内容とその進め方が、15週または30週分にわたって記載されていますので、受講者はこれを参考に学期ごとの学習計画を立てることができます。

シラバスは、単なる学年初めの履修登録のときにだけ必要な講義案内ではありません。シラバスは、むしろ、教員と学生諸君とのあいだの講義に関する約束です。教員はこれに則して講義を進め、成績評価をします。また、受講者もこれにしたがって講義に参加し成績評価を受けねばなりません。そのためには、講義期間をつうじてシラバスを参照する必要があります。

大学の講義は、教員と学生とが共同して作りあげるものです。その成否は、学生諸君の場合には成績として現れますし、教員の場合にはいわゆる授業評価によって現れることになります。法学部の講義をさらに良くする第一歩として、学生諸君によってこのシラバスが大いに活用されることを希望しています。

【シラバスの見方】

「シラバス」は、科目の担当教員が、学期ごとの授業計画、講義概要、評価方法などを学生に周知することにより、受講する際の指針とし、授業の理解を深めることを目的に作成されたものです。学生諸君は、シラバスを良く読み、計画的な履修登録をしてください。

※2003年度以降入学者の開設科目は、春学期または秋学期で完結します。

(ただし2003～2007年度入学生の「民法Ⅰ(4単位)」、「会社法(4単位)」は、春・秋学期の継続履修科目。)

※目次の「履修不可の学部・学科」の表記方法

外：外国語学部 養：国際教養学部 経：経済学部 律：法律学科 国：国際関係法学科 総：総合政策学科

***上段は、春学期科目です。**

① 08～12 律・国・総 03～07 律・国	② 民法入門 / 民法入門 / 民法入門 民事法入門 / 民事法入門	③ 担当教員名
④ 講義目的、講義概要 【 春学期 】	⑤ 授業計画 第1週 第2週 第3週 第4週 第5週 第6週 第7週 第8週 第9週 第10週 第11週 第12週 第13週 第14週 第15週	
⑥ テキスト、参考文献	⑦ 評価方法	

【記載内容】

① 適用年度・適用学科

適用年度と適用学科について

【08～12 律・国・総】

2008年度～2012年度入学

法律学科／国際関係法学科／総合政策学科を対象とした科目です。

【03～07 律・国】

2003年度～2007年度入学

法律学科／国際関係法学科を対象とした科目です。

- ② ①の適用年度・学科に対応した科目名を記載
(****表示の学科には開設されていません。)
- ③ 担当教員名
- ④ 授業の目的や講義全体の説明、
学生への要望が記載してあります。
- ⑤ 学期の授業計画についての欄です。
原則として各週ごとに講義するテーマが記載して
あります。
授業計画回数と実際の回数は必ずしも一致しません。
- ⑥ 授業で使用するテキストや参考文献が記載して
あります。
- ⑦ 各教員によって評価方法は様々です。
春・秋の学期末に成績評価が出ます。
(ただし2003～2007年度入学生の「民法Ⅰ(4単位)」、
「会社法(4単位)」は、秋学期末に成績評価が出ます。)

【注意事項】

1.登録条件

秋学期の科目には、春学期科目の履修登録または、
単位の修得を条件にした科目があります。

2.受講制限の科目について

外国法講読、外国書講読、国際関係法講読、国際政治講読
については、受講希望者数により選抜する場合があります。

3.定員

「全学共通授業科目」と合併開講している科目については
定員を設けていますので、「授業時間割表」を参照して
ください。

4.他学部との合併科目名

他学部との合併科目については講義目的、講義概要等で
②と異なる科目名が記載されている場合があります。

***下段は、秋学期科目です。**

① 08～12 律・国・総 03～07 律・国	② 刑法入門 / 刑法入門 / 刑法入門 刑事法入門 / 刑事法入門	③ 担当教員名
④ 講義目的、講義概要 【 秋学期 】	⑤ 授業計画 第1週 第2週 第3週 第4週 第5週 第6週 第7週 第8週 第9週 第10週 第11週 第12週 第13週 第14週 第15週	
⑥ テキスト、参考文献	⑦ 評価方法	

目 次

【法律学科】2008～2012年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	国	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	国	総	11
憲法入門	憲法・人権	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	国	総	12
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	国	総	13
憲法入門	憲法・人権	古関 彰一	木3	1	外	養	経	国	総	14
民法入門		常岡 史子	火1	1	外	養	経	国	総	15
民法入門		納屋 雅城	金1	1	外	養	経	国	総	16
刑法入門		内山 良雄	水1	1	外	養	経	国	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	国	総	18
	国際関係法入門	一之瀬 高博	水1	1	外	養	経	国		19
	総合政策入門	福永 文夫	木2	1	外	養	経	国	総	20
社会科学概論-1	社会科学概論-2	木村 くに子	火3	1	外	養	経	国	総	21
法思想史	法哲学	高須 則行	木5	2					総	22
日本法制史	日本近代法史	小柳 春一郎	木2	2					総	23
西洋法制史a	西洋法制史b	藤田 貴宏	火2	2						24
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2					総	25
法心理学a	法心理学b	石毛 博	金2	2						26
ドイツ法a		市川 須美子	木3	3	外			国		27
	ドイツ法b	宗田 貴行	木3	3	外			国		28
フランス法a	フランス法b	小柳 春一郎	火4	3				国		29
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	金1	3				国		30
外国法講読 I		柴田 平三郎	水1	2	外	養	経	国	総	31
	外国法講読 II	木藤 茂	水2	2	外	養	経	国	総	32
憲法・統治		古関 彰一	火2	2				国	総	33
	憲法・発展	大藤 紀子	金2	2				国	総	34
行政法 I		木藤 茂	火3	2				国	総	35
	行政法 II	多賀谷 一照	火3	2				国	総	35
行政法 III		多賀谷 一照	火3	3					総	36
	比較公法	未定(掲示で確認)	木3	3				国		37
租税法a	租税法b	石村 耕治	木2	3					総	38
地方自治法a		多賀谷 一照	木1	3					総	39
	地方自治法b	市川 須美子	火1	3					総	40
教育法a	教育法b	市川 須美子	木2	2	外	養	経		総	41
	民法 I (代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	国	総	16
民法 II (債権各論)	民法 III (担保物権・債権総論)	藤田 貴宏	水1	2				国	総	42
民法 IV (親族法)	民法 V (相続法)	常岡 史子	木1	2					総	43
会社法 I	会社法 II	梅田 武敏	木1	2			経	国	総	44
会社法 I	会社法 II	吉川 信将	木3	2			経	国	総	45
手形・小切手法		白石 智則	月4	3					総	46
商法総則・商行為		梅田 武敏	水2	3				国	総	47
保険法		吉川 信将	水1	3					総	48
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2				国		49
国際取引法		土屋 弘三	金2	3				国		50
刑法総論 I	刑法総論 II	内山 良雄	火3	2				国	総	51
刑法総論 I	刑法総論 II	若尾 岳志	月2	2				国	総	52
刑法各論 I	刑法各論 II	内山 良雄	木2	2				国	総	53
刑法各論 I	刑法各論 II	中空 壽雅	水4	2				国	総	54

2008～2012

目 次

【法律学科】2008～2012年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	国	総	
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	月3	3				国	総	55
少年法a	少年法b	安部 哲夫	火4	3					総	56
労働法a	労働法b	石井 保雄	月1	2					総	57
社会保障法a	社会保障法b	石井 保雄	金2	3					総	58
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	月3	2					総	59
経済法		宗田 貴行	木3	3					総	60
消費者法		岩重 佳治	金2	3					総	61
知的財産権法a	知的財産権法b	長塚 真琴	水1	3						62
民事訴訟法a	民事訴訟法b	小川 健	木1	3					総	63
民事執行・保全法		小川 健	木3	3						64
	倒産法	小川 健	木3	3					総	64
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	金5	2					総	65
国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	鈴木 淳一	月1	2				国	総	66
国際法Ⅲ	国際人道法	安保 公人	月3	3				国		67
国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	金1	2	外	養	経	国	総	68
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養		国	総	69
政治学原論a		福永 文夫	水1	2				国	総	70
	政治学原論b	柴田 平三郎	水1	2				国	総	71
地方自治論a	地方自治論b	小口 進一	火2	3				国	総	72
政治思想史a	政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3				国	総	73
行政学a	行政学b	雨宮 昭一	火3	3				国	総	74
法律学特講(初めての著作権法)	法律学特講(著作権法の諸問題)	長塚 真琴	月3	3			経			75
法律学特講(刑事法総合)		安部 哲夫	水1	3						76
法律学特講(裁判法)		小川 佳子	月3	3						77
法律学特講(行政過程論)		木藤 茂	水1	3					総	78
法律学特講(債権総論[基礎編])		納屋 雅城	水2	3						79
法律学特講「オムニバス刑法総論(錯誤論・未遂犯論・共犯論)」		若尾 岳志	木2	3						80
	法律学特講(消費者法)	岩重 佳治	金2	3						81
	法律学特講(担保物権法に関する諸問題)	遠藤 研一郎	月4	3						82
	法律学特講(借地借家法)	小柳 春一郎	火2	3						83
	法律学特講(企業法)	白石 智則	月4	3						84
	法律学特講(情報法)	多賀谷 一照	木2	3				国		85
	法律学特講(生命保険)	吉川 信将	水1	3						86
	法律学特講(刑法各論と特別刑法)	若尾 岳志	木1	3						87
法曹特講(法曹の仕事-弁護士業務を中心として)	法曹特講(弁護士業務の諸問題)	小川 佳子	月1	3	外	養	経	国	総	88
法曹特講(債権回収・担保法上の諸問題)		遠藤 研一郎	月5	3	外	養	経	国	総	89
	法曹特講(刑事法8)	中空 壽雅	水3	3	外	養	経	国	総	90
	法曹特講(債権総論[発展編])	納屋 雅城	水2	3	外	養	経	国	総	91
経済原論a	経済原論b	未定(掲示で確認)	金2	2	外		経	国	総	92
会計学a	会計学b	内倉 滋	火2	3			経			93
法政総合講座「地域の現場から」		雨宮 昭一	水3	2	外	養	経	国	総	94
	法政総合講座	長塚 真琴	水3	2	外	養	経	国	総	94

目 次

【国際関係法学科】2008～2012年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	総	11
憲法入門	憲法・人権	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	律	総	12
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	総	13
憲法入門	憲法・人権	古関 彰一	木3	1	外	養	経	律	総	14
民法入門		常岡 史子	火1	1	外	養	経	律	総	15
民法入門		納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	総	16
刑法入門		内山 良雄	水1	1	外	養	経	律	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	総	18
	総合政策入門	福永 文夫	木2	1	外	養	経	律	総	20
	国際関係法入門	一之瀬 高博	水1	1	外	養	経	律		19
社会科学概論-1	社会科学概論-2	木村 くに子	火3	1	外	養	経	律	総	21
	民法Ⅰ（代理・時効・物権総論）	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	総	16
国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	鈴木 淳一	月1	2				律	総	66
国際法Ⅲ	国際人道法	安保 公人	月3	3				律		67
国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	金1	2	外	養	経	律	総	68
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2				律		49
比較政治a	比較政治b	津田 由美子	火1	3					総	95
国際組織法-1		鈴木 淳一	月3	2	外	養				96
	国際組織法-2	鈴木 淳一	月3	2	外					96
国際人権法a	国際人権法b	I. ジロドウ	金2	2					総	97
国際環境法a	国際環境法b	一之瀬 高博	木2	3		養				98
国際経済法		宗田 貴行	金1	3						99
	国際租税法	石村 耕治	木1	3						100
国際取引法		土屋 弘三	金2	3				律		50
	国際知的財産権法	長塚 真琴	木3	3						101
	国際家族法	常岡 史子	火1	3						102
	国際民事訴訟法	山田 恒久	月4	3						103
模擬国際裁判		鈴木 淳一	火2	3	外	養	経			104
国際関係法特講（海洋法）	国際関係法特講（安全保障国際法）	安保 公人	月4	3						105
	国際関係法特講（国際経済法）	宗田 貴行	金1	3						106
	国際関係法特講（情報法）	多賀谷 一照	木2	3	外	養	経	律	総	85
	国際関係法特講（国際企業法務）	土屋 弘三	金2	3						107
	比較公法	未定（掲示で確認）	木3	3				律		37
比較私法		藤田 貴宏	木2	3						108
比較会社法a	比較会社法b	周 剣龍	水2	3						109
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	金1	3				律		30
ドイツ法a		市川 須美子	木3	3	外			律		27
	ドイツ法b	宗田 貴行	木3	3	外			律		28
フランス法a	フランス法b	小柳 春一郎	火4	3				律		29
憲法・統治		古関 彰一	火2	2				律	総	33
	憲法・発展	大藤 紀子	金2	2				律	総	34
民法Ⅱ（債権各論）	民法Ⅲ（担保物権・債権総論）	藤田 貴宏	水1	2				律	総	42
商法総則・商行為		梅田 武敏	水2	3				律	総	47
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	梅田 武敏	木1	2				経	律	44
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	吉川 信将	木3	2				経	律	45
行政法Ⅰ		木藤 茂	火3	2				律	総	35
	行政法Ⅱ	多賀谷 一照	火3	2				律	総	35

目 次

【国際関係法学科】2008～2012年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	総	
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	内山 良雄	火3	2				律	総	51
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	月2	2				律	総	52
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	内山 良雄	木2	2				律	総	53
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2				律	総	54
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	月3	3				律	総	55
国際関係論a	国際関係論b	鈴木 宏尚	火3	2						110
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養		律	総	69
平和学a	平和学b	星野 昭吉	水2	3						111
国際協力論a	国際協力論b	片岡 貞治	月2	3						112
国際関係史a	国際関係史b	永野 隆行	月2	3	外	養	経			113
アメリカ政治外交史a	アメリカ政治外交史b	岡垣 知子	月3	3						114
国際政治特講(カントの政治思想(1))	国際政治特講(カントの政治思想(2))	杉田 孝夫	木1	3						115
現代経済論a	現代経済論b	未定(掲示で確認)	金2	2	外	養	経	律	総	92
日本経済論a	日本経済論b	須藤 時仁	火2	3	外	養	経			116
国際経済論a	国際経済論b	益山 光央	火3	3	外	養	経			117
国際金融論a	国際金融論b	益山 光央	月2	2			経			118
多国籍企業論a	多国籍企業論b	小林 哲也	金3	3			経			119
政治学原論a		福永 文夫	水1	2				律	総	70
	政治学原論b	柴田 平三郎	水1	2				律	総	71
西洋政治史a	西洋政治史b	津田 由美子	火3	3					総	120
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3				律	総	73
人権の歴史		未定(掲示で確認)	木3	2						121
地域政治史		雨宮 昭一	木3	2					総	122
行政学a	行政学b	雨宮 昭一	火3	3				律	総	74
アジア政治論a	アジア政治論b	大澤 昇	水4	3	外	養			総	123
地方自治論a	地方自治論b	小口 進一	火2	3				律	総	72
地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論)		今井 圭子	月2	3		養				124
地域研究特講(中・東欧とロシア1)	地域研究特講(中・東欧とロシア2)	志摩 園子	火1	3						125
国際関係法講読Ⅰ	国際関係法講読Ⅱ	土屋 弘三	火2	2	外	養	経			126
外国法講読Ⅰ		柴田 平三郎	水1	2	外	養	経	律	総	31
	外国法講読Ⅱ	木藤 茂	水2	2	外	養	経	律	総	32
法政総合講座「地域の現場から」		雨宮 昭一	水3	2	外	養	経	律	総	94
	法政総合講座	長塚 真琴	水3	2	外	養	経	律	総	94

目 次

【総合政策学科】2008～2012年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	国	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	国	11
総合政策入門		福永 文夫	金2	1	外	養	経	律	国	20
憲法入門	憲法・人権	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	律	国	12
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	国	13
憲法入門	憲法・人権	古関 彰一	木3	1	外	養	経	律	国	14
民法入門		常岡 史子	火1	1	外	養	経	律	国	15
民法入門		納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	国	16
	民法Ⅰ（代理・時効・物権総論）	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	国	16
刑法入門		内山 良雄	水1	2	外	養	経	律	国	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	国	18
社会科学概論-1	社会科学概論-2	木村 くに子	火3	1	外	養	経	律	国	21
憲法・統治		古関 彰一	火2	2				律	国	33
	憲法・発展	大藤 紀子	金2	2				律	国	34
行政法Ⅰ		木藤 茂	火3	2				律	国	35
	行政法Ⅱ	多賀谷 一照	火3	2				律	国	35
行政法Ⅲ		多賀谷 一照	火3	3				律		36
地方自治法a		多賀谷 一照	木1	3				律		39
	地方自治法b	市川 須美子	火1	3				律		40
民法Ⅱ（債権各論）	民法Ⅲ（担保物権・債権総論）	藤田 貴宏	水1	2				律	国	42
民法Ⅳ（親族法）	民法Ⅴ（相続法）	常岡 史子	木1	2				律		43
商法総則・商行為		梅田 武敏	水2	3				律	国	47
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	内山 良雄	火3	2				律	国	51
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	月2	2				律	国	52
政治学原論a		福永 文夫	水1	2				律	国	70
	政治学原論b	柴田 平三郎	水1	2				律	国	71
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養		律	国	69
地域政治論a		雨宮 昭一	木3	2					国	122
	地域政治論b	雨宮 昭一	木3	2						122
まちづくり特論		小口 進一	火3	2	外	養	経			127
行政過程論		木藤 茂	水1	2	外	養	経	律	国	78
	政策過程論	羽貝 正美	火4	2	外	養	経			128
地方自治論a	地方自治論b	小口 進一	火2	3				律	国	72
行政学a	行政学b	雨宮 昭一	火3	3				律	国	74
経済原論a	経済原論b	未定（掲示で確認）	金2	2	外		経	律	国	92
経済政策a	経済政策b	阿部 正浩	木2	2			経			129
環境政策a	環境政策b	塩田 尚樹	月1	2			経			130
都市政策a	都市政策b	倉橋 透	金1	2			経			131
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	月3	3				律	国	55
教育法a	教育法b	市川 須美子	木2	2	外	養	経	律		41
土地法		小柳 春一郎	火1	3						132
高齢化社会論a	高齢化社会論b	奥山 正司	月1	2			経			133
地方財政論a	地方財政論b	伊藤 爲一郎	木3	3			経			134
財政学a	財政学b	野村 容康	木3	2			経			135
日本文化論a		飯島 一彦	木2	2	外	養	経			136
	日本文化論b	飯島 一彦	木2	2	外	養				136
	地域文化	林 英一	木1	2	外	養	経			137
	多文化共生論	田房 由起子	土2	2	外	養				138

2008～2012

目 次

【総合政策学科】2008～2012年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	国	
国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	金1	2	外	養	経	律	国	68
比較政治a	比較政治b	津田 由美子	火1	3					国	95
西洋政治史a	西洋政治史b	津田 由美子	火3	3					国	120
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3				律	国	73
アジア政治外交史a	アジア政治外交史b	大澤 昇	水4	3	外	養			国	123
法思想史	法哲学	高須 則行	木5	2				律		22
日本法制史	日本近代法史	小柳 春一郎	木2	2				律		23
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2				律		25
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	梅田 武敏	木1	2			経	律	国	44
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	吉川 信将	木3	2			経	律	国	45
手形・小切手法		白石 智則	月4	3				律		46
保険法		吉川 信将	水1	3				律		48
経済法		宗田 貴行	木3	3				律		60
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	内山 良雄	木2	2				律	国	53
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2				律	国	54
民事訴訟法a	民事訴訟法b	小川 健	木1	3				律		63
	倒産法	小川 健	木3	3				律		64
少年法a	少年法b	安部 哲夫	火4	3				律		56
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	金5	2				律		65
社会保障法a	社会保障法b	石井 保雄	金2	3				律		58
労働法a	労働法b	石井 保雄	月1	2				律		57
租税法a	租税法b	石村 耕治	木2	3				律		38
消費者法		岩重 佳治	金2	3				律		61
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	月3	2				律		59
国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	鈴木 淳一	月1	2				律	国	66
国際人権法a	国際人権法b	I. ジロドウ	金2	2					国	97
外国書講読Ⅰ		柴田 平三郎	水1	2	外	養	経	律	国	31
	外国書講読Ⅱ	木藤 茂	水2	2	外	養	経	律	国	32
法政総合講座「地域の現場から」		雨宮 昭一	水3	2	外	養	経	律	国	94
	法政総合講座	長塚 真琴	水3	2	外	養	経	律	国	94

目 次

【法律学科】2003～2007年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	国	
民事法入門		常岡 史子	火1	1	外	養	経	国	15
刑事法入門		内山 良雄	水1	1	外	養	経	国	17
	刑事法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	国	18
	国際関係法入門	一之瀬 高博	水1	1	外	養	経	国	19
	政治学入門	福永 文夫	木2	1	外	養	経	国	20
社会科学概論-1	社会科学概論-2	木村 くに子	火3	1	外	養	経	国	21
法思想史	法哲学	高須 則行	木5	2					22
日本法制史	日本近代法史	小柳 春一郎	木2	2					23
西洋法制史a	西洋法制史b	藤田 貴宏	火2	2					24
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2					25
法心理学a	法心理学b	石毛 博	金2	2					26
ドイツ法a		市川 須美子	木3	3	外			国	27
	ドイツ法b	宗田 貴行	木3	3	外			国	28
フランス法a	フランス法b	小柳 春一郎	火4	3				国	29
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	金1	3				国	30
外国法講読 I		柴田 平三郎	水1	2	外	養	経	国	31
	外国法講読 II	木藤 茂	水2	2	外	養	経	国	32
憲法 I	憲法 II	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	国	12
憲法 I	憲法 II	古関 彰一	木3	1	外	養	経	国	14
憲法Ⅲ		古関 彰一	火2	2				国	33
行政法 I		木藤 茂	火3	2				国	35
	行政法 II	多賀谷 一照	火3	2				国	35
行政法Ⅲ		多賀谷 一照	火3	3				国	36
	比較公法	未定(掲示で確認)	木3	3				国	37
租税法a	租税法b	石村 耕治	木2	3					38
地方自治法a		多賀谷 一照	木1	3					39
	地方自治法b	市川 須美子	火1	3					40
教育法a	教育法b	市川 須美子	木2	2	外	養	経		41
	民法 I ※	納屋 雅城	金1	2	外	養	経	国	16
	民法 II	遠藤 研一郎	月4	2				国	82
	民法Ⅲ	藤田 貴宏	水1	2				国	42
民法Ⅳ		藤田 貴宏	水1	2					42
民法Ⅴ		常岡 史子	木1	1					43
	会社法 ※	梅田 武敏	木1	2			経	国	44
	会社法 ※	吉川 信將	木3	2			経	国	45
手形・小切手法		白石 智則	月4	3					46
商法総則・商行為		梅田 武敏	水2	3				国	47
保険法		吉川 信將	水1	3					48
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2				国	49
国際取引法		土屋 弘三	金2	3				国	50

※民法 I (4単位)、会社法(4単位)は、春・秋学期の継続履修科目。

目 次

【法律学科】2003～2007年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	国	
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	内山 良雄	火3	2				国	51
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	月2	2				国	52
刑法各論	刑法各論	内山 良雄	木2	2				国	53
刑法各論	刑法各論	中空 壽雅	水4	2				国	54
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	月3	3				国	55
労働法a	労働法b	石井 保雄	月1	2					57
社会保障法a	社会保障法b	石井 保雄	金2	3					58
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	月3	2					59
経済法		宗田 貴行	木3	3					60
消費者法		岩重 佳治	金2	3					61
知的財産権法a	知的財産権法b	長塚 真琴	水1	3					62
民事訴訟法a	民事訴訟法b	小川 健	木1	3					63
民事執行・保全法		小川 健	木3	3					64
	倒産法	小川 健	木3	3					64
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	金5	2					65
国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	鈴木 淳一	月1	2				国	66
国際法Ⅲ	国際人道法	安保 公人	月3	3				国	67
国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	金1	2	外	養	経	国	68
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養		国	69
政治学原論a		福永 文夫	水1	2				国	70
	政治学原論b	柴田 平三郎	水1	2				国	71
地方自治論a	地方自治論b	小口 進一	火2	3				国	72
政治思想史a	政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3				国	73
行政学a	行政学b	雨宮 昭一	火3	3				国	74
法律学特講(青少年保護法総論－ 少年犯罪と少年法)	法律学特講(青少年保護法各論－ 被害者としての青少年)	安部 哲夫	火4	3					56
法律学特講(初めての著作権法)	法律学特講(著作権法の諸問題)	長塚 真琴	月3	3			経		75
法律学特講(刑事法総合)		安部 哲夫	水1	3					76
法律学特講(裁判法)		小川 佳子	月3	3					77
法律学特講(行政過程論)		木藤 茂	水1	3					78
法律学特講(債権総論[基礎編])		納屋 雅城	水2	3					79
法律学特講「オムニバス刑法総論(錯誤論・ 未遂犯論・共犯論)」		若尾 岳志	木2	3					80
	法律学特講(消費者法)	岩重 佳治	金2	3					81
	法律学特講(借地借家法)	小柳 春一郎	火2	3					83
	法律学特講(企業法)	白石 智則	月4	3					84
	法律学特講(情報法)	多賀谷 一照	木2	3				国	85
	法律学特講(相続法)	常岡 史子	木1	3					43
	法律学特講(生命保険)	吉川 信将	水1	3					86
	法律学特講(刑法各論と特別刑法)	若尾 岳志	木1	3					87
法曹特講(法曹の仕事－弁護士業務を中心として)	法曹特講(弁護士業務の諸問題)	小川 佳子	月1	3	外	養	経	国	88
法曹特講(債権回収・担保法上の 諸問題)		遠藤 研一郎	月5	3	外	養	経	国	89
	法曹特講(刑事法8)	中空 壽雅	水3	3	外	養	経	国	90
	法曹特講(債権総論[発展編])	納屋 雅城	水2	3	外	養	経	国	91
経済原論a	経済原論b	未定(掲示で確認)	金2	2	外		経	国	92
会計学a	会計学b	内倉 滋	火2	3			経		93
法政総合講座「地域の現場から」		雨宮 昭一	水3	2	外	養	経	国	94
	法政総合講座	長塚 真琴	水3	2	外	養	経	国	94

目 次

【国際関係法学科】2003～2007年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	律	
民法法入門		常岡 史子	火1	1	外	養	経	律	15
刑法法入門		内山 良雄	水1	1	外	養	経	律	17
	刑法法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	18
	国際関係法入門	一之瀬 高博	水1	1	外	養	経	律	19
	政治学入門	福永 文夫	木2	1	外	養	経	律	20
社会科学概論-1	社会科学概論-2	木村 くに子	火3	1	外	養	経	律	21
憲法Ⅰ	憲法Ⅱ	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	律	12
憲法Ⅰ	憲法Ⅱ	古関 彰一	木3	1	外	養	経	律	14
	民法Ⅰ※	納屋 雅城	金1	2	外	養	経	律	16
国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	鈴木 淳一	月1	2				律	66
国際法Ⅲ	国際人道法	安保 公人	月3	3				律	67
国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	金1	2	外	養	経	律	68
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2				律	49
比較政治a	比較政治b	津田 由美子	火1	3					95
国際組織法-1		鈴木 淳一	月3	2	外	養			96
	国際組織法-2	鈴木 淳一	月3	2	外				96
国際人権法a	国際人権法b	I. ジロドウ	金2	2					97
国際環境法a	国際環境法b	一之瀬 高博	木2	3		養			98
国際経済法		宗田 貴行	金1	3					99
	国際租税法	石村 耕治	木1	3					100
国際取引法		土屋 弘三	金2	3				律	50
	国際知的財産権法	長塚 真琴	木3	3					101
	国際家族法	常岡 史子	火1	3					102
	国際民事訴訟法	山田 恒久	月4	3					103
模擬国際裁判		鈴木 淳一	火2	3	外	養	経		104
国際関係法特講(海洋法)	国際関係法特講(安全保障国際法)	安保 公人	月4	3					105
	国際関係法特講(国際経済法)	宗田 貴行	金1	3					106
	国際関係法特講(情報法)	多賀谷 一照	木2	3	外	養	経	律	85
	国際関係法特講(国際企業法務)	土屋 弘三	金2	3					107
	比較公法	未定(掲示で確認)	木3	3				律	37
比較私法		藤田 貴宏	木2	3					108
比較会社法a	比較会社法b	周 剣龍	水2	3					109
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	金1	3				律	30
ドイツ法a		市川 須美子	木3	3	外			律	27
	ドイツ法b	宗田 貴行	木3	3	外			律	28
フランス法a	フランス法b	小柳 春一郎	火4	3				律	29
憲法Ⅲ		古関 彰一	火2	2				律	33
	民法Ⅱ	遠藤 研一郎	月4	2				律	82
	民法Ⅲ	藤田 貴宏	水1	2				律	42
商法総則・商行為		梅田 武敏	水2	3				律	47
	会社法※	梅田 武敏	木1	2			経	律	44
	会社法※	吉川 信将	木3	2			経	律	45

※民法Ⅰ(4単位)、会社法(4単位)は、春・秋学期の継続履修科目。

目 次

【国際関係法学科】2003～2007年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	律	
行政法Ⅰ		木藤 茂	火3	2				律	35
	行政法Ⅱ	多賀谷 一照	火3	2				律	35
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	内山 良雄	火3	2				律	51
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	月2	2				律	52
刑法各論	刑法各論	内山 良雄	木2	2				律	53
刑法各論	刑法各論	中空 壽雅	水4	2				律	54
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	月3	3				律	55
国際関係論a	国際関係論b	鈴木 宏尚	火3	2					110
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養		律	69
平和学a	平和学b	星野 昭吉	水2	3					111
国際協力論a	国際協力論b	片岡 貞治	月2	3					112
国際関係史a	国際関係史b	永野 隆行	月2	3	外	養	経		113
アメリカ政治外交史a	アメリカ政治外交史b	岡垣 知子	月3	3					114
国際政治特講(カントの政治思想(1))	国際政治特講(カントの政治思想(2))	杉田 孝夫	木1	3					115
現代経済論a	現代経済論b	未定(掲示で確認)	金2	2	外	養	経	律	92
日本経済論a	日本経済論b	須藤 時仁	火2	3	外	養	経		116
国際経済論a	国際経済論b	益山 光央	火3	3	外	養	経		117
国際金融論a	国際金融論b	益山 光央	月2	2			経		118
多国籍企業論a	多国籍企業論b	小林 哲也	金3	3			経		119
政治学原論a		福永 文夫	水1	2				律	70
	政治学原論b	柴田 平三郎	水1	2				律	71
西洋政治史a	西洋政治史b	津田 由美子	火3	3					120
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3				律	73
行政学a	行政学b	雨宮 昭一	火3	3				律	74
アジア政治論a	アジア政治論b	大澤 昇	水4	3	外	養			123
地方自治論a	地方自治論b	小口 進一	火2	3				律	72
地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論)		今井 圭子	月2	3		養			124
地域研究特講(中・東欧とロシア1)	地域研究特講(中・東欧とロシア2)	志摩 園子	火1	3					125
国際関係法講読Ⅰ	国際関係法講読Ⅱ	土屋 弘三	火2	2	外	養	経		126
外国法講読Ⅰ		柴田 平三郎	水1	2	外	養	経	律	31
	外国法講読Ⅱ	木藤 茂	水2	2	外	養	経	律	32
法政総合講座「地域の現場から」		雨宮 昭一	水3	2	外	養	経	律	94
	法政総合講座	長塚 真琴	水3	2	外	養	経	律	94

08～12 律・国・総 03～07 律・国	入門演習／入門演習／入門演習 *****／*****	担当者	各専任教員
講義目的、講義概要		授業計画	
法学部の新生は、全員が、この科目を1年次の春学期に履修します(必修科目です)。授業は、18人程度のクラスに分かれて、演習(ゼミナール)形式で行われます。所属するクラスは、入学時に指定されます。 授業では、大学生活におけるさまざまなルール、大学で「学問」(高校までの「勉強」とは違います)を行う心構え、日々の学習や期末試験に臨む準備のしかた、資料や文献の調べ方・集め方、専門書の読み解き方、論文・レポートの作成方法、研究・調査報告(発表)や討論・議論のしかたなどを学びます。大学での「学問」への取り組み方を理解し、そして身につけることが本演習の目的です。 クラス担任の教員は、科目登録、履修のしかたや勉強のしかたなど大学での修学をはじめ学生生活全般について、クラスに所属する学生の相談相手となる「クラスアドバイザー」を兼ねています。大学生活等に関する質問・相談があれば、入門演習の担当者に気軽にご相談ください。		全15回の授業を予定しています。 具体的な授業計画は、担当者により若干異なりますが、第1回目の授業において、各担当教員から提示されます。	
テキスト、参考文献		評価方法	
担当教員の指示に従ってください。		担当教員から説明があります。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	憲法入門／憲法入門／憲法入門 憲法Ⅰ／憲法Ⅰ	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
日本国憲法の基礎的な理解を得ることを目標とする。憲法とは何か、人権や統治の基本的な問題について扱いたい。ただし、理論的な考察が必要なので、入門と言っても相当な思考と勉強が必要となる。 論点ごとに、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。 <参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社） ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』（有斐閣）他、教室で紹介する。 <判例集> ・芦部・高橋編『憲法判例百選Ⅰ』第5版（有斐閣） ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』（法学書院） <小型六法>（必携）		1. はじめに 2. 憲法の意味と特質 3. 日本国憲法と明治憲法の比較 4. 日本国憲法の基本原理 5. 人権の観念 6. 人権の享有主体① 7. 人権の享有主体② 8. 人権と公共の福祉 9. 特別権力関係論とその問題点 10. 私人間における人権の保障と限界 11. 包括的基本権① 12. 包括的基本権② 13. 法の下での平等① 14. 法の下での平等② 15. まとめ (多少の変更がありうる)	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（岩波書店） ・大津浩他『憲法四重奏』（有信堂高文社）		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権 憲法Ⅱ／憲法Ⅱ	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
基本的人権の保障についての理解を深める。事例を通じた具体的争点の把握が主として重要となる。 論点ごとに、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。 （テキストの内容を理解し、ノートをまとめる際、参考にすべき文献） <参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社） ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』（有斐閣） ・辻村みよ子『憲法』（日本評論社）等。 <判例集> ・芦部・高橋編『憲法判例百選Ⅰ』第5版（有斐閣） ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』（法学書院） <小型六法>（必携）		1. はじめに 2. 思想・良心の自由 3. 信教の自由 4. 政教分離原則① 5. 政教分離原則② 6. 学問の自由 7. 表現の自由① 8. 表現の自由② 9. 経済的自由権 10. 人身の自由と刑事手続上の人権① 11. 人身の自由と刑事手続上の人権② 12. 生存権 13. 教育を受ける権利 14. 勤労権、労働基本権 15. まとめ (多少の変更がありうる)	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（岩波書店） ・大津浩他『憲法四重奏』（有信堂高文社）		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	憲法入門／憲法入門／憲法入門 *****／*****	担当者	加藤 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
憲法の入門的講義を行う。事件（憲法の判例）をもとに人権の基礎的な憲法理論の習得に努める。 講義の最初に「講義予定表」を配布する。 なお、毎回『六法』はもってくる（出版社は問わない）。		1. オリエンテーション 2. 憲法概念 3. 憲法と国家 4. 憲法制定略史 5. 憲法人権総論（1） 6. 憲法人権総論（2） 7. 私人間効力 8. 法人の人権論 9. 外国人の人権 10. 法の下での平等 11. 憲法と平和主義（1）総論 12. 憲法と平和主義（2）自衛隊論 13. 憲法と平和主義（3）日米安保論 14. 憲法と平和主義（4）平和的生存権論 15. 復習／「法律学」の答案作成法	
テキスト、参考文献		評価方法	
加藤・植村『現代憲法入門講義〔新3版〕』（北樹出版） 笹川ほか編『憲法判例特選』（敬文堂）		定期試験による	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権 *****／*****	担当者	加藤 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
前期の講義を受けて、人権論の各論的講義を行う。毎回、判例を読みながら、日本の人権問題を考えてみたい。 講義の最初に「講義予定表」を配布する。 なお、毎回『六法』はもってくる（出版社は問わない）。		1. オリエンテーション 2. 人権総論（前期の復習） 3. 精神的自由権／信教の自由 4. 精神的自由権／政教分離 5. 精神的自由権／学問の自由 6. 精神的自由権／表現の自由（1） 7. 精神的自由権／表現の自由（2） 8. 精神的自由権／表現の自由（3） 9. 経済的自由（1） 10. 経済的自由（2） 11. 人身の自由／起訴前手続 12. 社会権／総論・生存権（1） 13. 社会権／生存権の判例（2） 14. 社会権／教育権 15. 復習	
テキスト、参考文献		評価方法	
加藤・植村『現代憲法入門講義〔新3版〕』（北樹出版） 笹川ほか編『憲法判例特選』（敬文堂）		定期試験による	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	憲法入門／憲法入門／憲法入門 憲法Ⅰ／憲法Ⅰ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
憲法講義の入門編です。日本国憲法を理解する上で、基礎的と考えられる諸問題について講義します。「憲法・人権」「憲法・統治」「憲法・発展」を理解しやすくすることを目的としています。		1 開講にあたって（近代憲法とはなにか） 2 基本的人権の歴史 3 明治憲法の構造 4 日本国憲法の制定過程 5 平和主義と憲法9条 6 日米安保条約の構造 7 国民主権の原理（国民、国民主権、人民主権） 8 国民主権と天皇制 9 基本的人権適用の限界 10 外国人の人権 11 基本的人権の私法関係への適用 12 代表民主制と直接民主制 13 選挙の平等原則と選挙権の法的性格 14 衆・参の選挙定数に関する判例 15 春学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは、芦部信喜『憲法』第四版（岩波書店、2007年）。高橋和之等編『憲法判例百選』Ⅰ・Ⅱ【第五版】（有斐閣、2007年）。小六法（出版社は問いません）		春学期最後の試験期間中に一回、論述式の試験を行い、その結果に基づいて評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権 憲法Ⅱ／憲法Ⅱ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
「憲法入門」での基礎的知識を基に、日本国憲法第三章に定める人権諸条項について基本的な考え方を講義することを目的としています。		1 近代憲法と人権 2 平等権の概念 3 平等権をめぐる学説・判例 4 信教の自由の内容 5 政教分離の原則 6 表現の自由の意義 7 表現の自由と名誉・プライバシー 8 表現の自由と知る権利 9 表現の自由と検閲 10 学問の自由と大学の自治 11 生存権の法的性格と学説・判例 12 環境権の法的性格と判例 13 職業選択の自由とその規制 14 財産権の保障と制限 15 秋学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは、芦部信喜『憲法』第五版（岩波書店、2011年）。高橋和之等編『憲法判例百選』Ⅰ・Ⅱ【第五版】（有斐閣、2007年）。小六法（出版社は問いません）		春学期最後の試験期間中に一回、論述式の試験を行い、その結果に基づいて評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	民法入門／民法入門／民法入門 民事法入門／民事法入門	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、初学者が、民法における基本的概念を理解し、法的思考方法に触れることを目的とする。民法は、財産法と家族法の2つの部分から成っており、この両者は往々にして異なる原理に基づく別個の法であるとして、切り離して論じることが可能であると考えられがちであるが、実際には、私的自治の原則や物権・債権に関する理解を共通の基盤とし、相互に深いつながりを持つ。そこで、本講義では、私的自治のもとでの個人の意思の尊重とは何かについて、取引関係・家族関係の両側面から検討する。これらの学習を通じて、民法の基本的な構造を把握することを目的とする。		- はじめに - 身近な法律問題と法的視点 - 民法の基本原則：私的自治 - 法律行為という概念 - 契約の成立：財産行為と身分行為 - 契約の方式：売買契約 - 意思表示の無効と取消し(1) - 意思表示の無効と取消し(2) - 履行の強制：売買契約と消費貸借契約 - 履行不能とは何か - 強行規定と任意規定 - 法律関係の公示：登記 - 所有権の移転と契約 - 不法行為と損害賠償請求 - まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
潮見佳男・中田邦博・松岡久和『18歳からはじめる民法』（法律文化社、2010）		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する(100%)。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	民法入門／民法入門／民法入門 民法Ⅰ／民法Ⅰ	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
民法は、不動産の購入と住宅ローン、借金の連帯保証、マンションの賃貸、ケガをさせられたときの損害賠償、結婚や相続など、私たちの日常生活に直接に関係してくる身近な法律である。 この授業では、民法を初めて勉強する人たちのために、民法の導入部分ともいえる民法典の「第一編 総則」と「第二編 物権」を中心として、民法の全体像を理解してもらうことを目的としている。具体的には、「法律行為の主体」（第3～6回）、「法律行為の客体」（第7～9回）、そして「法律行為とは何か」（第10～14回）という3つの大きなテーマに分けて授業を進めていく。 〔注意〕授業に出席する際には、教科書と2012年版の六法（民法が載っていれば、種類や出版社は問わない）を必ず持参すること。		1. ガイダンス 2. 民法の全体像 3. 自然人の権利能力 4. 失踪宣告 5. 制限行為能力者① 6. 制限行為能力者②、法人 7. 物・所有権 8. 所有権の取得、共同所有 9. 所有権の効力 10. 法律行為 11. 契約の成立、意思表示 12. 虚偽表示、心裡留保 13. 錯誤、詐欺・強迫 14. 無効、取消しなど 15. 全体のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
山野目章夫『民法 総則・物権 第5版（有斐閣アルマ）』（有斐閣、2012年）。なお講義開始日までに改訂版が出版されないときの対応については、第1回の講義時に指示する。		定期試験（100%）によって評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	民法Ⅰ（代理・時効・物権総論）（3学科共通） 民法Ⅰ／民法Ⅰ	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
民法は、不動産の購入と住宅ローン、借金の連帯保証、マンションの賃貸、ケガをさせられたときの損害賠償、結婚や相続など、私たちの日常生活に直接に関係してくる身近な法律である。 この授業では、民法典の「第一編 総則」の中の「代理（民法99条～118条）」（第2～5回）と「時効（民法144条～174条の2）」（第6～9回）、そして「第二編 物権」の中の「物権変動」（第10～14回）という3つの大きなテーマを中心として、関連する条文・判例（裁判所の立場）・学説を取り上げて説明をしていく。 〔注意〕授業に出席する際には、教科書と2012年版の六法（民法が載っていれば、種類や出版社は問わない）を必ず持参すること。		1. ガイダンス 2. 代理① 3. 代理② 4. 無権代理 5. 表見代理 6. 時効① 7. 時効② 8. 取得時効 9. 消滅時効 10. 物権変動 11. 不動産の物権変動① 12. 不動産の物権変動② 13. 不動産の物権変動③ 14. 動産の物権変動 15. 全体のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
山野目章夫『民法 総則・物権 第5版（有斐閣アルマ）』（有斐閣、2012年）。なお講義開始日までに改訂版が出版されないときの対応については、第1回の講義時に指示する。		定期試験（100%）によって評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑法入門／刑法入門／刑法入門 刑事法入門／刑事法入門	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
人は、犯罪を行うと、刑罰を科せられます。刑罰は、受刑者の人権を著しく侵害する、法的制裁の中で最も厳しいものですから、感情論で場当たりの、ましてや間違いで無実の者に科してはなりません。そこで、①どのようなことをすると犯罪が成立し、どのように処罰されるべきかを解明する「刑法学」、②犯罪が発生したときの捜査・取調べ、証拠収集、刑事裁判などの適正な進め方について論じる「刑事訴訟法学」、③犯罪現象を分析し、その原因を探り、犯罪対策を講じ、刑務所で受刑者をどのように更生させるか検討する「刑事政策学」が必要となります。 本講義は、法学部において2年生以降に開設されている①②③の科目の学問内容の概略と、これらの科目の導入として「刑法学の基礎の基礎」を初学者のみなさんに理解してもらうことを目標とします。刑法学の専門用語は難解ですから、拒絶反応が出ないように、その意味内容をやさしく解説し、刑事法に興味を持ち、進級したら①②③の科目を履修したいと思ってもらえたら、幸いです。 ◆授業で使用するプリントの取得方法◆ 大学HP→獨協大学ポータルサイト(IDとパスワードでログイン)→My時間割→刑法入門→各自でダウンロードしてプリントアウト→授業に持参		1. 刑事法の種類・内容【第1章あらまし】 2. 刑法の機能【第1章 THEME 1－1, 2】 3. 罪刑法定主義(1)【第1章 THEME 1－3】 4. 罪刑法定主義(2)【同上】 5. 犯罪の成立要件【第1章 THEME 2－1】 6. 因果関係論【第1章 THEME 2－2】 7. 因果関係論(2)【同上】 8. 正当防衛と緊急避難【第1章 THEME 2－3】 9. 故意と過失【第1章 THEME 2－4(1)】 10. 錯誤論【同上(2)(3)】 11. 作為犯と不作为犯【第1章 THEME 2－5(1)】 12. 既遂犯と未遂犯【同上(2)】 13. 正犯と共犯【同上(3)】 14. 「罰する」ことの意味【第3章 THEME 3】 15. なぜ人は犯罪を行うのか【第3章 THEME 2】 ＊【】内は、参考書の目次に対応しています。 ＊ 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、補講を行うことがあります。あらかじめ、ご了承ください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
【教科書】プリントを使用します(上欄を参照)。 【参考書】三井誠・曾根威彦・瀬川晃編 『入門刑事法 [第4版]』有斐閣		期末試験の答案に基づいて評価します。刑法の基本原則、専門用語、学説の考え方などを正しく理解できているか、を重視します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑法入門／刑法入門／刑法入門 刑事法入門／刑事法入門	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
刑事法の世界は、「犯罪」とは何をいうのか、というように、犯罪概念を形成（規範定立）するところから（刑事立法論、刑法改正論）考察がはじまるものである。そこでは、犯罪と刑罰の歴史およびそれらに対する思想の学習から始めなければならない。「近代刑法」が誕生して以来、「刑法」に記載された「犯罪」の成立をめぐる「解釈論」が積み重ねられてきた。「刑事法学」は、この「解釈論」を中心とする「刑法学」と、その行為者の犯罪を捜査し訴追して犯罪立証をすすめてゆく、いわば手続きとしての「刑事訴訟法学」、そして犯罪の現状を把握し、適切な犯罪対策としての「刑事制裁論」「刑罰論」を展開して犯罪者の処遇を講ずる「刑事政策学」から構成されている。学期を進むと、いずれ刑事法のそれぞれの学習を深めることになるが、その前に、刑事法全般について鳥瞰する必要があるだろう。 そこで本授業では、まず刑事法の基本理念やその役割を論じ、刑法の歴史と刑法学の系譜とを通覧し、刑事司法の全領域における現代的課題について論じることとする。 2009 年 5 月 21 日以降起訴された事件から（8 月から裁判員裁判が開始）、重大な刑事事件に関する裁判員制度がスタートした。1 年を経過して課題や問題点も見えてきた。受講者には、犯罪報道や刑事裁判に関する報道に注意しつつ講義に臨んでもらいたい。		1. 刑事法とは何か。刑法の条文を読む。 2. 刑事裁判とは何か。刑事判例を読む。 3. 刑事制裁の意義について。刑罰とは何か。刑事政策を語る。刑罰規定と刑罰論、量刑論 4. 刑法学とは何か。近代刑法の基本原則。罪刑法定主義、謙抑主義、行為主義、責任主義 5. 刑法解釈の実際。類推解釈の禁止について。大津事件から学ぶもの。 6. 刑事司法の概要（警察・検察・裁判・矯正・保護の流れと刑事政策の課題） 7. 刑事裁判の基本原則（証拠主義をめぐる問題） 8. 誤った裁判（冤罪はなぜ生じるか） 9. 国民の司法参加 裁判員裁判と検察審査会 10. 犯罪総論のポイント（1）構成要件論 不作為犯、因果関係 11. 犯罪総論のポイント（2）違法論、正当防衛 社会的相当性 12. 犯罪総論のポイント（3）責任論、錯誤論、 責任能力、期待可能性 13. 犯罪総論のポイント（4）未遂犯論、共犯論 14. 犯罪各論の重要課題（1） 15. 犯罪各論の重要課題（2）	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考教材：安部哲夫ほか『新版現代法学入門（第5版）』尚学社、2010 年		学期末試験 80 点と授業参加（小テストなど）20 点によって評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	国際関係法入門／国際関係法入門／***** 国際関係法入門／国際関係法入門	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 国際関係における法と政治に関する基本的なしくみを理解する。 〔講義概要〕 国際関係法および国際政治について、それぞれの分野を専門とする教員が担当して講義を行う。 この講義を通じて学生諸君には、国際関係法／政治のさまざまな学問分野への関心を高めていてもらいたい。また、今後のより高度な専門科目やゼミなどの系統的・効果的な勉学の手がかりとして役立ててほしい。		1 はじめに 2 国際関係と法 1 3 国際関係と法 2 4 国際関係と組織 5 国際関係と人権 6 国際関係と平和 7 国際関係と取引 8 国際関係と家族 9 国際関係と地域 1 10 国際関係と地域 2 11 国際関係と情報 12 国際関係と環境 13 国際関係と政治 14 国際関係と経済 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは、とくに指定しない。 参考文献は、講義において適宜指示する。		学期末の定期試験により評価する。 詳しくは講義の中で説明する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／総合政策入門 *****／*****	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、総合政策学科新入生へのオリエンテーション的科目です。まず総合政策とは何か、次いで総合政策学の学際性を明らかにし、幅広い知識と深い専門性という二つの軸を示します。次いで、総合政策学科所属教員それぞれの専門分野に即して、地域、国際比較、法、政策と法に関し、様々な視点から総合政策学を検討します。最後に、具体的事例を挙げ講義することで、グローバルな視点およびローカルな視点双方から政策を考える糸口としたいと考えています。もちろん、内容的には各学問の紹介にとどまることになるとは思われますが、総合政策学科の入門編として必須科目となっています。		1. はじめにー総合政策の地平 2. 国際比較の視点から（１） 3. 国際比較の視点から（２） 4. 地域の視点から（１） 5. 地域の視点から（２） 6. 思想史の視点から 7. 法の視点から（１） 8. 法の視点から（２） 9. 法の視点から（３） 10. 政策と法（１） 11. 政策と法（２） 12. 事例研究（１） 13. 事例研究（２） 14. 事例研究（３） 15. おわりに	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくに指定しない。講義中に適宜参考文献を指示する。		講義中に行うテストおよびレポートで評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	総合政策入門／総合政策入門／***** 政治学入門／政治学入門	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
総合政策学科新入生へのオリエンテーション的科目ですが、秋学期は法律学科および国際関係法学科の学生を対象とします。 本年度は、主に政治学の視点から講義します。身近な問題を取り上げ、政治学が対象とするもの、政治学的な見方を学び、政治学の基礎知識を身に付けてもらいたい。		1. はじめに 2. 政治と経済（１）ー組織された集団 3. 政治と経済（２）ー官と民の関係 4. 政治と経済（３）ー大企業と政治 5. 政治と社会（１）ー選挙と政治 6. 政治と社会（２）ー政党と政治 7. 政治と社会（３）ー地方分権 8. 政治と社会（４）ーマスメディアと政治 9. 政治のしくみ（１）ー国会 10. 政治のしくみ（２）ー内閣と総理大臣 11. 政治のしくみ（３）ー官僚 12. 政治と世界（１）ー冷戦の終わり 13. 政治と世界（２）ー経済交渉 14. 政治と世界（３）ー国境を越える政治 15. おわりに	
テキスト、参考文献		評価方法	
北山俊哉・久米郁男・真淵勝『はじめて出会う政治学』有斐閣。		定期試験を基本に評価する。その間、レポートを課す場合もありうる。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	社会科学概論・1／社会科学概論・1／社会科学概論・1 社会科学概論・1／社会科学概論・1	担当者	木村 くに子
講義目的、講義概要		授業計画	
私たちが生きている社会を成り立たせているさまざまな仕組みや、ときには社会に生じる問題への対処の仕方を考察する学問には、法学、政治学、経済学、社会学などがあり、それらは社会科学と総称されています。私たちが社会科学を学ぶ目的は、現在の社会の仕組みを不変の完結したものとするのではなく、人間にとってより良いものとなり得る可能性を追求することにあります。そのことは、自分と社会との関係を考えることに通じます。 今年度は、近年、社会諸科学において、その重要性を無視できなくなった「ジェンダー」について学びます。「ジェンダー」とは見慣れないことばだと思える人もいるでしょうが、すでに多様な生活世界に関わる日本の政策課題の中に「ジェンダー視点」を取り入れる努力がなされ、それはさらに強化されることが望まれています。 春学期においては、日常の身近な事象との関連を通じて「ジェンダー」とはどのようなものかについて基礎知識を学びます。「男とは」「女とは」、という問題をあらためて考えることを通じて、ひとつの違った社会の姿が見えるようになってもらえればと思います。		1. ガイダンス 2. 「性別」とは何か 「性別」の曖昧さ 3. ジェンダーとは何か ジェンダー概念の形成 4. つくられる「男らしさ」「女らしさ」 5. 性の多様性 (1): 「同性愛」と「異性愛」 6. 性の多様性 (2): 「性的マイノリティ」とは 7. トランス・セクシュアル、トランスジェンダー 8. インター・セックス 9. 「性同一性障害」問題 10. 「性的マイノリティ」の権利・運動 11. 家庭生活の中のジェンダー：性別役割分業・主婦の誕生 12. 学校教育の中のジェンダー：隠れたカリキュラム 13. メディアの中のジェンダー：ジェンダー・ステレオタイプ 14. 恋愛とジェンダー：「恋愛」の歴史、意味 15. 総復習・まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書は特に指定しません。適宜、プリントを配付します。授業中に、必要に応じて参考文献を指示します。		不定期に小レポートを書いてもらいます。小レポートの点・出席状況・試験の点を総合して評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	社会科学概論・2／社会科学概論・2／社会科学概論・2 社会科学概論・2／社会科学概論・2	担当者	木村 くに子
講義目的、講義概要		授業計画	
私たちが生きている社会を成り立たせているさまざまな仕組みや、ときには社会に生じる問題への対処の仕方を考察する学問には、法学、政治学、経済学、社会学などがあり、それらは社会科学と総称されています。私たちが社会科学を学ぶ目的は、現在の社会の仕組みを不変の完結したものとするのではなく、人間にとってより良いものとなり得る可能性を追求することにあります。そのことは、自分と社会との関係を考えることに通じます。 今年度は、近年、社会諸科学において、その重要性を無視できなくなった「ジェンダー」について学びます。「ジェンダー」とは見慣れないことばだと思える人もいるでしょうが、すでに多様な生活世界に関わる日本の政策課題の中に「ジェンダー視点」を取り入れる努力が行われ、それはさらに一層強化されることが望まれています。 秋学期においては、政策や、法、制度とジェンダーとの関わりを中心に学びます。ジェンダー視点は「公」と「私」という区別の仕方や「権力」のとらえ方において社会科学に発想の転換を迫りました。そのような点に着目して、社会の現状や新しい社会問題を考察しましょう。		1. ガイダンス 2. ジェンダー平等への国際的な取りくみ：女性差別撤廃条約 3. 暴力とジェンダーをめぐる国際的な取りくみ 4. 日本における性犯罪と法の現在 5. ドメスティック・バイオレンス 6. セクシュアル・ハラスメント 7. 性の商品化：人身売買、売買春、ポルノグラフィ 8. 人工妊娠中絶をめぐる政策／法 9. 人工生殖技術の現在：技術の高度化と広がり 10. 人工生殖技術の利用によって生じる問題 11. 労働をめぐるジェンダー問題(1)雇用における男女格差 12. 労働をめぐるジェンダー問題(2)非正規雇用と女性労働 13. 家族法の中の性差別：夫婦別姓問題 14. ケアとジェンダー：子どもの世話、老親介護は誰がする？ 15. まとめ：ジェンダー平等な社会の未来図	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書は特に指定しません。適宜、プリントを配付します。授業中に、必要に応じて参考文献を指示します。		不定期に小レポートを書いてもらいます。小レポートの点・出席状況・試験の点を総合して評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法思想史／*****／法思想史 法思想史／*****	担当者	高須 則行
講義目的、講義概要		授業計画	
我が国の法学会に影響を与え続けている主要な西洋の法思想をできる限り紹介することによって、現代の法制度の理解や実定法学の勉学を側面から支援するとともに、法思想と密接に関連する「法哲学」の理解をも深めさせることを目的にしています。 本講義の進め方は、「(逆進)の法思想史」とも呼べるようなものです。つまり、従来の講義のように、古代ギリシャからはじめ、中世、啓蒙期を経由し、近世・近代に至り、最後に現代の法思想に触れるというのではなく、重点を20世紀の法思想に置き、そのルーツを辿るという形で法思想の歴史の針を逆に回し、過去に向かって遡るという進め方をします。		1 法思想史へのいざない 2 ケルゼンの純粋法学(Ⅰ)：自然法論との対決 3 ケルゼンの純粋法学(Ⅱ)：法の静態理論 4 ケルゼンの純粋法学(Ⅲ)：法の動態理論 5 ラードブルフの価値相対主義の法哲学 6 ハートのルール of 法理論(Ⅰ)：法命令説との対決 7 ハートのルール of 法理論(Ⅱ)：第1次ルールと第2次ルール 8 ハートのルール of 法理論(Ⅲ)：司法裁量論 9 ドゥオーキンの統合としての法理論 10 ロールズの公正としての正義論 11 リバタリアニズムと共同体論 12 近代ドイツの法思想(Ⅰ)：利益法学と自由法運動 13 近代ドイツの法思想(Ⅱ)：歴史法学とパンデクテン法学 14 アメリカの法思想(Ⅰ)：プラグマティズム法学 15 アメリカの法思想(Ⅱ)：リアリズム法学	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義内容のレジュメを配布します。 参考文献：田中成明・竹下賢・深田三徳・亀本洋・平野仁彦著『法思想史〔第2版〕』（有斐閣・1997）		期末試験（100％）	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法哲学／*****／法哲学 法哲学／*****	担当者	高須 則行
講義目的、講義概要		授業計画	
法哲学は法現象を対象にした哲学的考察です。皆さんは憲法学、民法学、刑法学等といった実定法学、いわゆる法解釈学を学んできていることから法現象についてのイメージは持っていると思われます。それでは、哲学的に考察するとはどのようなことでしょうか？ それは実定法学の世界においてほとんど当然のこととして誰からも疑われてこなかった「常識」とされる事柄をひとまず疑ってみて、その上でできる限りその根拠を探り当てみようとする知的作業です。そのことによって実定法学の掘って立つ理論的基盤を問い、それと同時にそれを学んでいる皆さん自身の基盤をも反省する機会を提供し、その結果を実定法学の学習に反映させ、より深い専門知識を習得してもらうことを目的にしています。		1 法哲学へのいざない 2 裁判と法的思考(Ⅰ)：法的三段論法と法源 3 裁判と法的思考(Ⅱ)：法解釈の技法(1) 4 裁判と法的思考(Ⅲ)：法解釈の技法(2) 5 裁判と法的思考(Ⅳ)：法解釈の技法(3) 6 法的思考と法の目的(Ⅰ)：法解釈の要請 7 法的思考と法の目的(Ⅱ)：正義論 8 法と道徳(Ⅰ)：個人道徳・社会道徳・法 9 法と道徳(Ⅱ)：危害原理・パターンナリズム 10 生命と法(Ⅰ)：死刑制度(1) 11 生命と法(Ⅱ)：死刑制度(2) 12 生命と法(Ⅲ)：死刑制度(3) 13 生命と法(Ⅳ)：脳死・臓器移植(1) 14 生命と法(Ⅴ)：脳死・臓器移植(2) 15 生命と法(Ⅵ)：脳死・臓器移植(3)	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義内容のレジュメを配布します。 参考文献：平野仁彦・亀本洋・服部高宏著『法哲学』（有斐閣アルマ、2002）		期末試験（100％）	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	日本法制史／*****／日本法制史 日本法制史／*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義では、明治期から戦後の裁判所制度の成立に至るまでの司法制度の歴史を扱う。近代日本の司法制度については、これまで通史が存在しなかったが、蕪山巖（もと東京高等裁判所部総括判事）、新井勉日本大学法学部教授と小柳の共著で新たに『司法制度史』を刊行するので、これを教科書として使用する。 明治初年の裁判所制度の創設から始まり、明治 23 年の裁判所構成法の制定を見て、その後の司法制度の展開を検討する。 裁判所の独立、裁判官の職権の独立、裁判所の審級制度、弁護士制度などについて概括的な知識を得ることを目的とする。		- 現在の司法制度の特徴 - 江戸時代の司法制度 - 明治期 1・裁判所の創設 - 明治期 2・裁判所官制 - 明治期 3・裁判所構成法の成立 - 明治期 4・裁判所構成法の特徴 - 明治期 5・裁判所構成法と外国法 - 明治期 6・裁判所構成法と司法官淘汰 - 明治期 7・大津事件 - 大正期 1・裁判所構成法改正 - 大正期 2・陪審制の導入 - 昭和期 1・裁判所構成法改正の動向 - 昭和期 2・裁判所構成法戦時特例 - 戦前の重要判例① - 戦前の重要判例②	
テキスト、参考文献		評価方法	
〔教科書〕 蕪山巖＝新井勉＝小柳春一郎『概説 司法制度史』（信山社、2011 年 3 月）		出席をとるが、その比重は、20％程度である。 期末試験の比重は80％程度である。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	日本近代法史／*****／日本近代法史 日本近代法史／*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を体験している。講義の目的は、明治初年から昭和の時代までの日本の土地法制について歴史的な理解を与えることである。 講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討することにより、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。 講義では、近代日本の土地法制について、特に戦後及び昭和 30 年代の高度経済成長期以後の土地法制について論ずる。昭和 30 年代、40 年代、石油ショックから昭和 55 年まで、その後のバブル期、更に経済低迷期という時代区分をする。その上で、各期の重要な法律を取り上げ、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例について解説する。		- 戦後復興期 1・農地改革・財産税 土地所有細分化がなぜおこったか。 - 戦後復興期 2・憲法制定は、土地法にどのような影響を与えたか。 - 戦後復興期 3・建築基準法 新たに設けられた建築基準法の特徴は何か？ - 経済回復期 1・首都圏整備法 グリーンベルト構想 - 経済回復期 2・日本住宅公団法 公的住宅供給にはどのようなものがあるか。 - 高度成長期 1・都市計画法 市街化区域と市街化調整区域の線引きはどのような意味を持つか。 - 高度成長期 2・農振法 高度成長は、農地所有権にどのような影響を与えたか。 - 高度成長期 3・都市再開発法 駅前シリーズと呼ばれる市街地再開発事業の特徴と限界は何か。 - 高度成長期 4・開発指導要綱 市町村が土地利用をコントロールする手法はないか。 - 高度成長期 5・地価公示法 土地価格について - 安定成長期 1・国土利用計画法 土地価格規制 - 安定成長期 2・生産緑地法 - バブル期・土地基本法 - バブル期 借地借家法 - 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
〔参考文献〕 稲本洋之助＝小柳春一郎＝周藤利一『日本の土地法[第2版]』成文堂、2009年		出席をとるが、その比重は、20％程度である。 期末試験の比重は80％程度である。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	西洋法制史 a／*****／***** 西洋法制史 a／*****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
古代ローマから近世ヨーロッパに至る法制度及び法律学の史的変遷を概観します。		1：ガイダンス 2：古代ローマの法（1） 3：古代ローマの法（2） 4：古代ローマの法（3） 5：古代ローマの法（4） 6：中世封建社会と法（1） 7：中世封建社会と法（2） 8：教会法（1） 9：教会法（2） 10：中世ローマ法学（1） 11：中世ローマ法学（2） 12：中世ローマ法学（3） 13：普通法と地域固有法（1） 14：普通法と地域固有法（2） 15：近世ヨーロッパ法	
テキスト、参考文献		評価方法	
必要に応じて配布します。		学期末試験	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	西洋法制史 b／*****／***** 西洋法制史 b／*****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
近世ヨーロッパの法制度と法律学について原典史料を適宜用いながら講義します。「西洋法制史 a」既習者を対象とします。		1：ガイダンス 2：ローマ法の実用化（1） 3：ローマ法の実用化（2） 4：ローマ法の実用化（3） 5：ローマ法の実用化（4） 6：人文主義法学（1） 7：人文主義法学（2） 8：人文主義法学（3） 9：自然法（1） 10：自然法（2） 11：自然法（3） 12：法典編纂（1） 13：法典編纂（2） 14：法典編纂（3） 15：法典編纂（4）	
テキスト、参考文献		評価方法	
必要に応じて配布します。		平常授業時の質疑応答やレポート	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法社会学 a／*****／法社会学 a 法社会学 a／*****	担当者	森 謙二
講義目的、講義概要		授業計画	
社会の変化とともに、市民法のあり方がどのように変化をしてきたか、という視点から講義を進めていきます。今、どのような時代に住んでいるのか、その社会で法はどのようなあり方をすべきなのか、について考えてもらいたいと思います。講義のテーマは、大きく三つに区分できます。(1)法社会学における法の考え方・・・法社会学がどのように形成され、どのように発展してきたか、(2)市民社会と法・・・資本主義社会のなかで法がどのように発展・展開してきたのか、(3)現代社会(「第二の近代化」が進んだ社会)と新たな法の展開		第1回：法社会学はどのような学問か？法社会学と実用法学、法社会学と他の社会諸科学 第2回：法社会学の形成(1) 一法についての考え方 第3回：法社会学の形成(2) 一法解釈をめぐって 第4回：社会学における法の概念・・・「生ける法」と法形成 第5回：市民社会と法(1) 近代市民法の構造 第6回：市民社会と法(2) 市民的公共性の成立と世論 第7回：市民社会と法(3) 矛盾の制度化 第8回：市民社会と法(4) 市民的自由の展開と社会法 第9回：市民社会と法(5) 福祉国家論 第10回：市民社会と法(6) 近代家族の成立と法 第11回：リスク社会と法(1) 家族の個人化と家族 第12回：リスク社会と法(2) 少子高齢社会と法 第13回：リスク社会と法(3) 自己決定権・格差社会の展開 第14回：リスク社会と法(4) 自由とリスク 第15回：まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業はパワーポイントを利用する。家族のテキストについては清水・森・岩上・山田編『家族革命』(弘文堂)を利用する。		試験(70%)・出席と授業中の態度(30%)等を総合的に判断	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法社会学 b／*****／法社会学 b 法社会学 b／*****	担当者	森 謙二
講義目的、講義概要		授業計画	
現代の日本社会の法の特徴を明らかにするために、法社会学史的観点から、日本型近代法がどのように形成されたかについて考えていきます。近代化の展開という視点から、ヨーロッパとの比較の視点を入れながら講義を進めていき、これからの法のあり方について考えてもらうのが目的です。 日本社会と近代法の展開・・・(1)伝統的な社会が多様であることを前提とし、国家法はその多様な社会構造をどのように統一化・画一化してきたか、(2)明治天皇制国家は、どのように日本型近代法を形成してきたか、(3)戦後日本社会はどのように「近代化」「民主化」し、どのように展開してきたか(高度成長・福祉国家・安保体制の展開を中心に)、(4)現代日本のリスク社会の状況と法について、議論を進めていきます。		第1回：日本社会と法・・・問題の視座 第2回：近代国家と天皇制－国家神道体制 第3回：明治国家と家(日本型近代家族の展開) 第4回：まとめ(1) 日本とヨーロッパの家族. 第5回：まとめ(2) イエと終身雇用制 第6回：戦前と戦後の連続性と断絶 第7回：戦後日本法の展開(1)戦後改革 第8回：戦後日本法の展開(2)高度成長 第9回：戦後日本法の展開(3)福祉国家のあり方 第10回：戦後日本法の展開(4)安保体制 第11回：冷戦の終焉とリスク社会の展開 第12回：日本型近代家族の解体と家族の個人化 第13回：日本型福祉国家の崩壊－日本・ヨーロッパ・アメリカ 第14回：格差社会とリスク 第15回：まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業はパワーポイントを利用する。清水浩昭・森謙二・岩上真珠・山田昌明『家族革命』(弘文堂) 岩上・鈴木・森・渡辺『いま、この日本の家族－絆のゆくえ』(弘文堂)		試験(70%)・出席と授業中の態度(30%)を総合的に見て評価	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法心理学 a／*****／***** 法心理学 a／*****	担当者	石毛 博
講義目的、講義概要		授業計画	
法心理学を、司法手続きが直面する課題解決に心理学的知識や方法を適用する学であると包括的にとらえ、判決後の法執行過程までを含む司法領域全般にかかわる、応用心理学としての法心理学／犯罪心理学について講義する。 法心理学 a では、個人と社会との関係性の中で生起する犯罪・非行に焦点を当て、その理解に関する理論的枠組みを学ぶ。 講義の目的は、多様な要因からなる犯罪・非行に対処するため、心理学のみならず、社会学、教育学、精神医学、刑事政策といった学際的アプローチを用いて、素朴心理学を超える複雑で柔軟な人間理解の視点や思考力を養うことにある。 講義内容の理解のためには、あらかじめ共通授業科目の「心理学」か「こころの世界」を履修しておくことが望まれる。また、受講者は、ポータルサイトに掲示する講義資料とテキストの該当部分とを予習して講義に臨むこと。		1. 法心理学を学ぶにあたって 2. 法心理学／犯罪心理学に関する研究と心理職 3. 犯罪・非行の動向 4. 犯罪・非行理論（生物学的、心理学的） 5. 犯罪・非行理論（緊張理論、下位文化理論） 6. 犯罪・非行理論（統制理論、ラベリング論） 7. パーソナリティ要因、責任能力・精神鑑定 8. 発達と犯罪・非行 9. 非行と家族・学校、虐待・いじめ・学業中断 10. 犯罪・非行と職場・地域社会 11. 犯罪・非行の危険因子・保護因子 12. 各種非行の理解 13. 各種犯罪の理解 14. 供述、拘禁の心理 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
藤岡淳子編『犯罪・非行の心理学』（有斐閣、2007 年）		論述形式の期末レポートにより、授業で取り上げた課題に関する学習や問題意識の深まりを評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法心理学 b／*****／***** 法心理学 b／*****	担当者	石毛 博
講義目的、講義概要		授業計画	
法心理学 b では、応用心理学としての法心理学／犯罪心理学が、司法手続きや法執行過程全般において、どのように適用され実践されているかを講義する。 警察、裁判所、児童福祉機関、少年鑑別所、少年院、刑事施設、更生保護機関、自助グループ、犯罪被害者支援センター等における、心理学的査定方法や処遇内容について学ぶ。同時に、司法手続きにおける法心理学／犯罪心理学の活用目的は、何よりも再犯の防止、対象者の改善更生にあり、そのための根拠に基づいた実践のあり方を検討・考察する。 最終的に、犯罪予防や犯罪に走った人の社会復帰のための働きかけに関し、社会としてなすべきことや法律にかかわる専門職業人としての役割など、現状における実践課題の認識や問題意識の深まりを目指す。 授業への準備は法心理学 a と同様であり、法心理学 a に引き続いて法心理学 b を受講することが望まれる。		1. 人が変わるということ 2. 問題行動・非行に対する相談活動 3. 非行のある少年の処遇システム 4. 犯罪者の処遇システム 5. 捜査支援・防犯活動 6. 審判前調査（家庭裁判所、少年鑑別所） 7. 施設内での治療教育（児童自立支援施設、少年院） 8. 処遇調査（刑事施設） 9. 矯正処遇（刑事施設） 10. 社会内処遇（更生保護） 11. 性犯罪再犯防止プログラム 12. 薬物依存離脱プログラム 13. 犯罪被害者支援 14. 被害者と加害者の修復的対話の試み 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
藤岡淳子編『犯罪・非行の心理学』（有斐閣、2007 年）		論述形式の期末レポートにより、授業で取り上げた課題に関する学習や問題意識の深まりを評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	ドイツ法 a／ドイツ法 a／***** ドイツ法 a／ドイツ法 a	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
ドイツ法 a では、ドイツ法の基礎知識として、ドイツ法資料へのアクセスのしかたを学びながら、基本法の構成・特徴を学びます。その後、ドイツと日本で共通の問題点を抱えている各法領域を、それぞれの解決方向の共通性と相違点を比較しながら、分析してみたいと考えています。基本的には公法領域が中心となりますが、教育法や社会保障法・福祉法など社会法領域も視野に入れていきたいと思っています。		1 講義の進め方とスケジュール 2 ドイツ基本法を手に入れよう 3 ドイツ基本法の特徴 4 ドイツ基本法の構造（1） 5 ドイツ基本法の構造（2） 6 ドイツ行政法と日本行政法 7 ドイツの地方自治（1）3層構造と4類型 8 ドイツの地方自治（2）直接請求 9 ドイツの裁判制度 10 ドイツ教育制度と教育改革 11 ドイツ教育裁判 12 ドイツの児童福祉法 13 ドイツの介護保険制度 14 ドイツの成年後見制度 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定しませんが、ドイツ語辞書は必要です。		試験またはレポート	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	ドイツ法 b／ドイツ法 b／***** ドイツ法 b／ドイツ法 b	担当者	宗田 貴行
講義目的、講義概要		授業計画	
ドイツ法は、日本の法制度が範としたものである。英米法の影響が今日において強まっているとはいえ、現在でもなお、ドイツ法を学ぶ意義は大いにあるといつてよい。 そこで、本講義では、ドイツの法律のうち、消費者法について、基本的事項を理解することを目的とする。 上記目的の達成のために、ドイツにおける消費者法の基本的事項をできるかぎり、図、表、グラフなどを用いて分かり易く解説する。 ドイツの裁判制度についての理解も必要となるので、ドイツの裁判についてのビデオ教材も使用して解説する。		1 イン트로 ドイツ法を学ぶわけ 大陸法と英米法 2 小売店の営業時間の制限：閉店法① 3 小売店の営業時間の制限：閉店法② 4 景品規制 5 割引規制 6 書籍再販制度 7 書籍再販制度 8 不招請勧誘規制①～電話勧誘・DM～ 9 不招請勧誘規制②～訪問販売～ 10 不招請勧誘規制③～FAX 広告・電子メール広告～ 11 消費者団体訴訟制度① 12 消費者団体訴訟制度② 13 消費者団体訴訟制度③ 14 PL 法 15 裁判制度	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくになし		レポート	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	フランス法 a / フランス法 a / * * * * *	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。本講義の目的は、日本法を考える場合にも参考になるような視点に配慮しながらフランス法の特徴を明らかにすることにある。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後に、いくつかの具体的制度を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。 春学期では、フランス公法の制度的特質を概論的に明らかにする。具体的には、現在のフランス第5共和制の大統領制の特質等を示した後に、大革命を出発点にするフランス近代公法・私法の歴史的形成を論ずる。単純な歴史順よりも、現在を出発点とした方が関心が深まるからである。 講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。		1 フランス第5共和政の成立 2 大統領1 大統領選挙 3 大統領2 大統領の権限 4 内閣1 内閣の組織 5 内閣2 内閣の権限 6 議会1 二院制と選挙制度 7 議会2 政党の役割 8 憲法院 違憲審査の特質 9 司法裁判所1 裁判所の組織・権限 10 司法裁判所2 法学教育と裁判所 11 地方制度 12, 13 フランス法の歴史①, ② 14 日本法への影響 15 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考書は、大山礼子『フランスの政治制度』東信堂		期末試験を中心にする。出席について点数化し、評価に加算する（約20%程度）。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	フランス法 b / フランス法 b / * * * * *	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。本講義の目的は、日本法を考える場合にも参考になるような視点に配慮しながらフランス法の特徴を明らかにすることにある。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後に、いくつかの具体的制度を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。 秋学期では、私法とりわけ家族法（婚姻法）と土地法（借家法）を取り上げ、日本との比較に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立一つを取り上げても、儀式が法律上は意味を持たない日本民法に比べて、儀式においてフランス民法の条文を朗読することを規定しているフランス民法とでは大きな相違がある。相違の由来する理由についても検討する。 講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。		1 婚姻の成立1 儀式の意義 2 婚姻の成立2 婚姻意思を欠く場合 3 婚姻の効果 4 夫婦の財産関係 5 離婚手続1 協議に基づく離婚 6 離婚手続2 協議に基づかない離婚 7 離婚の効果 8 内縁・パックス1 パックス法と婚姻 9 内縁・パックス2 パックスの効果 10 氏・名 11 土地法1 土地所有権 12 土地法2 借家契約の特徴 13 土地法3 借家契約の解除 14 土地法4 建物明渡し 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義でレジメを配布する。		期末試験を中心にする。出席について点数化し、評価に加算する（約20%程度）。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	地域共同体法 a／地域共同体法 a／***** 地域共同体法 a／地域共同体法 a	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
EU（欧州連合）法発展の歴史、EUの組織や政策決定過程、EU法の性質や構成国国内法・欧州人権条約との関係などについて概観する。 <参考文献> ・庄司克宏『欧州連合』（岩波新書） ・須網隆夫著『ヨーロッパ経済法』（新世社） ・田中俊郎著『EUの政治』（岩波書店） ・庄司克宏編『EU環境法』（慶應大学出版会） <条約集> ・山手・香西・松井編集代表『ベーシック条約集』東信堂など（必携）		1. はじめに 2. EU法発展の歴史① 3. EU法発展の歴史② 4. 主要機関① 5. 主要機関② 6. EU法の国内法に対する優位性 7. EU法の直接効果 8. EU指令の水平的直接効果の否定 9. 小まとめ 10. 国内法のEU法の適合解釈義務 11. 実効的救済の保障 12. 構成国のEU条約違反行為の損害賠償責任 13. 欧州基本権憲章 14. 欧州人権条約との関係 15. まとめ (多少の変更がありうる)	
テキスト、参考文献		評価方法	
・中村民雄・須網隆夫編『EU法基本判例集』（第2版 日本評論社） ・庄司克宏著『EU法 基礎編』（岩波書店）		小テスト（50%）およびレポート（50%）による評価。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	地域共同体法 b／地域共同体法 b／***** 地域共同体法 b／地域共同体法 b	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
EU域内においては、モノ・人・サービス・資本の自由移動が実現し、通商などの経済分野を中心とするさまざまなルール、関税、行政手続等が共通化されてきた（EC法分野）。また、警察・刑事司法分野、外交安全保障分野でも加盟国間の法の接近、相互承認、政府間協力が推進されている。授業では、判例集、教科書を用いながら、具体例の検討などを通じて、EUの各政策分野に関して勉強する。 <参考文献> ・庄司克宏『欧州連合』（岩波新書） ・須網隆夫著『ヨーロッパ経済法』（新世社） ・庄司克宏編『EU 環境法』（慶應大学出版会） <条約集> ・山手・香西・松井編集代表『ベーシック条約集』東信堂など（必携）		1. はじめに 2. 共同市場と域内市場 3. モノの自由移動① 4. モノの自由移動② 5. 小まとめ 6. 人の自由移動① 7. 人の自由移動② 8. 小まとめ 9. サービス・資本の自由移動 10. 経済政策／社会政策 11. 警察・刑事司法協力 12. 対外関係 13. 環境政策① 14. 環境政策② 15. まとめ (多少の変更がありうる)	
テキスト、参考文献		評価方法	
・中村民雄・須網隆夫編『EU法基本判例集』（第2版 日本評論社） ・庄司克宏著『EU法 政策編』（岩波書店）		小テスト（50%）およびレポート（50%）による評価。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	外国法講読Ⅰ／外国法講読Ⅰ／外国書講読Ⅰ 外国法講読Ⅰ／外国法講読Ⅰ	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
〈政治〉の基本的概念や用語の理解を英文を読むことによって深めることを目指すのが、この授業の目的です。 したがって、なにか一冊の文献を選ぶのではなく、政治学や政治思想史の代表的な英語辞典（事典）を使って、適宜、重要事項を読むことにします。詳しくは、最初のガイダンスで説明します。		1 はじめに——ガイダンス 2 講読（１） 3 同（２） 4 同（３） 5 同（４） 6 同（５） 7 同（６） 8 同（７） 9 同（８） 10 同（９） 11 同（１０） 12 同（１１） 13 同（１２） 14 同（１３） 15 同（１４）	
テキスト、参考文献		評価方法	
こちらでプリントを用意します。		平常点およびレポートで評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ 外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
ドイツ語・ドイツ文法の基礎的知識のある学生を対象に、ドイツの法律学に関するドイツ語の文献を講読することにより、ドイツ法についての理解を深めることを目的とします。 具体的な文献としては、ドイツの法学部生向けの入門書や憲法・行政法の分野の教科書・論文の一部をコピーして配布することを考えています。いずれにしても、教員の専門分野からして、ドイツ公法の分野の実定法に関する基礎的な文献が中心になると思います。 ※ この講義は、ドイツ語で書かれたドイツの法律学に関する基礎的な学術文献を講読するものです。 したがって、ドイツ語未修者などドイツ語の基礎文法を一通り終えていない方には、受講を認めません。 また、この講義は、語学としてのドイツ語の文法や会話に関する講義ではないので、ドイツ語の能力の向上のみを目的とする方は、受講をご遠慮ください。 他方、語学としてのドイツ語の能力がいくら優れている場合であっても、出席や輪読等の講義への参加が不十分と認められる場合には、単位は認定しませんので、この点も併せて留意してください。		1. ガイダンス 2. ～ 15. 受講者が主体となって、文献の輪読を行います。	
テキスト、参考文献		評価方法	
開講時のガイダンスで、受講者の語学能力や関心を確認した上で文献を決定し、コピーを配布します。		出席を重視（60％）した上で、輪読の際の発表の内容や議論への参加の度合い（40％）も含めて、総合的に評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	憲法・統治／憲法・統治／憲法・統治 憲法Ⅲ／憲法Ⅲ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
日本国憲法の統治機構について、基本的な考え方を講義することを目的として、日本国憲法の第4章、5章、6章、8章、9章を講義します。		1 開講の辞（現代国家と主権者） 2 権力分立制 3 国会の法的性格と二院制 4 議院の権能と国政調査権 5 行政権の概念と内閣の権能 6 議院内閣制と衆議院の解散権 7 司法権の意義と範囲 8 司法権の独立／裁判所の構成 9 裁判への国民参加（裁判員法、最高裁判官の国民審査制） 10 違憲法令審査制 11 違憲判断の方法 12 地方自治の本旨と住民自治 13 団体自治と条例制定権 14 憲法改正手続き 15 春学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法・第五版』（岩波書店、2011年）、高橋・長谷部・石川編『憲法判例百選』Ⅱ（有斐閣、2007年）		春学期の最後の試験期間中に論述試験を行い、それにより評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	憲法・発展／憲法・発展／憲法・発展 *****／*****	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
日本国憲法の成立経緯や天皇の地位と権限、平和主義を学ぶ。歴史的に日本国憲法が担ってきた意味や役割を勉強する。また、日本国憲法の改正にまつわる理論や、国際法の位置づけを通じて、「憲法の未来」について、検討を試みる。 論点毎に、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。 <参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社） ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』（有斐閣） ・辻村みよ子『憲法』（日本評論社） その他、教室で紹介する。 <判例集> ・芦部・高橋編『憲法判例百選Ⅰ』第5版（有斐閣） ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』（法学書院） <小型六法>（必携）		1. はじめに 2. 日本国憲法の成立経緯① 3. 日本国憲法の成立経緯② 4. 天皇の地位と権限① 5. 天皇の地位と権限② 6. 平和主義の原理① 7. 平和主義の原理② 8. 小まとめ 9. 憲法の保障と違憲審査制① 10. 憲法の保障と違憲審査制② 11. 憲法改正と国民投票① 12. 憲法改正と国民投票② 13. 国際法の遵守① 14. 国際法の遵守② 15. まとめ （多少の変更がありうる）	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（岩波書店） ・大津浩他『憲法四重奏』（有信堂高文社）		小テスト（50%）およびレポート（50%）による評価。ただし、受講者の人数次第で変更する可能性がある。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	行政法Ⅰ／行政法Ⅰ／行政法Ⅰ 行政法Ⅰ／行政法Ⅰ	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
本学の「行政法」の講義は、2008 年度から、「行政法Ⅰ」で行政法の全体を概観しつつ基本的な考え方・視点や特に重要な基礎概念を学んだ後、「行政法Ⅱ」では行政法総論・行政作用法を、「行政法Ⅲ」では行政救済法を、それぞれより深く学んでもらう、という体系になっています。 したがって、春学期の「行政法Ⅰ」では、特に重要な理論・概念・論点や基本的な制度の概要についての重点的かつ概括的な説明にとどまることになりますが、一方でそれらの十分な理解は「行政法Ⅱ・Ⅲ」を学ぶための不可欠な土台となるものです。 また、この講義では、単なる丸暗記ではなく自分の頭で理解しそれを基に適切な概念を用いて自分の言葉で表現するという、高校までとは違った“大学での学問”というものを意識し実践してもらうことにも重点を置いており、学期末試験でもこの点を重視した出題をしますので、こうした趣旨を十分に認識した上で講義に臨んでください。 なお、行政法の理解には、憲法や民法の基礎的な知識が不可欠であり、「憲法（入門・人権・統治）」「民法（入門）」を履修済または履修中であることを前提に講義を行いますので、これらの科目についてのご自分の理解度を再確認した上で行政法の履修のタイミングを考えてください。		1. ガイダンス 2. 行政と私たちとの間の法的関係（具体例） 3. 行政法学の意義と役割、専門科目としての行政法 4. 行政活動の多様性－行政過程と様々な行為形式 5. 行政活動の担い手－行政主体・行政機関 6. 行政の概念、現代における行政と私人の地位の変容 7. 行政活動と法－法源、行政法の基本原則 8. 行政立法（概念・分類） 9. 行政行為①（概念・分類） 10. 行政行為②（裁量・行政手続－概観） 11. 行政行為③（効力） 12. 行政行為④（瑕疵－概観） 13. 行政上の実効性確保（概観） 14. 行政救済法（概観） 15. まとめ ※ 講義は、教科書の記述の解説ではなく、教員が作成するレジュメの流れに沿って行います。 レジュメは、「講義支援システム」または「ポータルサイト」から各自が予めダウンロード・印刷して教室に持参してもらいますが、詳細はガイダンスで説明します。	
テキスト、参考文献		評価方法	
予習・復習用および講義が必要に応じて参照する教科書として、曾和俊文＝山田洋＝亘理格『現代行政法入門〔第2版〕』（有斐閣、2011 年）を指定しますが、その他の文献も含めて、詳細は初回のガイダンスで説明します。		評価方法：大教室のため出席はとりません。 学期末の筆記試験（100％）により評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	行政法Ⅱ／行政法Ⅱ／行政法Ⅱ 行政法Ⅱ／行政法Ⅱ	担当者	茅賀谷 一照
講義目的、講義概要		授業計画	
行政法Ⅱでは、Ⅰを承けて行政法総論の主要部分をより詳細に説明していく。 行政法Ⅰを前提としつつ、行政行為をキー概念として展開されてきた大陸法的な行政法理論と、行政手続法を中心とする英米法的な仕組みが我国の行政法学でどのように組み合わされているかについて、詳述する。		1. 行政法と法律関係 私法上の法律関係と公法上の法律関係 2. 行政立法と行政計画 3. 行政上の法律関係と行政行為の位置 4. 法治主義と行政裁量（1） 5. 法治主義と行政裁量（2） 6. 行政手続法（1） 7. 行政手続法（2） 8. 行政行為論－瑕疵論 9. 行政行為論－取消撤回 10. 非権力的行為 行政契約 11. 非権力的行為 事実行為 行政指導 12. 行政と情報 13. 行政強制総論 14. 代執行、行政罰 15. 即時強制と行政調査	
テキスト、参考文献		評価方法	
行政法Ⅰと共通		授業中、数回（2 回程度）レポート提出を求め（35％）、期末試験の結果と併せて（65％）評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	行政法Ⅲ／*****／行政法Ⅲ 行政法Ⅲ／*****	担当者	多賀谷 一照
講義目的、講義概要		授業計画	
行政法Ⅰ・Ⅱを承けて、行政庁に対し、行政行為（不作為を含む）を事後的に私人が争う、いわゆる行政争訟に関する講義を行う。 この授業では、行政事件訴訟を中心として、判例を多く紹介し、それを通じて行政裁判の在り方を具体的に明らかにする。 後半の国家賠償法、損失補償法は、憲法17条、29条3項を受けて、国・公共団体に対し金銭的補償を求める在り方を講義する。		1. 行政救済法の位置づけ、苦情処理 2. 行政不服申立て1（沿革、種類、対象等） 3. 行政不服申立て2（審査権の範囲・手続、） 4. 行政訴訟1（行政訴訟の歴史、特色） 5. 行政訴訟2（訴訟類型） 6. 行政訴訟3（取消訴訟の訴訟要件①処分性） 7. 行政訴訟4（取消訴訟の訴訟要件②原告適格他） 8. 行政訴訟5（取消訴訟の審理手続） 9. 行政訴訟6（執行停止等） 10. 行政訴訟7（判決） 11. 行政訴訟8（取消訴訟以外の抗告訴訟、当事者訴訟） 12. 住民訴訟 13. 国家賠償法1 14. 国家賠償法2 15. 損失補償・全体のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
行政法Ⅰ・Ⅱの教科書と同じ。		授業中、数回（1－2回）レポート提出を求め（35%）、期末試験の結果と併せて(65%)評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	比較公法／比較公法／***** 比較公法／比較公法	担当者	未定（掲示で確認）
講義目的、講義概要		授業計画	
詳細は履修ガイダンスと掲示で確認をしてください。			
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	租税法 a／*****／租税法 a 租税法 a／*****	担当者	石村 耕治
講義目的、講義概要		授業計画	
税金は、私たちのくらしと密接に関連しています。勤め人になり給与を得たり、事業をはじめた場合、住宅を売って収入を得た場合、さらには家族の者が亡くなり財産を相続することになった場合など、私たちは、常に税金のことを考えなければなりません。 税金については、大きく分けて、次の三つの観点から学ぶことができます。一つは、会計学の観点からです。一般に、商学部や経営学部などで、「税務会計」の科目として開講されています。二つ目は、財政学の観点からです。経済学部などで、「財政学」または「租税論」の科目として開講されています。そして、三つ目は、法律学の観点からです。一般に、法学部で、「租税法」または「税法」の科目として開講されています。 租税法は、大きく①実体税法（租税実体法）と②手続税法（租税手続法）に分けることができます。 法学部学生諸君には、この「租税法 a」の講義においては、最初に、法律学の観点から、税金の種類、租税法に関するさまざまな制度や原理などについて広く学んでもらいます。加えて、所得税の確定申告、不服申立制度や税務争訟など手続税法についても学んでもらいます。		1. 税法の基礎知識を学ぶ 2. 国税と地方税、税金の類型 3. 租税法の基本原則 4. 「所得」とは何か、「租税」の法的定義とは 5. 超過累進税率、課税単位 6. 課税庁の仕組み、課税庁保有情報の開示、課税庁職員 の守秘義務 7. 税理士制度、課税庁の納税者サービススタンダード 8. 個人企業と法人企業の税金 9. 消費税のあらまし 10. 相続・贈与の税金のあらまし 11. その他の国税のあらまし、 12. 住民税のあらまし 13. 租税確定手続：申告納税、賦課課税、自動確定、 14. 税務調査、更正、決定、再更正、更正の請求、推 計課税、附帯税 15. 納税者救済制度：不服申立て、税務争訟、	
テキスト、参考文献		評価方法	
石村耕治編『現代税法入門塾〔第6版〕』（2012 年、清文社）		①試験～80%(論述試験)、②出席＋授業内レポート～20%	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	租税法 b／*****／租税法 b 租税法 b／*****	担当者	石村 耕治
講義目的、講義概要		授業計画	
「租税法 a」に続いて、この「租税法 b」の講義では、所得税を中心に実体税法について詳しく学んでもらいます。所得税法は所得の種類を10種類に区分して課税しています。それぞれの所得の特徴、課税の仕方、さらには、所得控除や税額控除などの仕組みについて学んでもらいます。		1. 所得税とはどのような税金か 2. 所得税の納税義務者と所得税のかかる範囲 3. 所得税のかからない所得とは 4. 申告所得税と源泉所得税 5. 所得税計算と基本的な仕組み、所得税の種類とその 計算の仕方 6. 所得税の課税方法：総合課税と分離課税 7. 給与所得、事業所得、不動産所得 8. 利子所得、配当所得、退職所得 9. 山林所得、譲渡所得、 10. 一時所得、雑所得 11. 青色申告、損益通算、平均課税 12. 所得控除 13. 税額控除 14. 確定申告と年末調整 15. レビュー	
テキスト、参考文献		評価方法	
石村耕治編『現代税法入門塾〔第6版〕』（2012 年、清文社）		①試験～80%(論述試験)、②出席＋授業内レポート～20%	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	地方自治法 a／*****／地方自治法 a 地方自治法 a／*****	担当者	多賀谷 一照
講義目的、講義概要		授業計画	
地方自治法について、その組織と運営の基本的な仕組みを国の制度との対比をしつつ講義し、住民として自治体の下で市民生活を送る上で知っておくべき諸点を明らかにする。 地方分権化の方向の中で、地方自治法制は大きな変容を迎えており、その動向も可能な限りで授業に盛り込む。		1、地方自治の仕組み 2、地方自治と法 3、地方公共団体の権能 4、地方公共団体の事務 5、国と地方公共団体の関係 6、条例と規則（１） 7、条例と規則（２） 8、住民の権利 9、情報公開・個人情報保護 10、直接請求、住民訴訟 11、地方公共団体の組織（１） 12、地方公共団体の組織（２） 13、地方財務 14、公の施設 15、まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義の初回に指示する。		授業中、数回（２回程度）レポート提出を求め（３５％）、期末試験の結果と併せて(65%)評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	地方自治法 b／*****／地方自治法 b 地方自治法 b／*****	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
地方自治体を実際に動かしている公務員についての法制度を概説する。行政機関における公務員の位置付け、相互関係などをみたあとで、公務員関係における法紛争を判例を素材に検討したい。基本的に、公務員のライフサイクルにそって、任用、服務、昇格・転任、派遣、懲戒・分限、離職という順に検討する予定です。判例を素材とするので、行政法Ⅲの履修が望ましい。		(1) 講義の進め方と概要 (2) 公務員とは？ 臨時職員問題 (3) 公務員の任用 (4) 外国人の公務員任用・昇格 (5) 公務員の服務 (6) 公務員の昇格・転任 (7) 公務員の派遣 (8) 公務員の懲戒・分限 (9) 公務員と職務命令 (10) 公務員と市民的自由 (1) (11) 公務員と市民的自由 (2) (12) 公務員と労働基本権 (13) 人事委員会 (14) 公務員の離職 (15) まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
兼子仁「地方公務員法」北樹出版、2006年		受講者の状況をみてレポート・試験などを組み合わせます。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	教育法 a／*****／教育法 a 教育法 a／*****	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
教育法は、教育の場で生じるさまざまな問題を、法的視点から、つまり、権利・義務関係の視点から整理して、教育問題の分析・解決を提起してゆく法分野です。例えば、いじめを素材にする場合、いじめをなくす方法の考察、あるいは、いじめの構造分析をするのではなく、いじめ裁判の分析を通じて、学校・教師のいじめに対応する最低限の法的義務を明らかにするというアプローチです。現在、学校でも、家庭でも、子どもに対する人権侵害が多発しています。教師の体罰で子どもが心身に重大な被害を受ける事例もあとを絶たないし、統計的には減少しているとされていたいじめも、むしろ、学校では常態化しており、いじめ裁判は増加しています。この講義では、学校での子どもの人権侵害についての具体的な裁判事例を、体罰、いじめ、生活指導、校則、学校教育措置、教育情報に分類して、法的に分析し、教育法の考え方と現時点での理論的到達点を入門的に解説します。		1 学校における子どもの人権侵害——問題化の経緯と分類 2 学校事故裁判と学校教育裁判 3 体罰裁判とその特徴——体罰裁判の判例動向 4 体罰裁判の新しい展開 5 生活指導とその法的限界 6 いじめと裁判——中野富士見中事件といわき小川中事件 7 いじめ自殺と予見可能性—— 8 いじめ調査・報告義務訴訟 9 丸刈り校則裁判 10 修徳高校パーマ校則裁判 11 都立高校原級留置き訴訟 12 信教の自由と学校教育——エホバの証人退学事件 13 内申書・指導要録開示訴訟 14 教育情報公開訴訟—学力テスト結果公開請求事件 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しませんが、講義時に教育関係の小六法を携行してください。		試験	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	教育法 b／*****／教育法 b 教育法 b／*****	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
教育法の現代的問題状況の把握(教育法 a)を前提に、教育法のより体系的な理解のために、自主性擁護的教育裁判を通じての教育法学形成と教育と国家との基本的な関係のあり方を検討します。次に、教育法の基礎概念である教育人権、子どもの学習権、親の教育権、教師の教育の自由、住民の教育権を、教育裁判を素材に解説します。最後に、2006 年教育基本法改正とその後の教育法状況を分析します。		1 戦後教育改革と憲法・教育基本法法制 2 逆コースの教育改革 3 教科書裁判（１） 4 教科書裁判（２） 5 最高裁学テ判決 6 障害児の学習権——特殊学級入級処分取消訴訟 7 子どもの市民的自由——内申書裁判 8 親の教育権——日曜日訴訟 9 親の教育権——七尾養護学校事件 10 教師の教育の自由——伝習館高校事件 11 教師の教育の自由と日の丸・君が代最高裁判決 12 新任教師と分限処分 13 住民の教育権——教育委員会制度と教育 14 教育基本法改正と教育法制 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しませんが、講義時に教育関係の小六法を携行してください		試験	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	民法Ⅱ（債権各論）／民法Ⅱ（債権各論）／民法Ⅱ（債権各論） 民法Ⅳ／*****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
契約法および不法行為法の基本的論点について講義します。		1：ガイダンス 2：売買(1) 3：売買(2) 4：売買(3) 5：売買(4) 6：賃貸借(1) 7：賃貸借(2) 8：賃貸借(3) 9：一般不法行為(1) 10：一般不法行為(2) 11：一般不法行為(3) 12：一般不法行為(4) 13：共同不法行為 14：使用者責任(1) 15：使用者責任(2)	
テキスト、参考文献		評価方法	
大村敦志『基本民法Ⅱ』（有斐閣） 潮見佳男『入門民法（全）』（有斐閣）		学期末試験	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	民法Ⅲ（担保物権・債権総論）／民法Ⅲ（担保物権・債権総論）／民法Ⅲ（担保物権・債権総論） 民法Ⅲ／民法Ⅲ	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
担保物権法および債権法総論の基本的論点について講義します。		1：ガイダンス 2：弁済(1) 3：弁済(2) 4：相殺(1) 5：相殺(2) 6：債権譲渡(1) 7：債権譲渡(2) 8：債権譲渡(3) 9：責任財産の保全(1) 10：責任財産の保全(2) 11：責任財産の保全(3) 12：債権担保法概要 13：抵当権(1) 14：抵当権(2) 15：抵当権(3)	
テキスト、参考文献		評価方法	
大村敦志『基本民法Ⅲ』（有斐閣） 潮見佳男『入門民法（全）』（有斐閣）		学期末試験	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	民法Ⅳ（親族法）／*****／民法Ⅳ（親族法） 民法Ⅴ／*****	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
民法第四編「親族」を中心に扱う。具体的には、法律上の夫婦を形成するための制度である婚姻、その解消としての離婚、家族関係の拡大の中での親子等に関する問題を取り上げ、民法の条文の背景にある法原理と判例に現れた解釈を交差させながら、家族法の基本的論点について講義する。そこでは、日本の法形成に影響を及ぼしうる諸外国の立法制度についてもあわせて言及する。 また、家族の中の高齢者にかかわる問題としての成年後見制度や、家事事件の処理に重要な役割を果たす家庭裁判所の実務等についても必要に応じて言及する。		1 はじめに 2 家族とは何か 3 婚姻の成立と婚約 4 婚姻の効力（１）－身分上の効力－ 5 婚姻の効力（２）－財産上の効力－ 6 離婚（１）－協議離婚－ 7 離婚（２）－裁判離婚－ 8 離婚の効果（１）－財産関係－ 9 離婚の効果（２）－未成年子の養育－ 10 実親子（１）－嫡出性に関する問題－ 11 実親子（２）－認知に関する問題－ 12 養子縁組 13 親権 14 家族をめぐる諸問題 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
常岡史子編『はじめての家族法』（成文堂、2008 年）		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する（100%）。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	民法Ⅴ（相続法）／*****／民法Ⅴ（相続法） 法律学特講（相続法）／*****	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
民法第五編「相続」を扱う。わが国の民法は、法定相続と遺言の２つを柱として構成されている。そこで講義では、まず法定相続制度の概要について説明する。その後、被相続人の私的自治の実現としての遺言制度、さらに両者のほざまにあつて、私的生活保障と意思の尊重という一見相容れがたい要請に応えようとする遺留分制度について検討する。また、必要に応じて諸外国の相続制度にも言及し、日本法のあり方について考えを深める契機とする。		1 はじめに 2 相続とは何か 3 相続人と相続分 4 相続欠格と廃除 5 相続財産の範囲 6 共同相続と遺産共有 7 特別受益と寄与分 8 相続の承認と放棄 9 遺産分割 10 遺言の方式 11 遺言の効力 12 遺留分（１） 13 遺留分（２） 14 相続紛争と家庭裁判所の役割 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
常岡史子編『はじめての家族法』（成文堂、2008 年）		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する（100%）。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	会社法Ⅰ／会社法Ⅰ／会社法Ⅰ 会社法／会社法	担当者	梅田 武敏
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 平成 17 年に制定された所謂新会社法につき、具体的な例を入れながら理解しやすく平易に講義することを目的とします。但、時間の関係上、株式会社を対象とした講義のみにならざるをえません。 講義概要 新会社法は、条文が口語体になっており、旧会社法に比べ日本語的には読みやすくなっております。しかし、内容的には旧会社法よりも複雑で理解しづらくなったように思われます。 講義は、この「より複雑になった」新会社法を、十分に理解できるよう、会社の機関に関する部分から行う予定です。即ち、株主総会、取締役、取締役会、代表取締役等々に関することから行います。そして、受講生が株式会社をめぐって発生する各種事件の法的意味が把握できる程度のレベルにまで達することを目指したいと思っております（例：オリンパス事件）。或いは、東電の原発事故が発生させた損害について、東電の取締役個人に対し損害賠償請求をすることは可能か、といった問題も検討したいと思っております。		①近代社会と会社及び会社法の歴史 ②会社の経済的機能と法的性質 ③各種会社と株式会社 ④法人としての会社と会社の機関－その法構造 ⑤株式会社の機関－その 1 ⑥ 同 －その 2 ⑦ 同 －その 3 ⑧ 同 －その 4 ⑨ 取締役と会社の関係 ⑩取締役の会社に対する責任－その 1 ⑪ 同 －その 2 ⑫取締役の第三者に対する責任 ⑬取締役会設置会社と非設置会社 ⑭委員会設置会社 ⑮公開会社と非公開会社 春学期は以上の予定です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
最初の講義の際にプリントを配布します。講義はプリントにそって行います。		期末テストの成績によります。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	会社法Ⅱ／会社法Ⅱ／会社法Ⅱ 会社法／会社法	担当者	梅田 武敏
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 春学期を引き継いだ講義です。春学期同様、具体的な例を入れながら、会社を創るためにはどのような行為をしなければならないのか、自由な意思で決定できる部分と法的強制のある部分等を区別し、理解しやすい株式会社法を目指す予定です。 講義概要 春学期での講義を前提にして、株式会社の設立（会社を創ること、会社の誕生、会社の発生、会社法人の創設）と発起人、発起人の行為、定款について、及び、設立をめぐる各種問題を講義します。 設立に関する講義の後は、株主と会社との関係、株主名簿とその書替をめぐる各種問題、株式の意義、株式の発行、各種株式、株主の権利と義務、等について講義を行う予定です。		①株式会社の種類と機関－その 1 ② 同 －その 2 ③発起人と会社の設立、定款 ④会社設立の 2 形態 ⑤会社の設立をめぐる諸問題－その 1 ⑥ 同 －その 2 ⑦株式の発行、株券不発行制度 ⑧株式と株主 ⑨株式の譲渡と株主名簿の書替 ⑩株主の権利と義務 ⑪新株と新株予約権、種類株式 ⑫自己株式 ⑬利益供与とタコ配当 ⑭株式の分割、併合 ⑮株式の無償割当、単位株制度 以上が秋学期の予定です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
春学期に配布したプリントを使用して講義を行います。		期末テストの成績によります。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	会社法Ⅰ／会社法Ⅰ／会社法Ⅰ 会社法／会社法	担当者	吉川 信將
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、経済社会の中で大きな役割を担う会社の組織・運営を規律する会社法について、会社法Ⅱとあいまって、全体像を把握することを目的とする。 会社法を含め、商法関連法規は私法の一般法規である民法の特別法に当る。民法には個人の日常生活に密接に関連する規定も多いのに対し、会社法は学生の殆どにとって直接的関係がないためイメージが湧きにくいだけでなく、法文も極めて技術的であり、複雑化している。そのため、いたずらに細部にまで立ち入るのではなく、その骨格となる部分を中心に論じる。 現在進行中の会社法改正作業については、必要に応じて現行法との対比等を行う。 なお、会社法に関連した事件が生じた場合には、出来るだけそれを採り上げて解説を加える。		1. 講義の概要、商法における会社法の位置（1） 2. 商法における会社法の位置（2） 3. 商法における会社法の位置（3） 4. 企業を巡るステークホルダーと企業形態（1） 5. 企業を巡るステークホルダーと企業形態（2） 6. 企業を巡るステークホルダーと企業形態（3） 7. 株式会社の存在意義と会社法の目的（1） 8. 株式会社の存在意義と会社法の目的（2） 9. 株式会社の基本原則（1） 10. 株式会社の基本原則（2） 11. コーポレート・ガバナンスー経営の決定と責任（1） 12. コーポレート・ガバナンスー経営の決定と責任（2） 13. コーポレート・ガバナンスー経営の決定と責任（3） 14. コーポレート・ガバナンスー経営の決定と責任（4） 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：落合誠一『会社法要説』（有斐閣・2010年）。六法持参のこと。 参考文献等については、適宜授業中に紹介する。		評価方法：期末試験の結果をベースに受講姿勢等を加味して総合的に判断する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	会社法Ⅱ／会社法Ⅱ／会社法Ⅱ 会社法／会社法	担当者	吉川 信將
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、経済社会の中で大きな役割を担う会社の組織・運営を規律する会社法について、会社法Ⅰに引き続き、全体像を把握することを目的とする。 会社法を含め、商法関連法規は私法の一般法規である民法の特別法に当る。民法には個人の日常生活に密接に関連する規定も多いのに対し、会社法は学生の殆どにとって直接的関係がないためイメージが湧きにくいだけでなく、法文も極めて技術的であり、複雑化している。そのため、いたずらに細部にまで立ち入るのではなく、その骨格となる部分を中心に論じる。 現在進行中の会社法改正作業については、必要に応じて現行法との対比等を行う。 なお、会社法に関連した事件が生じた場合には、出来るだけそれを採り上げて解説を加える。		1. 講義の概要、コーポレート・ガバナンスー経営監督（1） 2. コーポレート・ガバナンスー経営監督（2） 3. コーポレート・ガバナンスー株主の役割（1） 4. コーポレート・ガバナンスー株主の役割（2） 5. 会社の資金調達（1） 6. 会社の資金調達（2） 7. 会社の財務・剰余金の配当（1） 8. 会社の財務・剰余金の配当（2） 9. 会社組織の誕生と変動（1） 10. 会社組織の誕生と変動（2） 11. 会社組織の誕生と変動（3） 12. 会社組織の誕生と変動（4） 13. 会社グループの法規制（1） 14. 会社グループの法規制（2） 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：落合誠一『会社法要説』（有斐閣・2010年）。六法持参のこと。 参考文献等については、適宜授業中に紹介する。		評価方法：期末試験の結果をベースに受講姿勢等を加味して総合的に判断する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	手形・小切手法／*****／手形・小切手法 手形・小切手法／*****	担当者	白石 智則
講義目的、講義概要		授業計画	
手形・小切手は、学生の皆さんにはあまりなじみのないものだと思いますが、現在の経済社会においてなお重要な役割を果たしています。本稿では、この手形・小切手を実際にどのように使われているかについて意識しながら、手形・小切手法にかかわる法理論を体系的に学んでいきます。かなり技術的で、とっつきにくいと思われがちですが、そんなことはありません。きわめて論理的で、法律学の楽しさが詰まった法分野です。 なお、手形・小切手法を学ぶためには、民法の理解が不可欠です。民法、とくに民法総則（能力・代理など）の復習をしたうえでこの講義に臨んでください。		第1回 ガイダンス 第2回 手形・小切手の意義・法的構造 第3回 手形・小切手の経済的機能と銀行取引 第4回 有価証券とは何か 第5回 手形行為の意義と特性 第6回 手形行為の成立要件 第7回 手形行為の有効要件 第8回 手形行為と権利外観 第9回 他人による手形行為 第10回 無権代理と偽造 第11回 表見代理 第12回 振出 第13回 白地手形 第14回 手形の変造 第15回 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
早川徹『手形・小切手法』（弘文堂）		期末試験の結果（100%）によります。なお、期末試験で合格点を取れなかった学生については、通常授業の際に適宜行う小テストの点数を加算します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	商法総則・商行為／商法総則・商行為／商法総則・商行為 商法総則・商行為／商法総則・商行為	担当者	梅田 武敏
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 生活者である我々（非商人）が日常行う取引は、通常、商人を相手とする取引です。パンを買う、本を買う、といった場合のように。この関係（非商人と商人の関係）は、商法が規律します。したがって、我々非商人が日常経験する取引関係の殆どは、商法の規制対象といえます。ところが、パンの売買契約は何時成立するのか、自販機でのそれは、宅急便契約でのそれは、といったことに関する法的理解は十分ではありません。原因は商法は難解である、といった根拠のない誤解からくる「商法拒否」にあると思われます。 本講義は、解りやすいテキストを用いてこの「根拠なき誤解」を払拭し、生活者である我々が日々経験する取引関係の法的意味を把握することを目的とします。 講義概要 前半では、商法の意義を明らかにした後、商法全体に適用される原理・原則を提示します。後半では、商行為各論である、商法が適用される各種契約関係を、利用者の側から考察・検討することを予定しております。		①商法の発生 ②商法概念の検討と学説展望 ③商法典の制定 フランス、ドイツ、日本 ④商法の法源、商法の指導理念 ⑤商人と商行為、生活者と商法 ⑥商号 ⑦名板貸 ⑧商業使用人 ⑨支配人 ⑩商行為の類型－1 ⑪ 同 －2 ⑫問屋営業 ⑬運送営業 ⑭場屋営業 ⑮仲立営業 以上が予定です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
梅田武敏『商法総則・商行為法』（新版）・信山社		期末テストの成績により行います。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	保険法／*****／保険法 保険法／*****	担当者	吉川 信將
講義目的、講義概要		授業計画	
現代社会においては様々な危険が存在し、万一遭遇した場合には大きな損害を被るものもある。しかし、そうした損害の多くは保険によって填補可能なため、我々は安心して社会生活を送ることができる。この講義では、社会的にも重要な機能を果たしている保険制度を規律する「保険法」のうち、その通則と損害保険に関する基礎的事項を理解することを目的とする。 テキストには主要な判例の概要も掲載されているので、予習も可能であろうし、そうすることにより講義内容の理解も促進されるであろう。 なお、損害保険に関連した時事問題が生じた場合には、出来るだけそれを取り上げて解説を加える。		1. 講義の概要・保険法総論（１） 2. 保険法総論（２） 3. 保険法総論（３） 4. 保険法総論（４） 5. 保険法の基礎理論（１） 6. 保険法の基礎理論（２） 7. 損害保険契約の内容（１） 8. 損害保険契約の内容（２） 9. 損害保険契約の成立 10. 保険料の支払い・損害保険関係の変動 11. 損害の填補 12. 損害保険契約の終了・保険担保 13. 責任保険 14. 自動車保険・海上保険 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：甘利公人・福田弥夫『ポイントレクチャー保険法』（有斐閣・2011年）。六法持参のこと。 参考文献等については、適宜授業中に紹介する。		評価方法：期末試験の結果をベースに受講姿勢等を加味して総合的に判断する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	国際取引法／国際取引法／***** 国際取引法／国際取引法	担当者	土屋 弘三
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義の目的〕 2011 年の EU のソブリン・リスク、急激な円高、東日本大震災、タイの洪水等の発生により世界経済は不安定な状況にある。昨年発生したこれらの世界経済成長の阻害要件をみれば、世界経済が金融・貿易取引面でいかに相互依存度が増加しているか、またその国際取引の重要性を如実に例証した。 この講義では、その国際取引を可能にしている世界的な枠組みとその法源を理解し、主として物品貿易取引を取り上げて、主としてリスク・マネジメントの視点から国際取引契約の締結・履行を学んでいく。 ① 取引の対象を企業による国際物品売買取引を中心にして、国際取引を規律する法とその取引に関わるリスクを学ぶ。 ② すべての国際取引は最終的には契約書となるが、その契約の準拠法が英米法となる可能性が高い実態を踏まえ、必要に応じて、国際物品売買契約の主要条項を英米法の観点からも検討する。 〔講義の概要〕 ① 国際取引の現状と世界における日本に位置づけ、取引を支える国際的枠組みと法源を理解する。 ② 国際物品売買契約の取引の開始から終了までの主要な契約条項について検討する。		1. 国際取引法の意義と主要な国際取引 2. 国際取引の現況と国際的枠組み (WTO, FTA) 3. 国際取引法の法源とその適用 4. 契約準拠法、契約当事者の様態 5. 契約の成立、契約の方式 6. 入札と予備的合意、契約締結 7. インコタームズ 8. 国際物品売買での保証条件と瑕疵担保責任 9. 損害賠償責任とその限定 10. 外国為替制度、為替の変動 11. 国際物品売買と代金決済 12. 国際取引とリスク管理 13. 国際取引と国際課税 14. 国際取引と通商摩擦 15. 国際取引と紛争解決	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考書：企業取引法の実務（補訂版）』花水・三浦・土屋著（商事法務）（秋学期のテキストに同じ）		出席（小テストを含む）20%、学期定期試験 80%を原則とする。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ 刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
人は、犯罪を行うと刑罰を科せられます。刑法は、犯罪と刑罰の内容と相互関係を規定する法律です。本講義と「刑法総論Ⅱ」は、犯罪の成立要件を解明する「犯罪論」と、刑罰の目的や役割を解明する「刑罰論」を対象とします。犯罪論の課題は、殺人罪や窃盗罪といった個別の犯罪に特徴的な要素を解明する「刑法各論」と異なり、「すべての犯罪に共通する最大公約数的な要素は何か、犯罪というからには最低限備えていなければならない要素は何か」を明らかにすることにあります。犯罪とは、①構成要件に該当し②違法で③有責な行為と定義されますが、本講義では①と、②の前半を扱います。 刑罰は、法的制裁の中で一番厳しいものですから、刑罰を科す前提として犯罪が成立しているか否かという問題は、きわめて重要な意義をもっています。犯罪の成否に関する問題は、刑罰権の発動と直結していますから、場当たりの・感情的な議論をするのではダメで、論理的・一貫性が強く求められるのです。本講義では、刑法の議論に必要な論理的思考能力を身につけることを目標とします。 【履修上の注意事項】 本講義は、「刑法入門」を受講してから履修することを、強く推奨します。		1. 刑法および刑法学の意義・目的 2. 刑法の性格・機能 3. 罪刑法定主義 4. 刑法の理論（犯罪論・刑罰論と学派の争い） 5. 犯罪概念と犯罪論体系 6. 行為論と行為の概念・態様 7. 構成要件の意義と機能 8. 構成要件の要素 9. 因果関係（1） 10. 因果関係（2） 11. 違法性の実質（1） 12. 違法性の実質（2） 13. 正当防衛と緊急避難の概観・異同 14. 正当防衛（1） 15. 正当防衛（2） ＊ 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。進度が遅れた場合、補講を行うことがあります。あらかじめご了承ください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：曾根威彦『刑法総論〔第4版〕』弘文堂 参考書：第1回の講義で、プリントを配布して紹介します。授業でプリントを配布することがあります。		定期試験の答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、他説を批判しながら自分の考えを論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ 刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、「刑法総論Ⅰ」を受講した学生（受講済であれば、単位の取得は必要ありません）が履修することを前提に、犯罪の成立要件の②の後半と③を扱います。 刑罰は最も厳しい法的制裁ですから、犯罪が成立してさえいれば科してよいというものではなく、刑罰の意味・目的からはずれた処罰は慎まなければなりません。そこで、刑罰の目的や機能を解明する「刑罰論」での議論が犯罪論の議論に及ぼす影響についても言及する予定です。本講義においても、刑法の議論に求められる論理的思考能力の修得を目標とすること等、基本的なスタンスは、「刑法総論Ⅰ」と変わりません。 【履修上の注意事項】 「刑法総論Ⅰ」の講義を受けていないと、本講義の内容を理解することは至難の業です。必ず「刑法総論Ⅰ」を受講してから、本講義に臨んでください（受講してさえいれば、単位の取得は必要ありません）		1. 緊急避難（1） 2. 緊急避難（2） 3. 法令行為・正当業務行為 4. 被害者の承諾 5. 安楽死 6. 尊厳死 7. 責任主義 8. 責任の本質・基礎・内容 9. 責任能力 10. 原因において自由な行為 11. 違法性の意識 12. 故意論 13. 故意と違法性の意識 14. 事実の錯誤（1） 15. 事実の錯誤（2） ＊ 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。進度が遅れた場合、補講を行うことがあります。あらかじめご了承ください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：曾根威彦『刑法総論〔第4版〕』弘文堂 参考書：第1回の講義で、プリントを配布して紹介します。授業でプリントを配布することがあります。		定期試験の答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、他説を批判しながら自分の考えを論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ 刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
目的 「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。 刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけばできるようになると思います。		1. インTRODakション（授業と刑法の） 2. 刑法とは 3. 刑法の機能（法益保護機能） 4. 刑法の機能（人権保障機能・・・罪刑法定主義1） 5. 刑法の機能（人権保障機能・・・罪刑法定主義2） 6. 刑罰の目的 7. 犯罪論体系 8. 構成要件総説 9. 実行行為・不作為犯 10. 因果関係（条件関係） 11. 因果関係（相当性判断） 12. 違法論総説 13. 法令行為・正当業務行為 14. 被害者の同意 15. その他の常態的違法性阻却事由	
概要 「刑法」は、犯罪と刑罰、およびその両者の関係を規定した法律（「実質的意義における刑法」）です。「刑法総論」では、①そもそも「刑法」ってなんだろう、という基本的な事柄（「刑法の基礎」）、②犯罪とはなんだろう、という「犯罪論」、③刑罰とはなんだろう、という「刑罰論」からなります。 この刑法総論Ⅰの授業では、①「刑法の基礎」を中心に、②「犯罪論」の始めの方まで進みたいと思います。③「刑罰論」については、折に触れて授業の中で、お話する機会を作ります。 刑法は論理性が強く求められます。さらに、刑法総論は非常に抽象的な話になります。馴染むまでに少し時間がかかるとは思いますが、一度馴染むと楽しめます。		※授業計画は目安です。実際の進行と異なることがあります。実際の授業回数と上記の数字も無関係です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
曾根威彦『刑法総論 第4版』（弘文堂） （上記以外の「刑法総論」に関する基本書でもかまいません）		基本的に、論述式の定期試験です。知識問題も出すかもしれませんが、レポート・小テストなども考えていますが、授業の中でお知らせします。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ 刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
目的 「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。 刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけばできるようになると思います。		1. インTRODakション（刑法総論Ⅰの復習） 2. 被害者の同意・安楽死 3. 正当防衛（防衛状況） 4. 正当防衛（防衛行為） 5. 緊急避難 6. 責任論総説 7. 責任能力 8. 原因において自由な行為 9. 故意・過失 10. 錯誤論（事実の錯誤1） 11. 錯誤論（事実の錯誤2） 12. 錯誤論（事実の錯誤3） 13. 違法性の錯誤・期待可能性 14. 共犯論（共同正犯） 15. 共犯論（教唆犯・幫助犯）	
概要 刑法総論Ⅱでは、刑法総論の内容のうち、刑法総論Ⅰで終えることのできなかったことをやっていきます。つまり、②「犯罪論」の残りの部分をやっていきます。 ですので、刑法総論Ⅰを受講しておくことが望ましいと考えています。刑法総論Ⅰを理解した上で、この刑法総論Ⅱを受講してください。		※授業計画は目安です。実際の進行と異なることがあります。実際の授業回数と上記の数字も無関係です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
曾根威彦『刑法総論 第4版』（弘文堂） （上記以外の「刑法総論」に関する基本書でもかまいません）		基本的に、論述式の定期試験です。知識問題も出すかもしれませんが、レポート・小テストなども考えていますが、授業の中でお知らせします。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ 刑法各論／刑法各論	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
人は、犯罪を行うと刑罰を科せられます。刑法は、犯罪と刑罰の内容と相互関係を規定する法律です。本講義は、「刑法各論」を取り扱います。すべての犯罪に共通する要素や原理・原則を解明する「刑法総論」と異なり、刑法各論は、殺人罪や傷害罪といった個別犯罪に特有の成立要件や、類似する他の犯罪との異同・限界を明らかにすることを課題とします。本講義は、「財産罪以外」の犯罪、すなわち人格的法益、社会的法益、国家的法益に対する罪の中から、重要な論点を含む犯罪類型を取り扱います(人格的法益に対する罪に重点を置きます)。 それぞれの犯罪の成立要件を正しく理解し、法益を侵害する行為について、その具体的な行為態様に着目し、刑法上、何罪が成立するかを、刑法各本条の解釈を通じて論理的に結論づけられるようになることが、本講義の目標です。 【履修上の注意事項】 本講義は、「刑法入門」、「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」、「憲法・人権」を受講してから履修することを、強く推奨します(受講してさえいれば、単位の取得は必要ありません)。		1. 刑法各論の意義と任務 2. 人の始期・終期、殺人罪(1) 3. 殺人罪(2)、同意殺人罪 4. 傷害罪と暴行罪 5. 危険運転致死傷罪、過失致死傷罪 6. 遺棄罪(1) 7. 遺棄罪(2) 8. 逮捕罪、監禁罪 9. 脅迫罪、強要罪 10. 強制わいせつ罪、強姦罪 11. 名誉毀損罪 12. 放火罪 13. 文書偽造罪 14. 公務執行妨害罪、偽証罪 15. 贈賄罪と収賄罪 * 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、補講を行うことがあります。あらかじめ、ご了承ください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：曽根威彦『刑法各論 [第4版]』弘文堂 参考書：第1回の講義で、プリントを配布して紹介します。講義中にプリントを配布することがあります。		定期試験の答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、自分の考えを他説を批判しながら論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ 刑法各論／刑法各論	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、「刑法各論」の対象となる犯罪の中でも、重要な論点を数多く含み、初学者には議論が難しく感じられる「財産罪」(財産的法益に対する罪)について、わかりやすく、丹念に検討していきます。 財産罪は、財産権の侵害を内容とする点で共通しているにもかかわらず、刑法 235 条以下では、行為態様の違いなどによって細分化されています。そのため、すべての財産権侵害が網羅的に犯罪となるわけではなく、また、個別の財産罪相互の異同が問題となります。具体的な限界事例において、どの財産罪が成立するかを導き出すためには、個別の財産罪のどこが共通し、どこが異なっているのかを、キチンと理解している必要があるのです。 本講義では、財産罪の体系を理解し、限界事例に対応できるようになることを目標にします。 【履修上の注意事項】 本講義は、「刑法入門」、「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」、「刑法各論Ⅰ」および「民法Ⅰ・Ⅱ」を受講してから履修することを、強く推奨します(受講してさえいれば、単位の取得は必要ありません)。		1. 財産罪の体系・分類、財物の意義 2. 占有の意義 3. 奪取罪の保護法益 4. 窃盗罪(1) 5. 窃盗罪(2)、不動産侵奪罪 6. 強盗罪(1) 7. 強盗罪(2) 8. 事後強盗罪、強盗致死傷罪 9. 詐欺罪(1) 10. 詐欺罪(2) 11. 恐喝罪 12. 横領罪(1) 13. 横領罪(2) 14. 盗背任罪 15. 品等に関する罪 * 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、補講を行うことがあります。あらかじめ、ご了承ください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：曽根威彦『刑法各論 [第4版]』弘文堂 参考書：第1回の講義で、プリントを配布して紹介します。講義中にプリントを配布することがあります。		定期試験の答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、自分の考えを他説を批判しながら論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ 刑法各論／刑法各論	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
刑法各論では、すべての犯罪が共通してもつ性質を解明し犯罪の成立要件を追求する刑法総論とは異なり、各犯罪類型の意味範囲・処罰の射程を学習します。その意味では、それぞれの犯罪類型の個性を解明するといってもよいでしょう。しかしながら、その個性に迫るアプローチはすべての犯罪類型において同じです。そこに条文の解釈方法・刑法的思考方法があらわれています。したがって、授業では、各犯罪類型のもつ個性の理解と共に刑法的思考方法の体得も目指したいと考えています。 刑法各論Ⅰでは、個人的法益に対する罪のうち、生命・身体に対する罪、自由に対する罪、名誉に対する罪を中心に学習します。 講義を受ける時の注意点は、第1回目に説明します。		1 刑法各論とは何か、刑法各論の学び方 2 殺人罪をめぐる諸問題 3 殺人罪をめぐる諸問題 4 傷害罪・暴行罪をめぐる諸問題 5 危険運転致死傷罪・過失致死傷罪 6 遺棄罪 7 身体の自由に対する罪 8 性的自由に対する罪 9 私生活の平穏に対する罪 10 名誉毀損罪 11 信用・業務に対する罪 12 財産罪総論 13 窃盗罪をめぐる諸問題 14 窃盗罪をめぐる諸問題 15 Ⅰでの学習のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
基本的にはレジュメを使用して授業をします。教科書・参考書については、第1回目の講義で説明します。		期末テストで評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ 刑法各論／刑法各論	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
刑法各論では、すべての犯罪が共通してもつ性質を解明し犯罪の成立要件を追求する刑法総論とは異なり、各犯罪類型の意味範囲・処罰の射程を学習します。その意味では、それぞれの犯罪類型の個性を解明するといってもよいでしょう。しかしながら、その個性に迫るアプローチはすべての犯罪類型において同じです。そこに条文の解釈方法・刑法的思考方法があらわれています。したがって、授業では、各犯罪類型のもつ個性の理解と共に刑法的思考方法の体得も目指したいと考えています。 刑法各論Ⅱでは、個人的法益に対する罪のうち、財産に対する罪、放火罪その他の社会的法益に対する罪、公務執行罪その他の国家的法益に対する罪を中心に学習します。		1 Ⅰの学習事項の確認とⅡの概要 2 強盗罪をめぐる諸問題 3 準強盗罪・強盗致死傷罪 4 詐欺罪をめぐる諸問題 5 詐欺罪をめぐる諸問題 6 恐喝罪・毀棄隠匿罪 7 横領罪・背任罪 8 盗品に関する罪 9 社会的法益に対する罪－放火罪・失火罪 10 社会的法益に対する罪－偽造罪<1> 11 社会的法益に対する罪－偽造罪<2> 12 社会的法益に対する罪－わいせつ罪 13 国家的法益に対する罪－公務執行妨害罪など 14 国家的法益に対する罪－偽証罪・犯人蔵匿罪など 15 国家的法益に対する罪－賄賂罪など	
テキスト、参考文献		評価方法	
基本的にはレジュメを使用して授業をします。教科書・参考書については、第1回目の講義で説明します。		期末テストで評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑事政策 a／刑事政策 a／刑事政策 a 刑事政策 a／刑事政策 a	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、犯罪予防や犯罪対策さらには刑事制裁のシステムについて検討を進めるものです。犯罪者の処遇（被収容者処遇法および更生保護法）や被害者の保護政策（犯罪被害者等基本法）などのように、近年、刑事立法や刑事司法をめぐる新たな重要課題が示されてきました。講義では、こうした動きを題材として、刑事政策のあるべき理念と立案を論じようと思います。 犯罪に対する認識と問題意識は、私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実を目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき刑事政策は危険である」とするリスト(Franz von Liszt)の言葉は、今日こそ重要です。 「刑事政策 a」では、①犯罪現象の捉え方、②犯罪原因論、③近時の犯罪対策立法、④被害者保護の視点から見た刑事政策、⑤死刑制度の現在と将来を中心に授業展開したいと思います。		1. 犯罪と刑事政策の基礎（刑事政策とは何か） 2. 犯罪現象の捉え方（犯罪統計の読み方） 3. 犯罪原因の研究①（素因論から環境論へ） 4. 犯罪原因の研究②（相互作用論から新たな研究） 5. 犯罪被害者の研究（被害者学の発展とその成果） 6. 犯罪被害者の保護のための法整備 7. 刑罰制度の意義と種類（刑罰はなぜ必要なのか） 8. 刑罰と保安処分（責任と予防） 9. 犯罪の司法的処理（警察・検察・裁判の流れ） 10. 死刑制度を考える①（死刑存廃と米国の実情） 11. 死刑制度を考える②（日本の問題と死刑代替刑） 12. 財産刑の現状と課題（罰金を中心に） 13. 犯罪者の社会復帰と刑事政策 14. 新行刑法と新更生保護法 15. 新たな刑事制裁の可能性	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：安部哲夫ほか編『ビギナーズ刑事政策（第2版）』成文堂 参考教材：法務総合研究所『平成23年版犯罪白書』		学期末試験（持込不可）80%、授業への参加・アンケート・レポート20%で評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑事政策 b／刑事政策 b／刑事政策 b 刑事政策 b／刑事政策 b	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
犯罪に対する認識と問題意識は、裁判員制度の実施とともに私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実を目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき刑事政策は危険である」(Franz von Liszt)との言葉をかみしめて講義に臨んでほしい、と思います。 「刑事政策 b」では、①刑罰制度としての自由刑、②保護観察・更生保護、③個々の犯罪対策（性犯罪、常習犯罪、精神障害犯罪、高齢者犯罪など）を中心に授業を進めます。とくに、被収容者処遇法（2006年）および更生保護法（2007年）によって、犯罪者処遇が現在どう展開されているのかを検討します。 授業計画にある課題は、状況により変更もあります。		1. 現代刑事政策の課題 2. 自由刑の現状と課題(欧米の行刑との比較) 3. 受刑者処遇の歴史 4. 施設内処遇の諸問題①（新たな受刑者処遇法） 5. 施設内処遇の諸問題②（作業、改善処遇） 6. 社会内処遇の諸問題①（中間処遇、仮釈放） 7. 社会内処遇の諸問題②（保護観察、地域処遇） 8. 保護処分（少年犯罪と刑事政策） 9. 重大犯罪・組織犯罪の現状と対策 10. 薬物犯罪の現状と対策 11. 外国人犯罪の現状と対策 12. 触法精神障害の現状と対策 13. 性犯罪の現状と対策 14. 交通犯罪の現状と対策 15. 高齢者犯罪の現状と対策	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：安部哲夫ほか編『ビギナーズ刑事政策（第2版）』成文堂 参考教材：法務総合研究所『平成23年版犯罪白書』		学期末試験（持込不可）80%、授業への参加・アンケート・レポート20%で評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	少年法 a／*****／少年法 a 法律学特講（青少年保護法総論－少年犯罪と少年法）／*****	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
「児童の権利条約」は、わが国の青少年の権利についての再認識を生み出したが、同時に青少年の健全育成と保護の思想を具体化する取組みを焦眉の課題としたところである。それはまた、問題を起こした少年を「司法」がどう対応すべきなのか、成人の刑事事件の処理とどう違うべきなのかについても、指針示している。 本授業では、近年問題化してきた重大な少年事件を中心に、少年非行の現状、背景、非行原因、法的対応、立法上の課題などについて講義を進める。周知のように、少年法（1948 年）は、少年事件の被害者の声や社会の「不寛容主義」の高まりとともに、2000 年の「一部改正」がなされたところである。その後 14 歳未満の「触法少年」による残虐事件（長崎 2003 年、佐世保 2004 年）が発生したことにより、これまで児童福祉の保護のもとにあった「触法少年」についても、より厳正な司法的処理と新たな処分をねらいとした「一部改正」が進められた（2007 年改正）。そして 2008 年、少年審判への被害者の傍聴を認める法改正も行われた。こうした動きに目を向けつつ、現在の少年事件の司法的処理について、基本的な知識を習得することがこの授業の狙いである。 秋学期の授業と併せて履修することが望ましい。		1. 少年犯罪と少年法入門（はじめに） 2. 少年非行の現状①（わが国の現状と動向） 3. 少年非行の現状②（諸外国の問題状況） 4. 少年非行の原因と非行理論 5. 少年保護の法原理（自己決定と保護主義） 6. 少年保護の歴史（救済政策・感化教育・自立支援） 7. 少年法の誕生と理念（児童の権利条約との関係） 8. 少年非行の発見（少年警察、街頭補導） 9. 少年非行と審判（家庭裁判所・少年鑑別所の役割） 10. 少年非行と矯正（少年院、少年刑務所） 11. 少年非行と保護（保護観察） 12. 少年事件報道と少年法 13. 少年司法の改革（少年法の改正の経緯と展開） 14. 諸外国の少年法（アメリカ・ドイツなど） 15. まとめ（少年法改正によって何が変わったか）	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：安部哲夫『新版・青少年保護法』尚学社 2009 参考教材：守山正ほか『ビギナーズ少年法』成文堂 2009		学期末試験 50 点。授業内小テスト・レポート 50 点。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	少年法 b／*****／少年法 b 法律学特講（青少年保護法各論－被害者としての青少年）／*****	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
「児童の権利条約」は、わが国の青少年の権利についての再認識を生み出したが、同時に青少年の健全育成と保護の思想を具体化する取組みを焦眉の課題とした。2003 年に示された「青少年育成施策大綱」は 2008 年改定され、さらに 2010 年 4 月、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、青少年が社会生活を円滑に営むことができるような施策が推進されている。 春学期には、加害者としての少年に対する司法的対応の問題について学習した。秋学期では、その少年事件の背景に、少年が「家庭」や「学校」さらには「社会環境」の場において、さまざまな被害をうける状況におかれていることから、「被害者」としての少年にスポットをあてて授業を進めたい。 具体的には、青少年保護に関する法令（少年法、児童福祉法、学校教育法、青少年健全育成条例など）や、青少年および青少年相互の諸問題について考察を深めることを目的とするが、「少年の福祉を害する犯罪」を中心に講義を進める。そこでは「家庭」における児童虐待や、「学校」における体罰やいじめ問題、「地域」における青少年育成活動、「社会」における青少年社会環境問題を取り上げる。そこでは「青少年の自立と大人社会の責任」を強調する。 春学期の授業と併せて履修してほしい。		1. 被害者としての犯罪少年（はじめに） 2. 青少年問題と法概論（少年法と青少年保護法制） 3. 児童虐待とその対策（児童虐待防止法の意義と再編） 4. 子どもの権利とは何か 5. 体罰事件とその対策（裁判例を読む） 6. 子どもの安全と社会環境 7. 児童ポルノ規制のあり方（法改正の方向性は？） 8. 青少年の性行動と法的対応（児童買春を考える） 9. 青少年の喫煙・飲酒と保護法制 10. 青少年の薬物乱用の実態と対策 11. 有害表現・有害情報と青少年 12. 青少年の保護・育成・支援の担い手たち 13. 青少年健全育成条例の生成から展開まで 14. ドイツの青少年保護法 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：安部哲夫『新版・青少年保護法』尚学社 2009 参考教材：内閣府『平成 24 年版青少年白書』		学期末試験 50 点。授業内小テスト・レポート 50 点。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	労働法 a／*****／労働法 a 労働法 a／*****	担当者	石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
人は多様な社会関係なかで生活を送っている。この講義では、そのうちで「労働者」としての生活関係＝雇用をめぐる、どのような法的問題が提起されるのか、またそこでトラブルや紛争の解決のあり方を示したい。なお講義科目名として「労働法」となっている。従来は、労基法などに関する「労働法保護法」「個別的労使関係法」を中心に進めた。最近の労働法に関連する立法動向や裁判例の多くは、これに関するものであり、それらを反映して議論も主に保護法についてのものが多い。しかし今年からは、労組法に関わる「集团的労資関係法」についても言及したいと思う。 春学期は、労働＝雇用関係、すなわち労働契約の成立・展開・終了について、関連立法がいかなる規制を行なっているか、また人が「労働者」として働くにあたって、その労働条件や待遇内容はどのような法的仕組みのなかで決定されるのか、その基本的枠組みを示したいと思う。 講義に際しては、レジュメや資料を配布する。		1 「労働法」とは何か？—イントロダクション— 2 雇用関係の成立と法による規制＝「契約の自由」とその制限 3 労働の場における男女平等と差別の禁止 4 職場におけるハラスメント（いじめ・いやがらせ）問題と法的対応 5 労働関係の成立—募集・採用内定と試用期間 6 就業規則—使用者による労働条件・職場規律＝ルールの設定・変更— 7 「労働組合」の存在意義—労働条件の集团的規制を目指して— 8 労使自治—労働条件等をめぐる集团的取引（１）団体交渉 9 労使自治—労働条件等をめぐる集团的取引（２）労働協約 10 労働「契約」関係における権利と義務 11 人事異動—配置転換と出向 12 企業秩序と懲戒制度 13 雇用＝労働契約関係の終了（１）解雇 14 雇用＝労働契約関係の終了（２）辞職・定年退職 15 同前	
テキスト、参考文献		評価方法	
角田邦重・毛塚勝利・脇田滋〔編〕『新現代労働法入門〔第4版〕』（法律文化社・２００９）		定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートの提出を２，３度求め、それも最終評価に際し反映させることもありえる。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	労働法 b／*****／労働法 b 労働法 b／*****	担当者	石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
講義の内容として、秋学期は、人が「労働者」として使用者の指揮命令のもとに働くに際して、その労働条件や待遇の内容について、現行法では、いかなる規制がなされているかについて論じる。 具体的には、まず、労働条件の典型である、賃金について、現行法上の規制内容についてふれる。次に広い意味での労働時間について、労基法はどのような規制を行ない、とくに短縮と産業構造や働き方の変化に対応しようとしているのかについて検討する。さらに人は働くなかで「仕事」に関連して負傷したり、病気になることもありえる。そこで職場における安全衛生体制とはどのようなものとなっているのかについて触れ、さらには不幸にして労働災害が発生したときの事後的救済のありかた、通勤途上の災害、さらには最近関心を呼んでいる過労死・自殺問題なども考察したいと考えている。そして最後に、秋学期のみならず、春学期も含め、労働法講義の締めくくりとして、わが国の紛争解決システム、とくに２００６年４月から施行される「労働審判制度」について言及したいと考えている。 講義に際しては、レジュメや資料を配布するので、詳細は、それらを参照。		1 「労働者」とは誰か？—イントロダクション— 2 労働条件・待遇の決定に関する法的仕組みとその相互関係 3 賃金（１）—最低賃金・支払い方法の規制 4 賃金（２）—賞与・退職金 5 昇格・昇進・降格・降職と人事考課 6 労働時間（１）労基法改正・１週４０時間１日８時間労働制・規制の弾力化 7 労働時間（２）変形労働時間制 8 労働時間（３）時間外・休日労働、休憩時間として休日 9 労働時間（４）年次有給休暇 10 職場の安全衛生—労働災害発生の防止 11 労働災害補償制度—労災の事後的処理 12 労働災害における業務上外認定と通勤途上災害 13 過労死と過労自殺 14 労使紛争の解決システム—労働審判制度を中心に— 15 同前	
テキスト、参考文献		評価方法	
角田邦重・毛塚勝利・脇田滋〔編〕『新現代労働法入門〔第4版〕』（法律文化社・２００９）		定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートの提出を２，３度求め、それも最終評価に際し参考とすることも考慮している。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	社会保障法 a／*****／社会保障法 a 社会保障法 a／*****	担当者	石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
第一義的には、国民の生活保障を目的とする制度である社会保障法について、春学期では、まずは総論的課題として、社会保障法の意義と歴史と機能を検討したいと思う。つぎに国民の多くが「労働者」として生活することに着目して、労働に関わる社会保障制度である労働災害補償と雇用保険に関する制度内容を示し、またこれらの領域において問題となっている法的論点を明らかにしたいと思う。		1 社会保障法とは何か 2 社会保障法を取り巻く環境 3 社会保障法の制度としくみ 4 医療保険（1） 5 医療保険（2） 6 医療保険（3） 7 医療保険（4） 8 労災保険（1）—私的傷病と業務上の災害 9 労災保険（2）—通勤途上災害と労災保険 10 労災保険（3）—労災保険による保険給付 11 労災保険（4）—同前 12 労災保険（5）—同前 13 雇用保険（1）—雇用保険とは何か 14 雇用保険（2）—職業訓練と雇用保険 15 雇用保険（3）—失業と雇用保険	
テキスト、参考文献		評価方法	
本澤巳代子・新田秀樹〔編〕『トピック社会保障法』（不磨書房）の最新版を利用する予定		定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートの提出を2，3度求め、それも最終評価に際し参考とすることも考慮している。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	社会保障法 b／*****／社会保障法 b 社会保障法 b／*****	担当者	石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
秋学期では、社会保障法について、いわば各論的考察を引き続き行ないたいと思う。具体的には、「国民」「健康」「社会的弱者」ということに着目して、医療保険、社会福祉、生活保護および年金の各制度のあり方と法的な論点として、どのような問題が提起されているのかを考察してみたい。		1 「社会保障法」とは何か・再論—春学期のまとめと秋学期の課題 2 社会保障の歴史—欧米の歴史の「流れ」をつかむ 3 日本の社会保障（福祉）制度の歴史 4 生活保護法（1）—「貧困」とは何か—生活保護法について考える前に 5 生活保護法（2）—生活保護法における原理と原則 6 生活保護法（3）—同前（2） 7 生活保護法（4）—生活保護受給のための法的手続き 8 生活保護法（5）—生活保護制度の内容 9 年金制度（1）—わが国の年金保険の概要 10 年金制度（2）—同前（2） 11 年金制度（3）—わが国の公的年金制度の歴史 12 年金制度（4）—障害年金と学生無年金訴訟 13 介護保険法（1）—介護保険制度の成立 14 介護保険法（2）—介護保険制度の改正 15 介護保険法（3）—現行制度の概要	
テキスト、参考文献		評価方法	
本澤巳代子・新田秀樹〔編〕『トピック社会保障法』（不磨書房）の最新版を利用する予定		定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートの提出を2，3度求め、それも最終評価に際し参考とすることも考慮している。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	環境法 a／*****／環境法 a 環境法 a／*****	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たし得るかを考察する。 〔講義概要〕 公害・環境問題の性質・歴史およびそれに対する環境法の発展を概観した上で、主として、環境紛争の法的解決の手法を素材に、環境法の救済法としての側面を検討する。		1 講義の概要 2 公害・環境問題の性質と法律学の関わり 3 公害・環境法制度の発展過程① 4 公害・環境法制度の発展過程② 5 公害民事賠償の理論と裁判例① 6 公害民事賠償の理論と裁判例② 7 環境問題と国家賠償① 8 環境問題と国家賠償② 9 民事差止めの理論と裁判例① 10 民事差止めの理論と裁判例② 11 環境行政訴訟をめぐる諸問題① 12 環境行政訴訟をめぐる諸問題② 13 被害者救済制度 14 紛争処理制度 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは開講時に指示する。参考文献として、阿部・淡路編『環境法』第4版有斐閣 2011 年『環境法判例百選』第2版有斐閣 2011 年		期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	環境法 b／*****／環境法 b 環境法 b／*****	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目標〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たしうるかを考察する。 〔講義概要〕 環境法の原則、手法、考え方などその基礎的な構造を検討するとともに、最近増加している個別的な環境保全の法制度の内容と機能を分析する。		1 講義の概要 2 環境権、自然の権利 3 環境基本法・環境基本計画 4 環境保全の法的手法 5 環境影響評価 6 公害・環境規制法① 7 公害・環境規制法② 8 公害・環境規制法③ 9 化学物質管理法 10 廃棄物・リサイクル法制① 11 廃棄物・リサイクル法制② 12 自然環境保全① 13 自然環境保全② 14 国際環境法の国内実施 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは開講時に指示する。参考文献：阿部・淡路編『環境法』第4版有斐閣 2011 年『四訂ベーシック環境六法』第一法規 2010 年		期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	経済法／*****／経済法 経済法／*****	担当者	宗田 貴行
講義目的、講義概要		授業計画	
経済法の中核に位置する独占禁止法について、基本的知識を習得することを目的とする。 上記の目的達成のために、本講義では、独占禁止法の基本的事項について、図、表、グラフ等を用いて、分かりやすく講義を行う。 独占禁止法の目的、手続、禁止される行為の種類、規制手法の種類等について、解説をする。 独占禁止法を理解するためには、流通についての理解も不可欠であるため、流通とは何かについても、必要な範囲で分かり易く解説を行う。 独占禁止法は、条文は抽象的に書かれているため、ケーススタディーが不可欠である。このため、本講義では、事例の分析を積極的に取り上げる。 また、改正が多い分野であるため、近時の改正点についても解説を行う。		1 インTRODクシヨン 2 総論 3 独占禁止法の禁止する行為類型①：不当な取引制限 4 独占禁止法の禁止する行為類型①：不当な取引制限 5 独占禁止法の禁止する行為類型②：私的独占 6 独占禁止法の禁止する行為類型②：私的独占 7 独占禁止法の禁止する行為類型③：再販売価格維持 8 独占禁止法の禁止する行為類型④：不当廉売 9 独占禁止法の禁止する行為類型⑤：抱き合わせ 10 独占禁止法の禁止する行為類型⑥：優越的地位の濫用 11 手続①：公取委の手続 12 手続②：刑事罰 13 手続③：民事的救済 14 近時の改正 15 総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
岸井大太郎他『経済法』有斐閣アルマ		レポート	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	消費者法／*****/消費者法 消費者法／*****	担当者	岩重 佳治
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 1 消費者被害と救済の実態を知る 2 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける 3 消費者被害の法的解決方法を自分で考え、その法的見解を第3者に主張・展開し、第3者の法的見解を正當に評価する力を身につける 4 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける 5 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する 講義概要 1 毎回レジュメを用いて講義する。 2 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 3 知識の多寡にかかわらず、受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 4 春学期は、消費者法の基礎的な知識の習得にも重点を置き、秋学期への足がかりにしたい。 5 受講には基礎的な法的知識があればよい。 消費者問題に関心があればなおさら良いが、関心を持てないかどうか見てみようという人も大いに歓迎する。 6 <u>通年で受講が望ましい。</u> (秋学期開講科目名「法律学特講（消費者法）」)		1 ガイダンス 2 消費者被害救済の法理（1） 3 消費者被害救済の法理（2） 4 消費者契約法（1） 5 消費者契約法（2） 6 敷金をめぐるトラブル 7 英会話教室をめぐるトラブル 8 クレジット契約をめぐるトラブル 9 内容証明郵便の利用の仕方 10 消費者団体訴訟制度 11 消費生活センターの相談現場から① 12 消費生活センターの相談現場から② 13 予備 14 まとめ① 15 まとめ②	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に使用しない。 参考文献は、随時紹介する。		期末定期試験の結果、日常講義における提出物及び出席率により総合的に評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/*****/	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	知的財産権法 a／*****／***** 知的財産権法 a／*****	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
知的財産権法の主要分野は、著作権法と工業所有権法である。この講義では、工業所有権法のうち商標法、意匠法、不正競争防止法を扱う。これらは、特定の者が用いている特定のマーク、ブランド、デザインなどを、他人による無断使用から守るための法律である。 レジュメ集とコンパクトな入門書を併用し、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。 講義には、小型でよいので必ず六法を持って出席すること。小型六法に掲載されていない条文は、レジュメ集（講義開始後数週間以内に販売）に収録する。 講義情報のサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ ○著作権法（文章や音楽、絵画などの無断使用をやめさせる法律）の講義は、違う曜日・時間に開講されている。		1 ガイダンス 2 知的財産権法の概要 3 不正競争防止法 1 様々な不正競争行為の規制 4 不正競争防止法 2 5 不正競争防止法 3 6 商標法 1 登録を受けたマークの保護 7 商標法 2 8 商標法 3 9 商標法 4 10 商標法 5 11 意匠法 1 登録を受けた工業デザインの保護 12 意匠法 2 13 意匠法 3 14 意匠法 4 15 質問への回答と復習	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：長塚真琴『知的財産権法 a レジュメ集』 教科書：伊藤塾『知的財産法 第3版』（弘文堂） 参考書：大淵他『知的財産法判例集第2版』（有斐閣）		定期試験のみによる（持込可否未定）。択一式の問題が中心で、記述式の問題も少し出題する。 出席は重視しない。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	知的財産権法 b／*****／***** 知的財産権法 b／*****	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
知的財産権法の主要分野は、著作権法と工業所有権法である。この講義ではそのうち、工業所有権法の中心をなす特許法を主に扱う。これは、特定の技術について、権利者以外の者が無断で実施することを禁じる法律である。 特許法以外では、保護の対象や手法において近縁の実用新案法と種苗法を扱う。 レジュメ集とコンパクトな入門書を併用し、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。 講義には、小型でよいので必ず六法を持って出席すること。小型六法に掲載のない条文は、レジュメ集に収録する。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。講義情報のサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ ○履修上の注意：知的財産権法 a の内容を参照するため、a b 併せて履修することが望ましい。		1 ガイダンス 2 知的財産権法の概要 3 特許法 1 審査・登録を受けた技術の保護 4 特許法 2 5 特許法 3 6 特許法 4 7 特許法 5 8 特許法 6 9 特許法 7 10 特許法 8 11 特許法 9 12 特許法 10 13 実用新案法—無審査で登録された技術の保護 14 種苗法—植物新品種の保護 15 質問への回答と復習	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：長塚真琴『知的財産権法 b レジュメ集』 教科書：伊藤塾『知的財産法 第3版』（弘文堂） 参考書：大淵他『知的財産法判例集第2版』（有斐閣）		定期試験のみによる（持込可否未定）。択一式の問題と記述式の問題の両方を出題する。 出席は重視しない。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	民事訴訟法 a／*****／民事訴訟法 a 民事訴訟法 a／*****	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
「民事訴訟」は「私人間の法的な関係」（債権その他の権利関係等）の最終的な「実現手段」として用意されている制度である。 私人間の法的関係実現のための手続の総体は「広義の『民事訴訟』」と呼ばれるが、法的関係実現の手続のうち「国が私人間の法的関係を確認し確定する手続段階」は、特に「狭義の『民事訴訟』」と呼ばれ、「民事訴訟法」という法律（「法典」）に規定されている。また、「国による私人間の法的関係の確認、確定」は、裁判所の「判決」という種類の「判断」によりなされることから、この手続段階は「判決手続」とも呼ばれる。本講義が対象とするのはこの「狭義の民事訴訟」である。 本講義では、判決手続において確定されるべき対象である「法的関係」あるいは「法」とはどのようなものであるのか。国による法確定の手続の基本的な枠組みはどのようなものであるのか、またあるべきなのか。国による法の実現のしくみは全体としてどのようなものなのか。現在あるしくみにはどのような問題があるのか。といった点を、受講者とともに考えることにしたい。 講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大 5 点の加算をする。		春学期は、「判決手続の基本的な構成要素」についての理解を目標として講義を行う。 講義項目： 《民事手続の意義》 1 「法」とは何か（「国家法」と「法の実現」） 《手続の開始》 2 「訴え」訴えの種類、訴状 《手続の目的》 3 「判決 1」請求と判決事項、判決書 4 「判決 2」処分権主義 5 「裁判」裁判の種類 6 「判決」と「審理手続」 7 「判決の確定」審級制度 8 レポート作成 9 「判決の確定」確定の意味 10 「判決の効力 1」終局判決 11 「判決の効力 2」執行力、既判力、形成力 12 「既判力の作用 1」物的限界 13 「既判力の作用 2」人的限界 14 「既判力の作用 3」限界の拡張 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
現在適当なテキストはないが、参考文献として以下のものを挙げておく：小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法（2005 成文堂）；中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編「新民事訴訟法講義」2 版（有斐閣大学双書）¥4,725（税込）		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道確保する予定である。これらに質問点を加算して評価を決する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	民事訴訟法 b／*****／民事訴訟法 b 民事訴訟法 b／*****	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
春学期に、その「基本的な構成要素」を概観した判決手続の分野について、そのような「手続を現実に動かしていくために考慮しなければならない重要な事項」を概観する。 講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。レポートや報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大 5 点の加算をする。		講義項目： 《手続の変則的な終了》 1 「判決によらない訴訟の終了 1」請求の放棄認諾、和解 2 「判決によらない訴訟の終了 2」訴えの取下 《手続の利用》 3 「訴訟要件 1」裁判権、管轄 4 「訴訟要件 2」当事者、代理人 5 「訴訟要件 3」請求に関連する要件 6 「訴え提起」の効果 《手続の運営》 7 「審理 1」判断資料の蒐集（当事者主義と職権主義） 8 「審理 2」事実と証拠 9 レポート作成 《手続の運営機関》 10 「管轄」 11 「裁判機関」裁判機関の構成、公正な機関の確保 《手続の人的変動》 12 「訴訟関係の変動」参加、承継 《特別な手続》 13 「特殊な手続」 14 「外国判決、仲裁判断」 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
春学期と同じ。		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道確保する予定である。これらに質問点を加算して評価を決する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	民事執行・保全法／*****/*****/ 民事執行・保全法／*****/	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
民事執行は法律関係の最終的な実現手段として用意されている制度である。 判決で権利その他の「法律関係」が裁判所により確定されたとしても、ただそれだけで終わってしまうのなら、判決(書)はただの紙切れでしかないことになる。そこで執行手続は、法律関係が債務者により任意に履行されない場合に備えて、国家の実力をもって強制的にこの「観念的な存在に過ぎない法律関係」を「現実の世界で実現」するために用意されているわけである。 もっとも、法律関係を実現しようとした時に目的物や相手方の財産が無くなってその実現自体が不可能となってしまうと、いかに強制的な法律関係の実現手段を用意しようとも役には立たない。従って、その実現についての事前確保の方法が用意される必要がある。また、実際に執行が必要な状況では相手方が支払能力を失っていることも少なくないため、そのような際に債務者に関わる債権債務関係全体を一括して処理しようとする倒産法制との関係も考えておかねばならない。さらには日本の裁判所の判断についてだけでなく、外国の裁判所その他により「確定」された「法的関係」を我が国の裁判所としてはどのように扱うべきかについても考える必要がある。 本講義では、このような民事執行手続の基本的な構造と、それに関連する制度との関係の理解を主眼として民事執行と保全とを講義形式で概観する。		《民事執行総論》 1 法とは何か(「国家法」と「法の実現」) 2 民事執行手続の概要、法典の構造 《手続の開始》 3 債務名義(債務名義の意義と種類)1 4 債務名義(債務名義の意義と種類)2 5 民事執行の手続原則、執行文制度 《執行の方法》 6 金銭債権に基づく執行(執行対象による相違と差押) 7 強制管理、船舶執行、動産執行 8 レポート作成 9 配当要求、換価、売却、関連する権利関係 10 引渡命令、配当と配当異議 11 債権執行(差押禁止債権、供託、取立訴訟、転付命令、譲渡命令) 《執行に関わる紛争》 12 その他の財産権に対する執行、非金銭執行(明渡、引渡、代替執行、間接強制)、担保権の実行 13 各種の不服申立方法 《保全》 14 保全手続 15 まとめ なお、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考書:小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文堂)、中野 貞一郎・編「民事執行・保全法概説」3 版(有斐閣双書版(2006))。		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である。これらに質問点を加算して評価を決する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	倒産法／*****/倒産法 倒産法／*****/	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
個人や会社が「倒産する」というと、これらの当事者や関係者は社会から抹殺されてしまうかのように思われがちである。 確かに、無計画な借入や支出を繰り返したり、無計画な投資を行った結果として倒産に至る者は多い。しかし、そのような無計画な借入や投資の資金を提供した側にも責任の一端が認められる場合は少なくない。また、倒産の結果、一般社会の外にはじき出される者が増えるとするれば、社会は不安定にならざるをえない。さらに、倒産者と取引していた、また今後取引の可能性を持つ人々にとっては、倒産により取引相手が社会から抹殺されてしまうとすれば、取引の機会が減少することにもなる。 このようなことから、現代の倒産処理は、債権者の債権の本来的な満足のある程度は犠牲にしても、倒産者の社会活動の継続あるいは再開をなるべく可能にするようなやり方で行われる。たとえば、個人倒産者の債務等を清算するにあたって、倒産者に財産を幾分かを残し、残りの債務の負担からは解放するという方法を探るし、企業倒産にあたっては、収益をあげている部門等はこのことを可能にしながら債権者に対する弁済財源を増加させるということも行われる。倒産手続は、決して「倒産者についての残務整理」ではなく、経済活動が円滑に働かなくなった「倒産」という病理状態を正常な状態に戻す作用を行っているわけである。 本講義では、倒産手続の全体像把握を試みるとともに、近年大きな改正が行われたこの制度の今後の行方も考えたい。		《倒産法概論》 1 倒産手続とは(倒産手続の目的、倒産手続に用いられる手法、個別執行との関係) 2 倒産手続の類型、現在の倒産処理の状況、国際倒産の問題点 3 倒産手続の開始原因、倒産手続の流れ、手続原則 《破産手続》 4 手続開始決定、公告、債権調査、不服申立 5 手続開始の効果、他の手続との調整 6 共有関係、双務契約、継続的契約等 7 取戻権、別除権 8 相殺権 9 レポート作成 10 否認 11 手続に係る機関(裁判所、管財人、保全管理人、債権者集会、債権者委員会) 12 保全、債権届出、倒産債権・財団債権・共益債権、届出の効果、債権調査、債権者表の作成と認否 13 配当、廃止、免責、特則(住宅資金貸付債権、外国倒産処理、簡易再生、小規模個人再生、給与所得者再生) 《破産以外の倒産手続》 14 会社更生、民事再生、商法上の手続 15 まとめ 受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートの得点の他に、有意義な質問には一質問あたり最大5点を加算する。	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストを強いて挙げれば、谷口安平ほか編「新現代倒産法入門」(2002 法律文化社現代法双書)¥3,000。倒産関係法登載の携帯六法には、有斐閣「ポケット六法」と、三省堂「デイリー六法」があるが、いずれも会社更生法は抄録である。		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である。これらに質問点を加算して評価を決する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑事訴訟法 a／*****／刑事訴訟法 a 刑事訴訟法 a／*****	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
「刑事訴訟法」という言葉を初めて聞く人もいるかもしれませんが。また、言葉を聞いたことはあるけど、内容は全く分からないと言う人も当然いるでしょう。しかし刑事訴訟法を知らなくても、皆さんは、日常のニュースやテレビなどで、刑事訴訟法が使われている場面を頻繁に見ているはずです。もしかすると、法律科目の中で、最も皆さんが見聞きする科目の 1 つと言っても良いかもしれません。最近では裁判員制度が導入され、刑事訴訟法への社会の関心も高まっています。 他方で、刑事訴訟法が適用される場面は、真実を発見しようとする国家が、犯罪者と「思われる」被告人を裁くというものであり、場合によってはその命までも奪う可能性があります。そのため、刑事訴訟は、最も熾烈な形で、人権侵害が表に出る法律でもあります。 本講義では、このような刑事訴訟法の持つ特徴を十分に皆さんに伝えていきたいと思っています。担当講師は、現役の弁護士であり、刑事事件も扱っています。講義では、学問的なレベルを維持しつつ、実務の運用・視点についても触れていきます。また、希望者がいる場合には、担当講師の刑事裁判を傍聴する機会なども設けたいと考えています（傍聴をする場合、成績には影響しません）。		1、本講義について 2、刑事訴訟法の概略（1） 3、刑事訴訟法の概略（2） 4、刑事訴訟法の概略（3） 5、捜査（1） 6、捜査（2） 7、捜査（3） 8、捜査（4） 9、捜査（5） 10、捜査（6） 11、捜査（7） 12、公訴提起（1） 13、公訴提起（2） 14、前期のまとめ（1） 15、前期のまとめ（2）	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義（第 3 版）』（東京大学出版会、2009） 刑事訴訟法判例百選（第 9 版）（有斐閣、2011）		期末定期試験による	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	刑事訴訟法 b／*****／刑事訴訟法 b 刑事訴訟法 b／*****	担当者	齋藤 実
講義目的、講義概要		授業計画	
「刑事訴訟法」という言葉を初めて聞く人もいるかもしれませんが。また、言葉を聞いたことはあるけど、内容は全く分からないと言う人も当然いるでしょう。しかし刑事訴訟法を知らなくても、皆さんは、日常のニュースやテレビなどで、刑事訴訟法が使われている場面を頻繁に見ているはずです。もしかすると、法律科目の中で、最も皆さんが見聞きする科目の 1 つと言っても良いかもしれません。最近では裁判員制度が導入され、刑事訴訟法への社会の関心も高まっています。 他方で、刑事訴訟法が適用される場面は、真実を発見しようとする国家が、犯罪者と「思われる」被告人を裁くというものであり、場合によってはその命までも奪う可能性があります。そのため、刑事訴訟は、最も熾烈な形で、人権侵害が表に出る法律でもあります。 本講義では、このような刑事訴訟法の持つ特徴を十分に皆さんに伝えていきたいと思っています。担当講師は、現役の弁護士であり、刑事事件も扱っています。講義では、学問的なレベルを維持しつつ、実務の運用・視点についても触れていきます。また、希望者がいる場合には、担当講師の刑事裁判を傍聴する機会なども設けたいと考えています（傍聴をする場合、成績には影響しません）。		1、前期の復習 2、公判（1） 3、公判（2） 4、公判（3） 5、公判（4） 6、証拠（1） 7、証拠（2） 8、証拠（3） 9、証拠（4） 10、証拠（5） 11、裁判（1） 12、裁判（2） 13、救済手続き 14、後期のまとめ（1） 15、後期のまとめ（2）	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義（第 3 版）』（東京大学出版会、2009） 刑事訴訟法判例百選（第 9 版）（有斐閣、2011）		期末定期試験による	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	国際法Ⅰ／国際法Ⅰ／国際法Ⅰ 国際法Ⅰ／国際法Ⅰ	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 本講義は、国際社会を国際法の視点から分析するために不可欠である国際法の基礎的知識を提供することを目的とします。 〔講義概要〕 国際社会は、国内社会とは違って身近に感ずることは困難かもしれません。また、世界政府が存在しない状況下で、国際社会に「法」が果たして存在しうるのか疑問に感ずるかもしれません。本講義では、国際法をなるべく身近に感じてもらえるように、多くの事例をあげながら具体的に説明したいと考えています。 具体的には、国際法の法源、国際法の主体、国際法と国内法の関係、国家管轄権、外交関係、国家承認等を扱います。 また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。		1 はじめに 2 国際法の意義 3 国際法と国内法 4 国際法の法源 5 条約法① 6 条約法② 7 国際法の主体 8 国家の権利義務 9 国家管轄権 10 外交関係 11 領事関係 12 主権免除 13 国家承認・政府承認 14 国家承継・政府承継 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
横田編『国際社会と法』（有斐閣） 『国際条約集 2012』（有斐閣）		主として出席と学期末に実施する試験とにより評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	国際法Ⅱ／国際法Ⅱ／国際法Ⅱ 国際法Ⅱ／国際法Ⅱ	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 本講義は、国際法Ⅰを受けつつ、領域に関する国際法の基礎的知識を提供することを目的とします。 〔講義概要〕 本講義では、領域の問題（国家領域、海洋法、宇宙法、南極を含む）を扱います。 本講義では、国際法の重要性を領土・海洋・宇宙・南極などを例としながら論じたいと思います。この講義を通じて、国際法の空間的広がりを実感して下さい。 本講義を受講するにあたっては、国際法Ⅰを履修していることが望ましいのですが、国際法Ⅱだけを履修することも可能です（なお秋学期から履修する場合でも、秋学期にはテキストの『国際条約集』が在庫切れとなってしまうことが多いので、春学期のうちに購入することを強く勧めます。） また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。		1 はじめに 2 国家領域 3 領域権原の取得 4 国際運河と国際河川 5 内水・領海 6 国際海峡 7 公海 8 排他的経済水域 9 大陸棚 10 深海底 11 空 12 宇宙 13 南極と北極 14 日本と国際法 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
横田編『国際社会と法』（有斐閣） 『国際条約集 2012』（有斐閣）		主として出席と学期末に実施する試験とにより評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	国際法Ⅲ／国際法Ⅲ／***** 国際法Ⅲ／国際法Ⅲ	担当者	安保 公人
講義目的、講義概要		授業計画	
国際法は、世界共通のルールであり、国家間の利害を調整し、国際社会の安定と発展を図り、また、市民生活や個人を保護する。この国際法Ⅲでは、国家が国際法に違反した場合における措置、国家間の紛争を平和的に解決する方法、国連の平和回復・平和維持の措置、国家の自衛権行使などに関するルールを勉学する。 授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、世界で生じてきた多くの実例を用い、わかり易く進める。学生は、関係国際法の基本的ルールを習得するとともに、国際社会で生じる問題や紛争を国際法に基づき適切に分析し判断する能力を構築する。		① 国際違法行為が生じた場合の措置 ② 国際違法行為による国家責任とその解除、対抗措置 ③ 国際紛争の平和的解決義務、紛争解決の方法 ④ 国連の諸機関・仲裁裁判所による平和的紛争解決 ⑤ 国際司法裁判所による平和的紛争解決、島の領有権判例 ⑥ 武力行使を制限する国際法の発展 ⑦ 国連憲章が定める集団安全保障措置 ⑧ 冷戦期の国連集団安全保障措置と問題点 ⑨ 多国籍軍方式等の国連集団安全保障措置 ⑩ 国連の平和維持活動 ⑪ 自衛権の行使 ⑫ 在外自国民保護、人道的介入 ⑬ 国際人道法（武力紛争法）の意義と主要規則 ⑭ 戦争犯罪、国際法Ⅲのまとめ ⑮ 試験	
テキスト、参考文献		評価方法	
松田幹夫編『みちかな国際法入門』（不磨書房、2004 年）『国際条約集』（有斐閣）		講義の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	国際人道法／国際人道法／***** 国際人道法／国際人道法	担当者	安保 公人
講義目的、講義概要		授業計画	
国際社会では武力衝突がほとんど絶え間なく生起している。こうした状態を規律することなく放置すれば、人道に反する暴力や不必要な破壊が際限なく拡大し、極めて悲惨な結果を人々の上にもたらす。このため、国際社会は、武力紛争においても、人々の保護を図り、また、戦闘の方法手段等を規制する国際法（国際人道法、武力紛争法、戦争法と呼ばれる）が不可欠であると認識し、これを発展させた。学生は、右授業計画に示す国際人道法の諸ルールを世界で生じてきた実例とともに習得し、その理解を深めていく。 国際人道法は、きわめて重要な国際法であるにもかかわらず、わが国の大学教育ではなかなか取り上げられない経緯があった。本講義は貴重な勉学の機会となろう。		① 国際人道法の意義 ② 国際人道法の概要（映像）、適用の基礎 ③ ジュネーヴ法とハーグ法の発展 ④ ジュネーヴ諸条約・追加議定書の共通規定、傷者・病者・難船者等の保護 ⑤ 捕虜の取扱い ⑥ 文民の保護、女性・児童の保護 ⑦ 文化財の保護、環境の保護 ⑧ 戦闘の基本原則、背信行為による殺傷等、戦闘員と非戦闘員の区別 ⑨ 軍事目標と民用物の区別、無差別攻撃の禁止、比例性規則、攻撃禁止対象 ⑩ 文民保護組織、基本的保障、化学・生物兵器の使用禁止 ⑪ 核兵器の問題、特定通常兵器・対人地雷・クラスター弾の使用禁止 ⑫ 海戦法の概要、中立法の意義と現状 ⑬ 戦争犯罪とその処罰、国際刑事裁判所 ⑭ 国際人道法のまとめ ⑮ 試験	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣） 配布資料		講義の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	国際政治学 a／国際政治学 a／国際政治学 a 国際政治学 a／国際政治学 a	担当者	岡垣 知子
講義目的、講義概要		授業計画	
国際政治学は、他の社会科学および自然科学の知見を取り入れながら、戦争の原因および平和の条件をその中心的課題として、発展してきた学問である。この講義は、複雑化する今日の国際政治事象を体系的に考え、一見アト・ランダムな寄せ集めに見える国際的事件の中に一定のパターンを見出し、分析する力を養うことを目的として、国際政治学の基礎概念や代表的理論を紹介する。		1. 国際政治学とは何か 2. 国際政治の先駆思想 3. 国際政治の歴史 4. 国際政治学の基礎概念（1）集合行為の論理 5. 国際政治学の基礎概念（2）分析のレベル 6. 国際政治学の基礎概念（3）国家とは 7. 国際政治学の基礎概念（4）国際政治の構造と安定性 8. リアリズムの世界（1）古典的リアリズム 9. リアリズムの世界（2）構造主義とネオリアリズム 10. リベラリズムの世界（1）相互依存論 11. リベラリズムの世界（2）民主主義による平和論 12. リベラリズムの世界（3）国際制度論 13. コンストラクティヴィズム、その他の理論 14. 理論と政策 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：なし 参考文献：適宜紹介する		小テスト：15％ 宿題：15％ 中間試験：35％ 学期末試験：35％	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	国際政治学 b／国際政治学 b／国際政治学 b 国際政治学 b／国際政治学 b	担当者	岡垣 知子
講義目的、講義概要		授業計画	
国際政治についての体系的なものの見方や主要概念を踏まえたうえで、この講義では、国際政治学と外交史、国際法、経済学、比較政治学、社会学等との学際的接点に注目しながら、今日のさまざまな国際政治事象を詳しく分析する。		1. 国際政治経済学の基礎 2. 国際政治経済学（1）：グローバリゼーション 3. 国際政治経済学（2）：開発経済学の視点 4. 国際政治経済学（3）地域統合 5. 国際安全保障論の基礎 6. 国際安全保障論（1）：安全保障概念の変遷 7. 国際安全保障論（2）：安全保障レジーム 8. 冷戦後・9.11 後の国際社会 9. 今日の新しい課題（1）環境問題 10. 今日の新しい課題（2）人権問題 11. 今日の新しい課題（3）核拡散の問題 12. 外交政策決定論 13. 日本と国際社会（1）戦前 14. 日本と国際社会（2）戦後 15. 日本と国際社会（3）冷戦後	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：なし 参考文献：田中明彦・中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識』有斐閣、2004 年；大芝亮・藤原帰一・山田哲也『平和政策』有斐閣、2006 年		小テスト：15％ 宿題：15％ 中間試験：35％ 学期末試験：35％	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	日本政治外交史 a／日本政治外交史 a／日本政治外交史 a 日本政治外交史 a／日本政治外交史 a	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
21 世紀に入っても、日本政治は混迷の淵から抜け出せないでいる。私たちは、出口を求めてさまよっていると見えよう。いずれにせよ、未来の選択は、過去の経験と現在の選択においてしか開かれない。本講義では、戦後日本の政治と外交を論ずることで、この国の来し方を考えてみたい。 春学期は敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつけられたかを、アメリカの日本占領政策をたどり、それに日本の諸政治勢力とくに諸政党がどう対応していったかを考えてみたい。その際、日本国憲法によって生み出された体制がどのようなものであったか、占領期に行われた改革が戦後日本にどのような影響を与えたかを見てみる。 受講者には、歴史を学ぶだけでなく、歴史を考えるという姿勢をもってもらいたい。		1. はじめに—国際社会のなかの日本— 2. 日米戦争と戦後日本 (1) 3. 日米戦争と戦後日本 (2) 4. 敗戦と占領の開始 (1) 5. 敗戦と占領の開始 (2) 6. 政党の復活 7. 新憲法の誕生 (1) 8. 新憲法の誕生 (2) 9. 占領と改革 10. 政党政治の再生—戦後日本の出発 11. 中道政権の形成と崩壊 (1) 12. 中道政権の形成と崩壊 (2) 13. 占領政策の転換—実らなかった講和 14. 占領政策の転換—経済復興 15. おわりに	
テキスト、参考文献		評価方法	
【テキスト】福永文夫『戦後日本の再生—1945～1964 年』丸善。【参考文献】福永文夫『大平正芳—戦後保守とは何か』中公新書。		講義中に行う平常試験 (50 点) と年度末の定期試験 (50 点) によって判定する。詳細は講義中に指示する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	日本政治外交史 b／日本政治外交史 b／日本政治外交史 b 日本政治外交史 b／日本政治外交史 b	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
21 世紀に入っても、日本政治は混迷の淵から抜け出せないでいる。私たちは、出口を求めてさまよっていると見えよう。いずれにせよ、未来の選択は、過去の経験と現在の選択においてしか開かれない。 本講義では、戦後日本の政治と外交を論ずることで、この国の来し方を考えてみたい。敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつけられたかを、サンフランシスコにおける講和・独立から「55 年体制」を経て 1970 年代に至る日本の政治外交のあり方をたどり、それに日本の諸政治勢力とくに諸政党がどう対応していったかを考えてみたい。 受講者には、歴史を学ぶだけでなく、歴史を考えるという姿勢をもってもらいたい。		1. はじめに—国際社会と戦後日本— 2. 講和への胎動 (1) 3. 講和への胎動—東京とワシントン (2) 4. 講和をめぐる国内政治—「全面講和論」 5. 講和をめぐる国際関係 6. サンフランシスコ講和 7. 保守勢力の混迷 8. 「55 年体制」の成立—保守合同と社会党の統一 9. 鳩山・岸内閣 10. 60 年安保騒動と政党政治 11. 高度成長期の政治と外交—池田政権 12. 高度成長期の政治と外交—佐藤政権 13. 混迷の 70 年代 (1) 14. 混迷の 70 年代 (2) 15. おわりに	
テキスト、参考文献		評価方法	
【テキスト】福永文夫『戦後日本の再生—1945～1964 年』丸善。【参考文献】福永文夫『大平正芳—戦後保守とは何か』中公新書。		講義中に行う平常試験 (50 点) と年度末の定期試験 (50 点) によって判定する。詳細は講義中に指示する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	政治学原論 a／政治学原論 a／政治学原論 a 政治学原論 a／政治学原論 a	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
政治学には二つの顔がある。「政治学は難しい」という声がある一方、政治については誰でも何かを語ることができるというのも事実である。そして現在、日本においては、マス・メディアから政治に関するニュースが大量に垂れ流されている。それらは、人々に政治に対する関心を引き起こす一方、逆に政治についてのイメージの混乱を招き、それへの不信・無関心さえ引き起こしている。 もちろん「政治とは何か」という問いかけに対し、即座に答えることは難しい。本講義では、素人談義ではない、科学としての「政治学」を紹介し、政治に対する見方を養いたい。講義ではできるだけ、日本を題材に説明し、かつ政治学の基礎知識および考え方を紹介したい。		1. はじめに一現代の政治過程 2. デモクラシーとは何か 3. 選挙と政治（1） 4. 選挙と政治（2） 5. 利益団体と政治（1） 6. 利益団体と政治（2） 7. 政党と政治（1） 8. 政党と政治（2） 9. 議会と立法過程（1） 10. 議会と立法過程（2） 11. 政策過程（1） 12. 政策過程（2）－対外政策の形成 13. 国際政治（1） 14. 国際政治（2） 15. おわりに	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献】久米郁男・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学』有斐閣		定期試験を基本に評価する。その間、レポートを課す場合もありうる。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	政治学原論 b／政治学原論 b／政治学原論 b 政治学原論 b／政治学原論 b	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
今日、政治はますます混迷の度を深めている。 自分たちの国の政治だけでなく、世界の政治においても。 政治が複雑で、錯綜し、われわれの目に不確かな現象になればなるほど、政治とはいったい何か、を原理の問題として考えようとする必要があるだろう。 この講義では、そうした視点に立って、制度の細かな説明や時事問題の解説ではなく、政治の原理を考える際の基礎的な知識や分析枠組みの習得をめざす。		1 はじめに——全体ガイダンス 2 政治の概念（1） 3 同（2） 4 政治の構造 5 政治と人間 6 政治学の学問的性格 7 政治と権力（1） 8 同（2） 9 同（3） 10 国家の概念（1） 11 同（2） 12 民主主義（1） 13 同（2） 14 市民と政治 15 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくに指定しない。ただし、毎回、プリントを配布する。		定期試験を基本に評価する。その間、小テストを行う場合もある。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	地方自治論 a／地方自治論 a／地方自治論 a 地方自治論 a／地方自治論 a	担当者	小口 進一
講義目的、講義概要		授業計画	
少子高齢社会の本格化を自治体の視点に立って考察すると、納税の基盤を構成する生産人口は減少し、保健福祉サービスを必要とする要介護人口の増加というこれまで経験したことの無い行政財務運営の時代に入ることを意味する。このため、既成事務事業の見直しをおこなって予算規模の総体を縮小するとともに、社会保障関連経費の充実を含む予算の組み換えが政治の日程にあがってくる。 一方、新たな施策として、地球環境温暖化防止行動計画などの環境施策の実施や防災都市づくり計画の強化、さらには高齢者関連施設の緊急整備といった施策への取り組みが世界と地域から要請されている。そのうえ、市民参加の定着により、自治体の基礎情報・政策情報・政治争点情報などの策定と公開が必要不可欠となり、未来への展望を描ききれないまま推移しているといっても過言ではあるまい。春学期は、地方自治法の基礎概念を中心に自治体の基盤を構成する事務事業を解説するほか、未開発の政策法務・政策財務を踏まえた実践的な行財政運営について講義する。		1, 講義の概要 2, 自治体のしくみ 3, 改正地方自治法 4, 地方財政の 5, 自治体計画と行政の文化化 6, 自治体情報の策定と公開 7, 地域生活環境指標 8, 自治体議会 9, 政策法務 10,自治体予算 11,事務事業別予算と原価計算 12,補助金 13,人事管理 14,政策人事と政策開発 15,電算化業務	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献については、講義中に紹介する。		期末試験によって評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	地方自治論 b／地方自治論 b／地方自治論 b 地方自治論 b／地方自治論 b	担当者	小口 進一
講義目的、講義概要		授業計画	
秋学期は、地方自治制度の現状を踏まえ、自治体の個別事務事業の執行を理論と実務の緊張のなかから、現状と課題をわかりやすく講義する。また、既成行政スタイルの改革が、自治体機構内部から積極的に提案され実践されない背景を 2000 年施行の改正地方自治法との関連を踏まえて解説するとともに、今日、先進自治体で取り組まれている行政技術のありようについても説明したい。		1, 個人情報の保護 2, 安全・安心のまちづくり 3, 都市の防災 4, 地球環境温暖化防止と環境政策 5, ゴミ行政と広域行政 6, 生涯教育と公民館 7, 公立図書館 8, 都市の健康行政 9, 自治体の福祉政策 10,保健福祉計画 11,ベッドタウンの現状と課題 12,自治体の契約事務 13,改正地方自治法の現状と課題 14,公共政策づくり 15,講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献については、講義中に紹介する。		期末試験によって評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	政治思想史 a／西洋政治思想史 a／西洋政治思想史 a 政治思想史 a／西洋政治思想史 a	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎んじられている、といってよいかもしれない。そういう状況認識を意識の内側に入れながら、西洋政治思想の歴史を概観する。 われわれの近代化が西洋近代をモデルにしつつ、その受容と反発の過程であった以上、西洋近代思想を間に挟んで古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を追うことはわれわれ自身の姿をそこに重ねることである。 一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養っていききたい。 受講生へ 講義の一層の理解のために毎回プリントを配布する。		1 はじめに——全体ガイダンス 2 政治思想史の課題と方法 3 古典古代の意味 4 ギリシアの政治思想——ソクラテスをめぐる状況 5 同——プラトン（1） 6 同——プラトン（2） 7 同——アリストテレス（1） 8 同——アリストテレス（2） 9 ヘレニズム時代の政治思想 10 古代ローマの政治思想 11 キリスト教と西洋政治思想の伝統 12 アウグスティヌス（1） 13 アウグスティヌス（2） 14 アウグスティヌス（3） 15 春学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
柴田平三郎『政治思想史講義ノート』而立書房。 M・I・フィンリー『民主主義 古代と現代』講談社学術文庫。		基本的に定期試験で評価する。なお、期間中に1，2度、小テストをおこなう場合がある。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	政治思想史 b／西洋政治思想史 b／西洋政治思想史 b 政治思想史 b／西洋政治思想史 b	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎んじられている、といってよいかもしれない。そういう状況認識を意識の内側に入れながら、西洋政治思想の歴史を概観する。 われわれの近代化が西洋近代をモデルにしつつ、その受容と反発の過程であった以上、西洋近代思想を間に挟んで古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を追うことはわれわれ自身の姿をそこに重ねることである。 一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養っていききたい。 受講生へ 講義の一層の理解のために毎回プリントを配布する。		1 中世と中世政治思想の今日的意味 2 中世政治思想——ソールズベリのジョン 3 同——トマス・アキナス（1） 4 同——トマス・アキナス（2） 5 ルネサンスの政治思想——マキアヴェッリ 6 宗教改革の政治思想——ルターとカルヴァン 7 近代の政治思想——ホッブズ 8 同——ジョン・ロック 9 同——ルソー 10 近代のイデオロギー 11 同——保守主義 12 同——自由主義 13 同——社会主義 14 同——全体主義 15 秋学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
柴田平三郎『政治思想講義ノート』而立書房 トマス・アキナス『君主の統治について』岩波文庫		基本的に定期試験で評価する。なお、期間中に1，2度、小テストをおこなう場合がある。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	行政学 a／行政学 a／行政学 a 行政学 a／行政学 a	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
受講生が、現在と将来において、社会の需要を観測し、それを政策と課題に変換し、その政策を実施し、それを評価する時に、有益な歴史的、構造的、技術的な知見を行政サービスの変化、政府間関係、組織を中心に講義する。		1. 講義の概要 2. 現代と行政サービスの範囲 3. 官僚制と大衆民主制 4. 官僚制から公務員制へ 5. アメリカ行政学の展開 6. 日本における行政学 7. 政府体系－中央集権と地方分権 8. 戦後日本の中央－地方関係 9. 分権改革の到達点と残された課題 10. 議院内閣制と省庁制 11. 公務員制度 12. 官僚制論（１） 13. 官僚制論（２） 14. 講義のまとめ 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
西尾勝『行政学』（新版）有斐閣 2003 年（テキスト）		平常のテストないしレポートと期末試験の両方。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	行政学 b／行政学 b／行政学 b 行政学 b／行政学 b	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
受講生が現在と将来において社会の需要を観測しそれを政策と課題に変換し、その政策を実施し、それを評価する時に、有益な歴史的、構造的、技術的な知見を政策形成、政策立案を中心に行政サービスの変化、政府間関係、組織を中心に講義する。		1. 講義の概要 2. 官僚制組織の行動の仕方 3. 職員の行動様式 4. ストリート・レベルの行政職員 5. 第一線職員と対象集団 6. 官僚制批判の系譜 7. キャリアとノンキャリア 8. 政策形式と政策立案 9. 環境の変化と政策立案（１） 10. 環境の変化と政策立案（２） 11. 日本の中央省庁の意思決定方式 12. 予算と会計 13. 行政活動の能率と行政改革 14. 行政統制と行政責任 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
西尾勝『行政学』（新版）有斐閣 2003 年（テキスト）		平常のテストないしレポートと期末試験の両方。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（初めての著作権法）／*****／***** 法律学特講（初めての著作権法）／*****	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
今どき、著作権という言葉を知らない人はもはや少ない。しかし、著作権を正しく知るには、著作権法の条文を読まなければならない。それが独学ではなかなか難しいため、この講義が用意されている。 この講義は入門講義であり、著作権に興味のある、あらゆる学部の学生を歓迎する。しかし、試験は分量が多く、十分な準備なしでは最後まで解くことさえできない。 レジュメ集と新書を用い、裁判例に関する画像・音声やウェブサイトなど、視聴覚情報も重視しつつ講義を進める。 レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。著作権法の条文はレジュメ集に収録してある。講義情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/		1 ガイダンスと導入 2 著作物 1 3 著作物 2 4 著作者と著作権者 5 著作者人格権 6 著作権 1 7 著作権 2 8 著作権 3 9 著作権の制限 1 10 著作権の制限 2 11 著作権の譲渡とライセンス 12 著作隣接権 1 13 著作隣接権 2 14 著作権の侵害 15 質問への回答と復習	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：長塚真琴『著作権法 a レジュメ集』 教科書：福井健策『著作権とは何か』（集英社新書） 参考書：大淵他『知的財産法判例集第 2 版』（有斐閣）		定期試験のみによる（持込可否未定）。択一式の問題が中心で、記述式の問題も少し出題する。 出席は重視しない。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（著作権法の諸問題）／*****／***** 法律学特講（著作権法の諸問題）／*****	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、著作物の種類や利用局面ごとに、著作権とその隣接分野で実際に起こった紛争や、法改正に向けてなされている議論を詳しく解説する。法学部の講義として、著作権法の基礎知識のある学生に向けておこなう。毎回、次週の予習のための文献が指定され、講義はそれを読んできたことを前提におこなわれる。 レジュメの他に新書と判例集を用い、裁判例に関する画像・音声やウェブサイトなど、視聴覚情報も重視しつつ講義を進める。 レジュメと予習文献は、毎回配布する。講義情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ ○履修上の注意：この講義は応用編である。著作権に関する予備知識なしでこの講義をいきなり履修しても、単位を取得できない可能性がきわめて高い。例えば、記述式の試験問題は、新司法試験の著作権法の問題に近い難易度である。		1 ガイダンス 2 映画 3 ゲームソフト 4 インターネット 1（アップロードとダウンロード／侵害の責任主体 1） 5 インターネット 2（侵害の責任主体 2） 6 インターネット 3（著作物性／引用） 7 音楽と放送 8 キャラクター 9 デザイン・応用美術 10 編集著作物 11 肖像権・パブリシティ権 12 高校教育と著作権 13 二次創作 14 疑似著作権 15 質問への回答と復習	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：福井健策『著作権の世紀』（集英社新書） 参考書：大淵他『知的財産法判例集第 2 版』（有斐閣）、中山他編『著作権判例百選第 4 版』（有斐閣）		定期試験のみによる（持込可否未定）。択一式の問題と記述式の問題の両方を出題する。 出席は重視しない。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（刑事法総合）／*****／***** 法律学特講（刑事法総合）／*****	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
すでに刑法総論・各論を履修した学生、または現在履修中の学生を対象として、刑法判例を中心に刑法総論・各論の論点を復習することを目的とする。少なくとも、刑法総論・各論の基本事項、基本判例について、受講生が総点検できるように授業をすすめる予定である。そのため複数の教材、プリントなどの演習問題に各人がとりくみ、理解を深めていきたいと思う。 また、最新判例の動きについて、近年の判例時報および判例タイムズに掲載された刑事裁判例をチェックし、刑法総論・各論上の論点ごとに、授業で検討する。 さらに授業では短答式・論述式の演習問題（過去問）を例示し、答案作成にも取り組む。宿題も多いので、たいへんかも知れないが、意欲をもって参加して欲しい。 将来、ロースクールや法学研究科に進学することを考えている人、あるいは裁判所事務官や検察事務官などの試験勉強に専念している人を対象にしたアドバンスクラスとしたい。 授業は水曜 1 時限に設定される。遅刻(授業開始後の入室)や欠席は評価に影響するのでそのつもりで。なお授業中に私語等により注意をうけ指導をうけた場合も減点される。		1. 行為と構成要件論 ・因果関係論 2. 犯罪各論の重要問題 1 3. 不作為犯をめぐる学説と判例 4. 違法論をめぐる争い 5. 可罰的違法性に関する判例 6. 正当防衛と緊急避難、その他の違法阻却 7. 犯罪各論の重要問題 2 8. 責任能力をめぐる判例 9. 事実の錯誤と違法性の錯誤 10. 過失犯の処罰根拠 11. 不能犯と中止犯の判例 12. 共犯事例問題の検討 13. 特別刑法に関する最新判例 14. 犯罪各論の重要問題 3 15. 演習問題	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考教材：中山研一『口述・刑法総論』『口述・刑法各論』成文堂、川端博『疑問から始まる刑法総論・各論』成文堂		学期末試験 50%、出席 30%、宿題提出 20%とする。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（裁判法）／*****／***** 法律学特講（裁判法）／*****	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
法と裁判について講義を行う。 刑事裁判については、裁判員制度も含め、刑事訴訟の原理原則、刑事裁判における弁護人の役割等について講義する。なお、心神喪失者医療観察制度や被害者参加制度、さらに矯正関係の新しい制度についても解説する。 民事裁判については、裁判制度の概略を解説する。なお、個別の民事訴訟法の論点についての講義は原則として行わない。		1 裁判と法 2 裁判の基本原則：民事裁判と刑事裁判 3 裁判員制度・被害者参加制度・損害賠償命令制度 4 心神喪失者医療観察制度 5 刑事裁判手続：捜査 6 刑事裁判手続：公判 7 心神喪失者医療観察法 8 改善更生と刑事政策 9 民事裁判実務 10 民事執行 11 裁判外紛争解決 12 裁判事例（1） 13 裁判事例（2） 14 裁判事例（3） 15 まとめ	
		評価方法	
六法（最新版）。そのほかは特に指定しない。		原則として期末試験で評価する。ただし特段の事情のある場合はその他の方法で評価を行うことがある。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（行政過程論）／*****／行政過程論 法律学特講（行政過程論）／*****	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
「行政過程論」という用語は、近年の行政法の教科書でも時折目にしますが、その位置付けや方法論は論者によって必ずしも一様ではないように思われます。 他方、そこには、伝統的な行政法学が基礎としてきた「私人と行政とが対立する二元的図式」の見直しや「行政活動の動態的な分析」の必要性といった、ある程度共通した視点・認識を見出すことはできるでしょう。 本講義は、こうした行政過程論の体系的な解説を行うものでも、あるべき政策の姿を模索する公共政策学の講義でもありません。憲法・行政法の基礎的な知識を前提に、行政過程における「法」の役割や機能についての理解を深めることを主眼にしています。具体的には、現実の行政過程において「法」がどのように機能しているのかということ、具体的な素材を取り上げつつ、多角的な視点から受講者自身に主体的に考えてもらう時間になると思います。 したがって、「憲法（入門・人権・統治）」「行政法Ⅰ・Ⅱ」を履修済であることを前提に、行政学や公共政策学等にも関心がある３年生以上の方を対象とします。 以上のような趣旨から、教員による一方的な説明ではなく、受講生の主体的・積極的な参加や議論を求める進め方になりますので、十分に留意の上で履修をしてください。		1. ～ 2. 憲法・行政法の基礎知識の確認（テスト） 3. 行政活動と法の交錯（総論） 4. ～ 6. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政立法） 7. ～ 9. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政計画） 10. ～ 12. 行政活動と法の交錯の諸局面（行政行為） 13. ～ 14. 行政活動と法の交錯の諸局面（法律の留保） 15. まとめ ※ 講義の前提となる憲法・行政法の基礎的な理解が十分かどうかを受講生自身に自覚してもらうため、第１回・第２回の講義時間中に、テスト形式の素材をもとにした議論を行います。 この段階で理解が不十分と確認できた場合、あるいは、講義の前半までにある程度の回数の参加がない場合には、形式的に履修登録をしても、その後の参加・課題レポートの提出は認めませんので、この点は予め了解した上で履修登録をして臨んでください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
教材・資料等を適宜配布します。 ただし、小型の『六法』は、各自毎回持参してください。		履修登録者は例年 10 名前後ですので、毎回の出席と議論への積極的な参加（50％）を“要件”とし、学期末の課題レポートの内容（50％）を合わせて、総合的に評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（債権総論 [基礎編]）／*****／***** 法律学特講（債権総論 [基礎編]）／*****	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
この授業で扱うのは、民法典の「第三編 債権」の中の「第一章 総則」の一部（民法 399 条～422 条、474 条～520 条）である。債権とは、特定の人に対して一定の行為（金銭を支払うこと、物を修理すること、など）を請求することのできる法律上の権利のことである。そしてこの債権全般について規定しているのが「第一章 総則」（いわゆる債権総論）である。 この授業では、債権総論のうち、債権が発生し、履行され、消滅するまでの基本的な流れについて、関連する条文・判例（裁判所の立場）・学説を取り上げて説明をしていく。 [注意] 授業に出席する際には、教科書と2012年版の六法（民法が載っていれば、種類や出版社は問わない）を必ず持参すること。		1. ガイダンス 2. 債権の目的 3. 債権の効力 4. 履行の強制 5. 債務不履行① 6. 債務不履行② 7. 損害賠償① 8. 損害賠償②、受領遅滞 9. 弁済① 10. 弁済② 11. 弁済③ 12. 相殺① 13. 相殺② 14. 供託、更改、免除、混同 15. 全体のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論 [第3版補訂]（有斐閣Sシリーズ）』（有斐閣、2012年）。なお講義開始日までに改訂版が出版されないときの対応については、第1回の講義時に指示する。		定期試験（100%）によって評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講「オンパ」刑法総論（錯誤論・未遂犯論・共犯論）／*****／***** 法律学特講「オンパ」刑法総論（錯誤論・未遂犯論・共犯論）／*****	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
目的 「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。 刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけばできるようになると思います。 ただ、刑法総論Ⅰ・Ⅱでは、十分に刑法総論分野をカバーできませんので、そこから漏れやすい論点について本講義で学んでもらいたいと思います。		1. インロダクション①（授業と刑法総論の） 2. インロダクション②（犯罪論・犯罪体系論） 3. 責任論（・故意・過失・錯誤） 4. 具体的事実の錯誤 5. 抽象的事実の錯誤 6. 違法性の意識の可能性 7. 未遂犯（実行の着手時期） 8. 不能犯 9. 中止犯 10. 共犯論総説（処罰根拠論） 11. 共同正犯（共謀共同正犯） 12. 教唆犯（と間接正犯） 13. 幫助犯 14. 共犯と身分 15. 共犯の諸問題	
概要 刑法総論Ⅰ・Ⅱをある程度学んできていることを前提に、①錯誤論、②未遂犯論、③共犯論を取り上げます。いずれも非常に重要な刑法総論上の論点で、資格試験等で、受験科目に「刑法」がある場合には、避けて通ることができません。 授業は、講義が軸になると思います。ですが、受講生が少なければ、刑法総論Ⅰ・Ⅱと違い、具体的な事案・判例を多めに取り上げ、受講生の考えを聞きながら、議論を深化させたいと考えています。		テキスト、参考文献 曾根威彦『刑法総論 第4版』（弘文堂） （上記以外の「刑法総論」に関する基本書でもかまいません）	
		評価方法 論述式の定期試験を予定。なお、レポート・小テストなどによる評価も考えていますが、授業の中でお知らせします。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（消費者法）／*****／***** 法律学特講（消費者法）／*****	担当者	岩重 佳治
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 1 消費者被害と救済の実態を知る 2 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける 3 消費者被害の法的解決方法を自分で考え、その法的見解を第3者に主張・展開し、第3者の法的見解を正當に評価する力を身につける 4 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける 5 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する 講義概要 1 毎回レジュメを用いて講義する。 2 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 3 受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 4 春学期で身につけた基礎的知識を土台に、より実践的内容の講義にしたい。答弁書の作成等も行う予定である。 5 深刻化する多重債務問題についての講義も行う。 6 春学期の講義で身につけた知識が前提になるので、 <u>通年での受講が望ましい。</u> （春学期開講科目名「消費者法」）		1 保証人被害 2 集団的消費者被害事件（預託商法被害） 3 リース契約をめぐるトラブル 4 訴状を受け取ったときの対処法（総論） 5 訴状を受け取ったときの対処法（答弁書作成） 6 振り込め詐欺の被害 7 クレジット・サラ金被害に関する基礎知識 8 借金整理法（1） 9 借金整理法（2） 10 犯罪被害収益の吐き出し 11 貧困ビジネスの実態 12 消費生活センターの相談現場から 13 生活保護を考える 14 予備 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に使用しない。 参考文献は、随時紹介する。		期末定期試験の結果、日常講義における提出物及び出席率により総合的に評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（担保物権法に関する諸問題）／*****／***** 民法Ⅱ／民法Ⅱ	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
担保物権に関する諸制度、各条文の理解を深めることを目的とする。なお、授業の具体的な進め方などは、受講者数を考慮して最終決定するが、いずれにせよ、具体的な事例（設問や判例）を素材として、受講者の問題発見能力・分析力・論理的思考力を養うことに主眼を置く。 <u>なお、やる気のない者、単なる単位合わせのためだけに履修する者、提出物の期限などが守れない者などは、他の受講者の迷惑になるので、履修を認めない。</u>		① ガイダンス ② 留置権（1） ③ 留置権（2） ④ 先取特権（1） ⑤ 先取特権（2） ⑥ 先取特権（3） ⑦ 質権 ⑧ 抵当権（1） ⑨ 抵当権（2） ⑩ 抵当権（3） ⑪ 抵当権（4） ⑫ 抵当権（5） ⑬ 非典型担保（1） ⑭ 非典型担保（2） ⑮ 非典型担保（3）	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書は指定しない。各自が選定した基本書を使用すること。		受講者数が比較的少ないことを前提に、双方向の授業を行うことを予定している。その場合は、出席点＋平常点＋レポートで評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（借地借家法）／*****／***** 法律学特講（借地借家法）／*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
借地借家法は身近で重要な法律である。東京都では 50% 近い世帯が借家世帯であり、持家の約 10% が借地の上にある。最近でも、定期借地権（平成 3 年）、定期借家権（平成 11 年）、終身借家権（平成 13 年）の創設など議論が多い。本講義の目的は、他の法律との関連にも注意しつつ、借地借家法の規定の意義を明らかにすることである。 借家編と借地編に分け、それぞれの講義を行う。借地では、土地についての借地と土地の上の建物所有という二つの点を理解しなければならず、また、借地のための法制度として地上権と賃借権があり、やや複雑であるのに対し、借家は建物の賃貸借という面に絞って検討すれば足りるため、借地借家法の条文の順番とは逆に、借家法から論ずる。 講義に際しては、民法の一般的な法理との関係のみならず権利の実現という面から訴訟・執行との関係についても言及する。		1 借地及び借家の意義 2 借家の期間 借家契約は期間満了でどうなるか。正当事由制度とは何か。 3 借家権の対抗力 借家人は、借家が売却されたら退去するのか。妨害排除はできるのか。 4 借家人の契約上の権利・義務 借家人の一度の賃料不払で、賃貸人は契約を解除しうるか。 5 借家権の譲渡・転貸 借家が賃貸人の承諾を得て転貸されたときいかなる法律関係が生まれるか。 6 近年の諸問題 定期借家・終身借家、破産と借家 7 借地権の意義 借地権にはどのような種類があるか。土地の賃貸借一般とどう異なるか。 8 借地権の期間 借地期間が満了したときの問題 9 定期借地権 3 種類の定期借地権の特徴は何か。 10 借地権の対抗力 土地が売却されたとき、借地権はどうなるか。建物はどうなるか。 11 借地権者の権利・義務 借地権者は、建物増改築できるか。地主の承諾がないとどうなるか。 12 借地権の譲渡・転貸 借地上の建物売却、抵当権設定にはどのような法的問題があるか。 13 一時使用借地、破産と借地 14 民法判例百選における借地借家関連判例 15 民法判例百選における不動産賃貸借関連判例	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義ではプリントを配布する。参考書（教科書ではない）として、荒木新五『実務借地借家法』（商事法務）。		出席をとるが、その比重は、20% 程度である。期末試験の比重は 80% 程度である。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（企業法）／*****／***** 法律学特講（企業法）／*****	担当者	白石 智則
講義目的、講義概要		授業計画	
本稿は、「手形・小切手法」の講義に続き、手形・小切手法の後半部分を学んでいきます。それゆえ、「手形・小切手法」の履修が前提となります。 なお、手形・小切手法を学ぶためには、やはり民法の理解が不可欠です。この後半部分では、とくに債権総論（債権譲渡・保証など）の知識が必要になりますので、よく復習をしておいてください。		第1回 ガイダンス・復習 第2回 裏書 第3回 物的抗弁と人的抗弁 第4回 善意取得 第5回 特殊の譲渡裏書 第6回 特殊の裏書 第7回 手形の支払 第8回 遡求 第9回 手形保証 第10回 手形の時効・除権決定・手形訴訟 第11回 為替手形 第12回 小切手 第13回 手形に代わる決済方式 第14回 まとめ(1) 第15回 まとめ(2)	
テキスト、参考文献		評価方法	
早川徹『手形・小切手法』（弘文堂）		期末試験の結果（100%）によります。なお、期末試験で合格点を取れなかった学生については、通常授業の際に適宜行う小テストの点数を加算します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法学特講（情報法）／国際関係法特講（情報法）／***** 法学特講（情報法）／国際関係法特講（情報法）	担当者	茅賀谷 一照
講義目的、講義概要		授業計画	
情報法制に関する主なテーマについて論じ、物の流通を基本とする近代所有権法制と情報の流れに関する情報法制との法体系としての違いを教える。 このため、特定の法分野に限定することなく、公法・私法を問わず、広い分野において情報法のあり方について多角的に講義する。 学生が、情報法についての基本的な知識を持つと共に、情報ネットワーク上での法律関係において、民法・行政法などを応用するのに必要な知識を習得させる。		1、はじめに 2、情報空間と物理的空間 3、通信法制 4、インターネット、クラウドと法 5、個人情報保護 6、防犯カメラ、G I S 7、電子商取引 8、電子政府・電子自治体 9、電子的法律関係 10、情報セキュリティ 11、放送と表現の自由 12、ブロードバンド 13、著作権と情報 14、情報と刑法 15、まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
毎回レジメを配布する。		授業中、数回（2回程度）レポート提出を求め（35%）、期末試験の結果と併せて(65%)評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（生命保険）／*****／***** 法律学特講（生命保険）／*****	担当者	吉川 信将
講義目的、講義概要		授業計画	
保険法の中でも生命保険及び傷害疾病保険に関する基礎的事項の理解を主目的とし、具体的な事例において保険法がどのように適用されているのかも合わせて掘り下げていく。 講義は、受講生が事前にテキストに目を通して行う。保険法の通則的部分は「保険法」で講ずるので、保険法の履修後に受講することが望ましい。 生命保険及び傷害疾病保険に関連した時事問題が生じた場合には、出来るだけそれを採り上げて解説を加える。		1. 講義の概要・生命保険契約の内容 2. 生命保険契約の成立（１） 3. 生命保険契約の成立（２） 4. 保険料の支払い 5. 保険契約者・保険金受取人の変更 6. 危険の変動 7. 保険金の支払い（１） 8. 保険金の支払い（２） 9. 生命保険契約の終了（１） 10. 生命保険契約の終了（２） 11. 生命保険の多様な利用方法 12. 生命保険契約から生ずる権利の処分・担保化・差押え 13. 傷害保険契約の内容 14. 疾病保険契約の内容 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：甘利公人・福田弥夫『ポイントレクチャー保険法』（有斐閣・2011年）。六法持参のこと。 参考文献等については、適宜授業中に紹介する。		評価方法：期末試験の結果をベースに受講姿勢等を加味して総合的に判断する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法律学特講（刑法各論と特別刑法 ）／*****／***** 法律学特講（刑法各論と特別刑法 ）／*****	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
目的 身近な犯罪類型を学ぶことを通して、抽象的な刑法理論をどのように生かしていくのかを身につける。 概要 刑事罰の対象となる行為は、主に「刑法典」に定められています。ですが、「刑法典」以外にも、臓器移植法や売春防止法など、様々な法律の中で、刑事罰の対象となる行為が定められています（「広義の特別刑法」）。このような特別刑法に規定されている犯罪類型の方が、より身近な行為であることが多いのです。 そこで、刑法各論の発展として、刑法各論と関連性の深い特別刑法上の犯罪類型を取り上げて、その法解釈上の問題や判例などを検討していきたいと思います。 テーマは大きく分けると二つです。まず、①生命にかかわる問題です。安楽死や臓器売買などの問題を取り上げます。次に②性犯罪の問題です。特に売春防止法や児童買春・ポルノ禁止法などを取り上げます。根底の問題意識は、「倫理」の問題と「自己決定」の限界です。 なお、なるべくその時に話題となっている事柄を取り上げたいと思いますので、講義の順番はもちろん、内容も変更されるかもしれません。		1. イントロダクション（授業と刑法各論の） ① 2. 人と胎児 3. 人工妊娠中絶 4. 脳死と臓器移植 5. クローン・ES細胞・iPS細胞 6. 安楽死・尊厳死 7. まとめ（小テスト） ② 8. 不倫（旧姦通罪） 9. わいせつ物 10. 強姦罪 11. 児童と性行為 12. 売春防止法 13. 痴漢 14. まとめ（小テスト） 15. 現代的問題 ※実際の授業回数と上記の数字は無関係です。あくまで授業の進行の目安です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
資料を配付します。		レポートと小テストを予定しています。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法曹特講（法曹の仕事 - 弁護士業務を中心として）／*****／***** 法曹特講（法曹の仕事 - 弁護士業務を中心として）／*****	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
いわゆる法曹三者の仕事について解説し、とりわけ弁護士業務の内容について具体的に説明する。弁護士の仕事は多岐にわたり、さまざまな業務がある。進路決定の参考にもなるよう、できるだけ具体的なイメージを描けるよう講義を行いたい。		1 法曹三者－弁護士、裁判官、検察官 2 弁護士の仕事 3 裁判官の仕事 4 検察官の仕事 5 弁護士業務各論：民事事件 6 民事事件（1）受任 7 民事事件（2）裁判 8 弁護士業務：刑事事件 9 弁護士業務：会社関係実務 10 弁護士業務：渉外実務 11 弁護士業務：労働事件 12 弁護士業務：プロボノ活動 13 弁護士業務：インハウスローヤー 14 弁護士のあるべき姿 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
最新版六法以外特に指定しない。		原則として期末試験で評価する。ただし特段の事情のある場合はその他の方法で評価を行うことがある。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法曹特講（弁護士業務の諸問題）／*****／***** 法曹特講（弁護士業務の諸問題）／*****	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
前期での講義を前提に、後期は弁護士としての事件処理について、より具体的に説明する。		1 法律相談 2 受任、準備、方針決定 3 さまざまな手続と起案 4 交渉、裁判、尋問 5 刑事弁護 6 財産関係事件 7 家族関係事件 8 相続関係事件 9 高齢者に関する事件 10 交通事故事件 11 倒産事件 12 行政事件 13 その他の特殊分野 14 弁護士倫理 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
春学期に同じ。		原則として期末試験で評価する。ただし特段の事情のある場合はその他の方法で評価を行うことがある。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法曹特講（債権回収・担保法上の諸問題）／*****／***** 法曹特講（債権回収・担保法上の諸問題）／*****	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
債権回収は、法理論上だけではなく、実務的にも大変重要な問題である。各債権者は、債務者が信用不安に陥った場合でも、自らが優先的に回収を進められる途を確保しておかなければならない。本講義では、そのような視点から、法律上または法解釈上で認められる回収法について説明を加えることとする。 なお、やる気のない者、単なる単位合わせのためだけに履修する者、提出物の期限などが守れない者などは、他の受講者の迷惑になるので、履修を認めない。		① ガイダンス ② 保証人からの回収(1) ③ 保証人からの回収(2) ④ 保証人からの回収(3) ⑤ 売掛債権からの回収(1) ⑥ 売掛債権からの回収(2) ⑦ 相殺に基づく回収(1) ⑧ 相殺に基づく回収(2) ⑨ 賃料債権からの回収(1) ⑩ 賃料債権からの回収(2) ⑪ 在庫商品からの回収(1) ⑫ 在庫商品からの回収(2) ⑬ 責任財産保全制度(1) ⑭ 責任財産保全制度(2) ⑮ 責任財産保全制度(3)	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストとして、遠藤研一郎『民法3（債権総論）』（中央大学通信教育部）を使用する。		受講者数が比較的少ないことを前提に、双方向の授業を行うことを予定している。その場合は、出席点＋平常点＋レポートで評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法曹特講（刑事法 8）／*****／***** 法曹特講（刑事法 8）／*****	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
法曹特講（刑事法 8）では、事例を素材にしながら刑法総論の重要テーマについて基本的な点から応用的なレベルまでを学習します。また、死刑の存廃論といったような基礎理論についても学習をしたいと考えています。 通常の講義のように受動的に参加するのではなく、演習のようなつもりで主体的・積極的に授業に参加することが期待されます。 具体的な授業の進め方については第 1 回目の授業で説明します。		1 講義の概要 2 事実の錯誤の検討 3 事実の錯誤と違法性の錯誤の検討 4 正当防衛をめぐる問題① 5 正当防衛をめぐる問題② 6 被害者の承諾・医療行為の正当化をめぐる問題 7 因果関係論 8 因果関係論の錯誤に関連する問題 9 未遂犯と不能犯 10 不作為犯に関する問題 11 共犯論① 12 共犯論② 13 共犯論③ 14 原因において自由な行為・間接正犯 15 死刑存廃論	
テキスト、参考文献		評価方法	
レジュメ及び検討する事例を授業毎に配布します。参考書・参考文献についてはその都度指示します。		レポートで評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法曹特講（債権総論 [発展編]）／*****／***** 法曹特講（債権総論 [発展編]）／*****	担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概要		授業計画	
この授業で取り扱うのは、民法典の「第三編 債権」の中の「第一章 総則」の一部（民法 423 条～473 条）である。債権とは、特定の人に対して一定の行為（金銭を支払うこと、物を修理すること、など）を請求することのできる法律上の権利のことである。そしてこの債権全般について規定しているのが「第一章 総則」（いわゆる債権総論）である。 この授業では、債権総論の中でも特に難解な「責任財産の保全」（第 2～5 回）、「多数当事者の債権関係」（第 6～10 回）、そして「債権譲渡」（第 11～14 回）という 3 つの大きなテーマに関する条文・判例（裁判所の立場）・学説を取り上げて説明をしていく。そのため受講者は、春学期開講の「法学特講（債権総論 [基礎編]）」を履修済みであることが望ましい。 〔注意〕授業に出席する際には、教科書と 2012 年版の六法（民法が載っていれば、種類や出版社は問わない）を必ず持参すること。		1. ガイダンス 2. 債権者代位権① 3. 債権者代位権② 4. 詐害行為取消権① 5. 詐害行為取消権② 6. 分割債権・債務、不可分債権・債務 7. 連帯債務① 8. 連帯債務② 9. 保証債務① 10. 保証債務② 11. 債権譲渡① 12. 債権譲渡② 13. 債権譲渡③ 14. 債務引受 15. 全体のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論 [第 3 版補訂]（有斐閣 S シリーズ）』（有斐閣、2012 年）。なお講義開始日までに改訂版が出版されないときの対応については、第 1 回の講義時に指示する。		定期試験（100%）によって評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	経済原論 a／現代経済論 a／経済原論 a 経済原論 a／現代経済論 a	担当者	未定（掲示で確認）
講義目的、講義概要		授業計画	
講義概要 本講義は経済学をより深く学びたい学生を対象にした授業である。春学期でミクロ経済学に相当する内容を、秋学期でマクロ経済学に相当する内容を解説する。春学期のミクロ経済学では主に家計と企業の意思決定と、市場の機能について説明する予定である。 講義目的 日常の経済活動をよりよく理解するためには経済学の知識が不可欠である。この講義ではミクロ経済学を学習するが、消費者（家計）や生産者（企業）がどのようなことを考えながら行動しているかを学習することを通して、経済をより深く理解できるようになることが本講義の目的である。		1. ミクロ経済学とは何か 2. 市場機能の働き① 3. 市場機能の働き② 4. 数学的予備知識の準備 5. 消費者の行動理論① 6. 消費者の行動理論② 7. 消費者の行動理論③ 8. 生産者の行動理論① 9. 生産者の行動理論② 10. 生産者の行動理論③ 11. 市場均衡と資源配分 12. 市場の失敗 13. 政府による市場介入① 14. 政府による市場介入② 15. 試験前まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に指定しない。参考文献としてスティグリッツ『ミクロ経済学』をあげておく。必要があれば、授業中に適宜紹介する。		定期試験の成績によって評価する。受講人数が少ない場合、小テストを行うこともある。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	経済原論 b／現代経済論 b／経済原論 b 経済原論 b／現代経済論 b	担当者	未定（掲示で確認）
講義目的、講義概要		授業計画	
講義概要 本講義は経済学をより深く学びたい学生を対象にした授業である。春学期でミクロ経済学に相当する内容を、秋学期でマクロ経済学に相当する内容を解説する。秋学期のマクロ経済学では主に日本経済の概要とマクロ経済モデルに基づいた財政金融政策について説明する予定である。 講義目的 日常の経済活動をよりよく理解するためには経済学の知識が不可欠である。この講義ではマクロ経済学を学習するが、日本のマクロ経済の実態や、経済がどのような政策によって運営されているかを学習することを通して、経済をより深く理解できるようになることが本講義の目的である。		1. マクロ経済学とは何か 2. ストック変数とフロー変数 3. GDP の概念 4. 経済成長と寄与度 5. 消費と貯蓄 6. 投資 7. GDP の決定 8. 財市場分析 9. 貨幣需要 10. 貨幣供給 11. 政府の役割と財政金融政策① 12. 政府の役割と財政金融政策② 13. 総需要と総供給 14. インフレーションとデフレーション 15. 試験前まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に指定しない。参考文献として伊藤元重『マクロ経済学』をあげておく。必要があれば、授業中に適宜紹介する。		定期試験の成績によって評価する。受講人数が少ない場合、小テストを行うこともある。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	会計学 a／*****／***** 会計学 a／*****	担当者	内倉 滋
講義目的、講義概要		授業計画	
企業会計もまた 1 つの言語であるとしばしば評されるが、言語を対象とした科学の分野には、その文法を純粹形式的に明らかにしていく「構文論」と、言葉の持つ意味の解明を試みる「意味論」と、社会的制度の中での言葉の用いられ方を研究する「語用論」とがある。本講義は、「簿記原理」という構文論の知識を前提に(それゆえ、少なくとも「<u>簿記原理 a</u>」を修得していることが望ましい)、それに内容的な意味付けを試みていくところの、会計学における「意味論」に相当するものである。その後展開される会計学における「語用論」(＝「経営分析論」等の応用・専門学科目)への 1 つの橋渡しとなるものだ、とも言える。 授業計画は右に掲げるとおりであるが、おおむね「会計学 a」では、会社の決算書の作成にかかわる諸ルールの概要説明をしていきたい。 なお、本講義では、ここ数年科目登録が抽選制になってしまっている。設置学科の学生が希望しても受講できない事態になっており、また、経営学科には類似科目が設置されているので、少なくとも本年度については、<u>経営学科生の履修を許可しない</u>こととしたい。		1 オリエンテーション(本講義の目的, 目標 等) 2 テキスト第 1 章 決算書から見える世界(①決算書とは, ②会計学の 2 つの領域) 3 テキスト第 2 章 会計と決算 その 1 : 複式簿記の基本概念と貸借対照表, 損益計算書 4 テキスト第 2 章 会計と決算 その 2 : 取引の仕訳 5 テキスト第 2 章 会計と決算 その 3 : 勘定口座への転記 6 テキスト第 2 章 会計と決算 その 4 : 決算修正 7 テキスト第 2 章 会計と決算 その 5 : 貸借対照表, 損益計算書の中身について 8 テキスト第 2 章 会計と決算 その 5 : 間接法によるキャッシュフロー計算書 9 テキスト第 2 章 会計と決算 その 6 : 直接法によるキャッシュフロー計算書 10 テキスト第 2 章 会計と決算 その 7 : グループ経営と決算書(連結財務諸表の作成) 11 テキスト第 2 章 会計と決算 その 8 : 資産, 負債 定義とリース取引 12 ①テキスト第 2 章第 4 節, ②テキスト第 3 章 第 1, 2 節 13 テキスト第 3 章 第 3 節 : 資産評価の基礎 14 総復習 その 1 ……第 2 回講義～第 13 回講義の総復習 15 総復習 その 2 ……同形式の問題により期末試験の予行演習	
テキスト、参考文献		評価方法	
山浦久司・廣本敏郎 編著、『ガイドンス企業会計入門[第 3 版]』(白桃書房)		7～8 割は期末試験の結果、残りは平常点(講義中の小テスト等)で評価する。その際、相対評価を基本とし、絶対評価を加味する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	会計学 b／*****／***** 会計学 b／*****	担当者	内倉 滋
講義目的、講義概要		授業計画	
「会計学 a」の知識を前提として「会計学 b」では、‘会計監査論’，‘管理会計論’，‘経営分析論’，‘税務会計論’といった領域の諸問題を、教科書に沿った形で講義していきたい。 なお、本講義では、ここ数年科目登録が抽選制になってしまっている。設置学科の学生が希望しても受講できない事態になっており、また、経営学科には類似科目が設置されているので、少なくとも本年度については、<u>経営学科生の履修を許可しない</u>こととしたい。		1 テキスト第 3 章 決算書のルール その 1 : 剰余金の額, 剰余金の配当 2 テキスト第 3 章 決算書のルール その 2 : 会計基準の登場, 会計基準の国際的調和 3 テキスト第 4 章 : 製造会社の決算書[≒原価計算論] 第 1 節 4 テキスト第 4 章 : 製造会社の決算書[≒原価計算論] 第 2 節 その 1 : 総合原価計算 その 1 5 テキスト第 4 章 : 製造会社の決算書[≒原価計算論] 第 2 節 その 2 : 総合原価計算 その 2 6 テキスト第 4 章 : 製造会社の決算書[≒原価計算論] 第 2 節 その 3 : 個別原価計算 7 テキスト第 4 章 : 製造会社の決算書[≒原価計算論] 第 4 節 標準原価計算 8 テキスト第 5 章 決算書の信頼性を確かめる[≒会計監査論] 9 テキスト第 6 章 決算書の内部利用[≒管理会計論] 第 2 節 CVP 分析 10 テキスト第 6 章 決算書の内部利用[≒管理会計論] 第 4 節 機会原価概念, 差額原価収益分析 11 テキスト第 7 章 決算書を読んでみよう[≒経営分析論] 12 テキスト第 8 章 決算書と税金[≒税務会計論] 13 テキスト第 8 章の特論 : 税効果会計 14 総復習 その 1 ……第 1 回講義～第 13 回講義の総復習 15 総復習 その 2 ……期末試験の予行演習	
テキスト、参考文献		評価方法	
「会計学 a」と同じ。		「会計学 a」と同様。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法政総合講座「地域の現場から」(3 学科共通)	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
本講座では、「地域の現場から」をテーマに、実際に地方行政の現場に携わっておられる草加市役所職員の方に各部・各課の職務の内容、現場が抱えている問題、課題等を率直に語ってもらい、学生自らが地域との関わり、とくに大学が位置する草加市との関わりを理解し、参加していく機会としたい。その際、学生は単に聴講者としてではなく、積極的に自らが参加することのできる、双方向の講義としてかんがえてもらいたい。 (※注意) 過去に法政総合講座「地域の現場から」を修得済みの場合、2012 年度は履修することができません。		1 回目は、草加市長による基調講演が予定されている。また、第 14 回目は「大学と地域との対話」というテーマでシンポジウムを行う予定である。 その他、2 回目から 15 回目までの講義の詳細は、学期が始まってから掲示によって連絡する。 <受講上の注意> 1. 講師はゲストであり私語は失礼になるので、私語をするものは受講を遠慮されたい。 2. 学期内に計 4 回レポートを提出すること。 3. 各回の提出日に遅れた場合、その回のレポートは受理しない。 4. レポートのテーマ選択および提出回 第一回 ①②③回の講義の中から最も興味をもった講義一つ選び、a)講義の概要、b)講師の話のポイント、c)そのポイントの草加市以外の自分に関係する自治体との比較を記述する。 提出回は④回目の講義時。以下、⑧回目、⑫回目、⑭回目を提出日とする。A4 サイズ一枚(裏使用可、1600～3200 字)、表紙に当該回講義名、学部学科、学年、学籍番号、氏名を明記すること。	
テキスト、参考文献		評価方法	
毎回レジュメが配付される予定。		レポート	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	法政総合講座「知的財産権法と日本社会」(3 学科共通)	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
知的財産権法には様々な法律が含まれ、中でも著作権法、特許法、商標法が重要である。ところが、例えば著作権法の保護対象である「著作物」は、実際には文章や音楽などの「作品」である。それは、作者の調子が悪ければいつまでもできないし、売れるかどうかの予測は不可能である。つまり、著作権法を前提に公表時期や譲渡対価に関する契約を交わすことは、「作品」創作の営みと本質的になじまない。さらに、日本人は白黒つけること(契約や裁判はその最たるもの)を好まないと、昔から言われている。 本講座では、知的財産権法に関わる仕事をされている学外のゲストスピーカーの方々に、このような「法と現実のズレ」を共通テーマとして意識しつつ、それぞれが遭遇した具体的な問題について講義していただく。そして、海外事情に詳しい方には、その問題が日本人や日本社会の特性と関係あるかについても、考察を加えていただく。 履修者は十分な予習の上、毎回、ゲストスピーカーが話し終わるまでに質問票を提出する。コーディネーターはそれを元に質疑応答を司会し、ゲストスピーカーと履修者となるべく対話させる。履修者は翌週、講義と質疑応答を 800 字以内で要約したレポートを提出する。「評価方法」欄にも書いたように、質疑応答への参加を歓迎する。		1 コーディネーターの長塚より、本講座の企画意図、ゲストスピーカーの方々のプロフィールと登場順番、予習復習の方法、成績評価の方法、そして時間があれば知的財産権法の基礎知識を説明する。 第 1 回講義には必ず出席し、説明をよく聞いてから、履修者かどうかを決めること。 2～14 ゲストスピーカーの方々による講義と質疑応答 シラバス執筆時点ではただの予定にすぎないが、弁護士、弁理士、知的財産コンサルタント、図書館職員、新聞記者、権利者団体職員、フリーライター、写真家、ウェブデザイナー、特許翻訳者、出版社従業員、そして裁判官など、多彩な顔ぶれを予定している。 15 履修者の要約レポートを踏まえて、これまでの講義で得られたことを整理し、確認する。この回はゲストスピーカーは来ず、コーディネーターが進行役を務めるが、なるべく、履修者が参加できるような形をとりたい。 ※2 年生や知的財産権法関係講義を履修していない学生は、下記の参考文献を用いて自習すること。福井は全部を読み、伊藤塾は指示されたところを優先的に読むこと。	
テキスト、参考文献		評価方法	
ゲストスピーカーから各回の講義前が出るレジュメ。 予習・復習用として福井健策『著作権とは何か』(集英社新書)と伊藤塾『知的財産法 第 3 版』(弘文堂)。		質問票と要約レポートにより評価する。質問票がゲストスピーカーによって採用されれば加点され、口頭で追加質問や意見表明ができればさらに加点される。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／比較政治 a／比較政治 a ****／比較政治 a	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、政治学の主要な分析概念を学び、日本を含めた先進諸国の政治について理解を深めることを目的としている。 春学期は、20 世紀後半から現在にいたるデモクラシー研究において重要視されてきた分析枠組みを使って、先進国の複数の国の政治について講義する。 各国の政治の一般的な解説にとどまらず、現代の世界と日本を考えるとときに重要だと思われるテーマを設定し、それを中心に各国政治の特質と問題を明らかにする。 受講生は日本の政治を常に意識しながら、現代政治についての洞察を深めてほしい。		1. 比較政治学について 2. アメリカ（1）－「新大陸」の国家統合 3. アメリカ（2）－「アメリカのデモクラシー」 4. イギリス（1）－「階級社会」と政党政治 5. イギリス（2）－「大英帝国」と「ヨーロッパ」 6. フランス－代議制とリーダーシップ 7. ドイツ－社会運動と環境政党 8. イタリア－政党支配と政治腐敗 9. スペイン－民主化と地域主義 10. オランダ－「寛容と変革」の政治 11. ベルギー－地域問題と連邦制 12. スイス－「合意の政治」の変化 13. デンマーク－国民投票と民主主義 14. スウェーデン－官と民の役割 15. まとめ （取り上げる国の順序は変更する場合があります）	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献として、馬場・平島（編）『ヨーロッパハンドブック』（東京大学出版会）、津田・吉武（編）『北欧・南欧・ベネルクス』（ミネルヴァ書房）など、詳細は授業時に説明する。		期末レポート（80％）を基本とするが、平常点（コメントカードなど、20％）を評価の対象に加える。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／比較政治 b／比較政治 b ****／比較政治 b	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、政治学の主要な分析概念を学び、日本を含めた先進諸国の政治について理解を深めることを目的としている。 秋学期では 20 世紀の終わりから 21 世紀のデモクラシー研究において重要だと思われる問題を中心に講義する。 一国のデモクラシーではなく、グローバル化時代に対応する地域統合、そのなかでもっとも制度化が進んでいるヨーロッパと EU について、詳しく説明する。さらに一国民主義の問題としては解決できなくなっている福祉・労働力移動・民族紛争についても取り上げる。 受講生は日本の政治を常に意識しながら、現代政治についての洞察を深めてほしい。		1. ヨーロッパ主権国家の変容について 2. ヨーロッパ統合（1）統合の歴史（前） 3. ヨーロッパ統合（2）"（後） 4. ヨーロッパ統合（3）EU の機構 5. ヨーロッパ統合（4）EU の政策（前） 6. ヨーロッパ統合（5）EU の政策（後） 7. ヨーロッパ統合（6）EU の諸問題（前） 8. ヨーロッパ統合（7）EU の諸問題（後） 9. 労働力移動と多文化主義（1） 10. 労働力移動と多文化主義（2） 11. 福祉国家の諸問題（1） 12. 福祉国家の諸問題（2） 13. グローバル化時代の民主主義（1） 14. グローバル化時代の民主主義（2） 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献として、庄司克宏『欧州連合』（岩波新書）、遠藤乾（編）『ヨーロッパ統合史』（名古屋大学出版会）、新川・井戸・宮本・眞柄『比較政治経済学』（有斐閣）など、詳細は授業時に説明する。		期末試験（80％）を基本とするが、平常点（コメントカードなど、20％）を評価の対象に加える。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際組織法-1／**** ****／国際組織法-1	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 本講義の目的は、国際社会が抱える地球規模の問題（たとえば、安全保障、テロ、世界規模の感染症等）とそれへの国際社会（特に国際組織）の取り組みについて理解することです。 〔講義概要〕 国際社会には世界政府は存在しません。しかし、多様な国際組織が、国家とともに、国際社会の共通利益の実現のために重要な役割を担っています。本講義では、これら国際組織の様々な活動分野をとりあげて、国際組織が各分野で果たしている機能を具体的に説明します。 本講義の履修にあたっては、国際法の知識は必ずしも必要ではありませんが、講義の中では主に国際法の視点から分析を行うため、一連の講義に先立ち、国際社会と国際法についての簡単なレクチャーを行います(なお国際教養学部の学生が履修する場合は2年生以上で受講することをお勧めします)。 この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。		- はじめに - 国際組織と国際法 - 紛争の平和的解決に関わる国際組織（1） - 紛争の平和的解決に関わる国際組織（2） - 安全保障に関わる国際組織（1） - 安全保障に関わる国際組織（2） - 軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際組織 - 人権問題にかかわる国際組織 - 人道・難民問題に関わる国際組織 - 国際貿易・国際金融に関わる国際組織 - 開発援助と南北問題に関わる国際組織 - 教育・文化に関わる国際組織 - 国際保健に関わる国際組織 - 海洋に関わる国際組織 - まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
大森正仁編著『よくわかる国際法』（ミネルヴァ書房）		主として学期末に実施する試験と出席により評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際組織法-2／**** ****／国際組織法-2	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 本講義は、国際連合を中心とする国際組織を規律している法に関する知識を提供することを目的とします。 〔講義概要〕 今日、国際連合をはじめとした多くの国際組織が活動し、多くの人々がいわゆる「国際公務員」として活躍しています。しかし、これらの活動は、国際組織の設立条約や地位協定、職員規則などのルールに従っています。本講義は、国際組織や国際公務員の活動を規律しているルールについて、主に国際連合を例として分析を行います。 本講義では、履修者が国際法の知識を有することを前提とはしませんが、主に国際法の視点から国際組織の分析を行うため、全学共通授業科目の国際法や法学部の国際法も同時に受講することを奨励します。 また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。		- はじめに - 国際組織の概念と歴史 - 国際法の基礎知識 - 国際組織の設立と解散 - 国際組織の国際法上の地位 - 国際組織の国内法上の地位 - 国際組織と加盟国 - 国際組織間の連携・協力 - 国際組織と NGO（民間団体） - 国際公務員 - 国際組織の意思決定 - 国際組織と財政・分担金・運営上の諸問題 - 国際組織に関する事例研究(1) - 国際組織に関する事例研究(2) - まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
大森正仁編著『よくわかる国際法』（ミネルヴァ書房）		主として学期末に実施する試験と出席により評価します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際人権法 a／国際人権法 a ****／国際人権法 a	担当者	I.ジロドウ
講義目的、講義概要		授業計画	
詳細は履修ガイダンスと掲示で確認をしてください。			
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際人権法 b／国際人権法 b ****／国際人権法 b	担当者	I.ジロドウ
講義目的、講義概要		授業計画	
詳細は履修ガイダンスと掲示で確認をしてください。			
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際環境法 a／**** ****／国際環境法 a	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。 〔講義概要〕 主に総論にあたる部分として、国際環境問題の性質・歴史、紛争の類型、国家や個人等の紛争当事者の地位、問題解決の基本的手法、国際環境法における諸原則や国際環境保全規範の構造などを検討する。 【注意事項】 この講義は、法学部専門科目「国際環境法 a」としては3年生以上に開講されるが、国際教養学部必須教養科目「グローバル・ガバナンス a」としては2年生以上に開講される。国際教養学部の2年生が受講する場合は、履修が容易ではないので、「国際交流研究Ⅲ（国際機構論）」、全カリ「国際法 1」、「国際法 2」のいずれかを受講して、基本的知識を身につけていることが望ましい（並行しての受講でもよい）。		1 講義の概要 2 環境問題と国際社会 3 国際環境問題の法的紛争類型 4 越境汚染と領域使用の管理責任 5 無過失責任条約 6 国際公域の環境保全と責任 7 国際環境法の生成と諸原則① 8 国際環境法の生成と諸原則② 9 環境責任論の進展 10 国際環境保全規範と事前防止 11 事前防止の手続的規則① 12 事前防止の手続的規則② 13 国際環境保全とソフト・ロー 14 国際環境保全と国内公法・私法 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは開講時に指示する。参考文献として、松井芳郎『国際環境法の基本原則』東信堂 2010 年『地球環境条約集』第 4 版、中央法規 2003 年		期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際環境法 b／**** ****／国際環境法 b	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。 〔講義概要〕 環境条約の内容、国家実行、国際会議や国際機関の対応、具体的紛争等を素材に、個々の環境問題の類型ごとに国際環境法の構造を分析する。 【注意事項】 この講義は、法学部専門科目「国際環境法 b」としては3年生以上に開講されるが、国際教養学部必須教養科目「グローバル・ガバナンス b」としては2年生以上に開講される。国際教養学部生の2年生が受講する場合は、履修が容易ではないので、「国際交流研究Ⅲ（国際機構論）」、全カリ「国際法 1」、「国際法 2」のいずれかを受講して、基本的知識を身につけていることが望ましい（並行しての受講でもよい）。		1 講義の概要 2 長距離越境大気汚染、酸性雨 3 地球大気圏・気候変動問題① 4 地球大気圏・気候変動問題② 5 海洋環境の保全① 6 海洋環境の保全② 7 海洋環境の保全③ 8 南極の環境保護 9 廃棄物の越境移動 10 化学物質、原子力と環境 11 自然環境の保全 12 生物多様性の保全 13 環境と貿易 14 環境と武力紛争 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは開講時に指示する。参考文献として、西井・臼杵編『国際環境法』有信堂 2011 年『地球環境条約集』第 4 版、中央法規 2003 年		期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際経済法／**** ****／国際経済法	担当者	宗田 貴行
講義目的、講義概要		授業計画	
国際経済法の中核を占める GATT/WTO についての基本的知識の習得を目的とする。 上記目的の達成のために、本講義では、図、表、グラフ、等を用いて、分かり易く解説を行う。 この分野は、事例の検討が不可欠であるので、ケーススタディーを積極的に取り入れる。 また、GATT/WTO と共に近年重要性を増している FTA、EPA についても、ビデオ、図、グラフ等を用いて、分かり易く解説を行う。 新聞記事も頻繁に取り上げ、講義で取り扱っている事柄との関連性や重要性を指摘する。		1 導入 2 GATT/WTO とは 3 GATT の誕生、ブレトンウッズ体制 4 関税とは、GATT の基本原則① 5 GATT の基本原則② 6 GATT の基本原則③ 7 貿易救済措置① 8 貿易救済措置② 9 貿易救済措置③ 10 ケーススタディ① 11 ケーススタディ② 12 ケーススタディ③ 13 ケーススタディ④ 14 FTA、EPA、TPP 15 総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
田村次朗『WTO ガイドブック』弘文堂 2009 年		レポート	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／国際租税法／***** *****／国際租税法	担当者	石村 耕治
講義目的、講義概要		授業計画	
人事交流やビジネス活動の国際化が急速に進むなか、自国のみならず、相手国の税法や租税条約などを理解していなければ、国際的な税金問題を考えるのは難しくなってきました。 例えば、学生諸君が、将来、勤め先の日本企業からアメリカの支店に派遣されたとします。この場合、日本の本店とアメリカ支店との間の課税関係はどうなるのかといった問題に遭遇するかもしれません。あるいは、勤め先の企業が、中国に子会社を設立して進出することになったとします。この場合、日本の親会社と中国の子会社の間の課税関係はどうなるのでしょうか。 この国際租税法の授業では、こうしたグローバルに活動し国際的に税金を負担する「民間企業」の課税問題について、法学的な観点から学んでもらいます。 国際租税法を学ぶには日本税法(国内税法)の基礎知識が必要です。まったく税法の知識のない学生諸君を含め、国際租税法を履修した諸君の基礎的な理解を深めるために、当初は、国内税法、会社法などとの関連で授業を進めます。出席を重視します。 授業では、実例を示して、できるだけわかりやすく講義します。国際租税法の基礎をしっかりと学んで、将来に役立ててください。		1. 国際租税法で何を学ぶのか 2. 国内税法（所得税法・法人税法など）との関係は 3. 企業の海外進出形態と課税 4. 個人居住者・内国法人（居住者）と個人非居住者・外国法人（非居住者）とは 5. 居住者・非居住者の納税義務の範囲 6. 国内税法と租税条約の関係 7. 居住地国課税ルールと源泉地国課税のルール 8. 源泉課税・総合課税・分離課税、PE 概念とは 9. 国際的二重課税の防止策：①国内法による対応、②租税条約による対応 10. 外国税額控除とは：①直接外国税額控除、②外国子会社配当益金不算入、③みなし外国税額控除 11. タックス・ヘイブン対策税制とは 12. 移転価格税制とは 13. 過少資本税制とは、 14. わが税法上の非居住者課税の仕組み 15. レビュー	
テキスト、参考文献		評価方法	
石村耕治編『現代税法入門塾〔第6版〕』（2012年、清文社）。「租税法」を受講していることが好ましい。		①試験～70%(レポート試験)、②出席+授業内レポート～30%	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／国際知的財産権法／***** *****／国際知的財産権法	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
知的財産権法分野の国際条約について、基礎的な知識を身につけ、この分野の国際秩序とそれに伴う諸問題を理解することを目的とする。具体的には、まず、工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約の2大条約を中心に、WIPO（世界知的財産権機関）が所管する条約を学んでいく。次に、TRIPs 協定を WIPO 所管条約と比較しつつ、その成立過程と内容について解説を加えていく。最後に、同協定による知的財産権の保護水準上昇が途上国の民衆にもたらした諸問題と、国際社会によるその解決への歩みを紹介する。 レジュメ集を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。講義に必要な条文はレジュメ集に収録する。 講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ ○履修上の注意：なるべく、法律学特講（初めての著作権法）を履修済みで、知的財産権法 b を履修中であることが望ましい。		1 ガイダンス 2 パリ条約 1（成立史／特許関係規定 1） 3 パリ条約 2（特許関係規定 2／南北問題） 4 特許協力条約 1 5 特許協力条約 2／UPOV 条約 6 パリ条約 3（商標・意匠・原産地表示等） 7 ベルヌ条約 1 8 ベルヌ条約 2／その他の著作権関係条約 9 WTO とは何か 10 WTO と知的財産権—TRIPs 協定制定の経緯— 11 TRIPs 協定 1 特許・実用新案 12 TRIPs 協定 2 商標・意匠・地理的表示等、著作権 13 特許と医薬品アクセスをめぐる問題 1 14 特許と医薬品アクセスをめぐる問題 2 15 遺伝資源・伝統的知識と知的財産権	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：長塚真琴『国際知的財産権法レジュメ集』 参考書：高倉成男『知的財産法制と国際政策』（有斐閣）←品切。 オンデマンド（高価）か図書館で。参考書：伊藤塾『知的財産法第3版』（弘文堂）←日本法未履修者の自習用。		定期試験のみによる（持込可否未定）。択一式の問題と記述式の問題の両方を出題する。 出席は重視しない。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／国際家族法／***** *****／国際家族法	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
家族関係の形成・変動について国際化の影響が確実に広まりつつある現在、家族の法律関係について、日本法のみでは対応することのできない問題が加速度的に増えている。また、これまで伝統や歴史を色濃く反映し、国ごとの独自性が強く現れる分野と考えられてきた家族法においても、国際的な潮流や世論がその動向に大きな影響を与えつつある。そこでは、国際法・国際私法も視野に入れつつ、このような事態に対応しうる新たな法規範の定立が求められている。本講義では、国際社会が家族法に与える影響と涉外身分関係の基本的理解を目的として、婚姻、親子、相続に関する民法、戸籍法、国籍法等諸法の内容を外観する。講義では、法律概念の説明とともに、代表的な裁判例を取り上げ、紛争の実態の把握に努める。		1 はじめに 2 国籍と戸籍 3 婚姻の成立 4 婚姻の法的効果 5 離婚原因と離婚の方式(1) 6 離婚原因と離婚の方式(2) 7 親権と子どもの監護 8 親子：実子 9 親子：養子 10 生殖補助医療技術と親子関係 11 同性カップルと婚姻制度 12 法定相続制度(1) 13 法定相続制度(2) 14 遺言の機能 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
レジュメ・資料のプリントを適宜配付する。 参考文献：国際結婚を考える会『国際結婚ハンドブック [第5版]』（明石書店、2005年）		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する（100%）。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／国際民事訴訟法／***** *****／国際民事訴訟法	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
Objectives This course is designed to provide undergraduates with a general education in basic and current issues on international civil procedure. Curriculum This program consists of two components, which are not divisible. Each student is required to attend at all of two courses in the following subjects: Course 1 Rules as to Jurisdiction to Adjudicate (1) Jurisdiction in Personam (2) Jurisdiction in Rem (3) Jurisdiction Declined (4) Quasi-Jurisdictional Dismissal Course 2 Rules as to Recognition and Enforcement of Foreign Judgments (1) Jurisdiction (2) Natural Justice (3) Public Policy (4) Reciprocity		Course 1 : Rules as to Jurisdiction to Adjudicate [Introduction] 1. Theory / 2. Practice [Jurisdiction in Personam] 3. Consent / 4. "Doing-business" statutes [Jurisdiction in Rem] 5. Types of in rem jurisdiction [Jurisdiction Declined] 6. Forum non convenience / 7. Foreign actions [Quasi-Jurisdictional Dismissal] 8. Procedural incapacity / 9. Res judicata / 10. Foreign sovereigns Course 2 : Rules as to Recognition and Enforcement of Foreign Judgments 11. Jurisdiction 12. Natural Justice 13. Public Policy 14. Reciprocity 15. Overview of Courses	
テキスト、参考文献		評価方法	
Xeroxed materials will be distributed in class appropriately.		Evaluation will be graded according to the results of the final examination and attendance at the lecture.	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／模擬国際裁判／**** ****／模擬国際裁判	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
模擬国際裁判とは、ある架空の国際事件を想定して、学生が原告・被告・裁判官の三グループに分かれ、自主的に調査・研究を行い、現実の国際裁判さながらに法的主張を競い合う法学教育です。本講義を受講するにあたっては国際法の知識を有することを必ずしも前提とはしません。また、グループ作業が中心となるので、共同で勉強することが苦痛でない人に適した講義です。 受講希望者が30名を超える場合、以下のいずれかについて解答する記述式のテストを行い、履修者を決定します。履修を希望する学生は、必ず第1回目の講義に出席してください。 ・ 国際法の法源 ・ 国際紛争の平和的解決 なお、履修にあたっては、法学部が優先となります。 第1回目の講義で、国際法のテストにより選抜します（法学部生を優先します）。		1 コースガイダンス——模擬国際裁判とは何か？ 2 課題文と訴状の発表 3～4 国際裁判の手続を学ぶ 5～6 申述書提出（原告側） 7～8 答弁書提出（被告側） 9～10 国際法上の論点を学ぶ 11～13 口頭弁論 14 判決 15 自己評価と反省 本講義で過去に扱った事例としては、核兵器使用の合法性に関する事件、ミロシェビッチ事件（旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所）、イスラエルの分離壁、宇宙空間への兵器配備、竹島問題、ミサイル防衛問題、チェルノブイリ原子力発電所事故などがあります。	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集 2012年版』有斐閣 その他、適宜、参考文献を紹介します。		書面及び発表や模擬裁判への参加態度に基づいて評価します（試験は行いませんが、継続して出席して下さい）。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係法特講（海洋法）／**** ****／国際関係法特講（海洋法）	担当者	安保 公人
講義目的、講義概要		授業計画	
海洋法は、海洋の秩序を定める国際法をいう。海洋は、輸入資源や輸出製品などの海上輸送、石油・天然ガスなどの海底資源開発、漁獲活動、国家の安全保障などのために、各国が利用する場である。したがって、海洋利用の世界的秩序を維持していくことは、国際社会の安定と発展にとって不可欠であり、また、わが国のような海洋国にとっては繁栄と安全保障の基盤となる。 学生は、右授業計画に示す海洋法を世界で生じてきた実例とともに習得し、また、国際関係で生じる海洋問題について分析力と判断力を一層高めていく。 授業は、毎回、テーマと勉強目標を示し、わかり易く進める。		① 海洋法の意義・発展 ② 海洋法の水域区分、直線基線の設定 ③ 商船、軍艦・政府船舶の主権免除、内水、領海 ④ 領水の無害通航ではない外国船（工作船等）対処 ⑤ 領水の潜没潜水艦対処、接続水域の外国船対処 ⑥ EEZ(排他的経済水域)・大陸棚の権利と外国船対処 ⑦ EEZ・大陸棚境界画定判例、東シナ海境界未画定問題 ⑧ 公海の自由、EEZ の航行の自由と海洋利用の自由、国際水域（公海・EEZ）の海上警察権（海賊取締り等） ⑨ 国際海峡の4 類型、日本の特定海域（津軽海峡等） ⑩ 群島水域の通航制度、国際法上の島（沖ノ鳥島問題等） ⑪ 深海底資源開発、海洋法紛争の解決 ⑫ 米国の海洋政策、近隣国（中・韓・露等）の海洋法制 ⑬ 日本の海洋法制（権利行使の現状・問題点・あり方） ⑭ 海洋法のまとめ ⑮ 試験	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣） 配布資料		講義の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係法特講（安全保障国際法）／**** ****／国際関係法特講（安全保障国際法）	担当者	安保 公人
講義目的、講義概要		授業計画	
国際社会では各種の利害対立や紛争が絶え間なく発生している。国際連合と各国家は、平和に対する脅威があればこれを除去し、侵害が生じた場合にはそれを排除して、平和で安全な状態の維持または回復に努めている。また、国際社会は、そのための国際システムを構築し、そのルールを発展させてきた。学生は、右授業計画に示す安全保障関係国際法を世界で生じてきた実例とともに習得し、また、国際関係で生じる安全保障問題について分析力と判断力を一層高めていく。 授業は、毎回、テーマと勉強目標を示し、わかり易く進める。		① 安全保障の意義、安全保障国際法の発展 ② 国連の創設、国連の主要目的 ③ 安全保障理事会 国連集団安全保障に関する国連憲章の制度 ④ 冷戦期の国連集団安全保障（朝鮮戦争、南アフリカ等） ⑤ 冷戦終結後における国連集団安全保障の発展 安保理の要請決議に基づき加盟国が行う禁輸執行 ⑥ 安保理決議に基づき加盟国が行う平和回復等の措置（イラク、セルビア、リビア等に対する措置） ⑦ 国際テロに対する措置 ⑧ 大量破壊兵器移転等防止措置、I A E A、核軍縮問題 ⑨ 国連平和維持活動の発展 ⑩ 自衛権の経緯、自衛権行使の条件、平時の自衛権行使 ⑪ 先制自衛の問題、集団的自衛権、弾道ミサイル防衛 ⑫ 在外自国民の保護、人道的介入の実行 ⑬ 領土取得に関する国際法と日本の領土問題 ⑭ 安全保障国際法のまとめ ⑮ 試験	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣） 配布資料		講義の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／国際関係法特講（国際経済法）／***** *****／国際関係法特講（国際経済法）	担当者	宗田 貴行
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、国際経済法の近時の大きな検討課題といえる民事的救済制度についての基本的理解を目的とする。 上記目的のために、国際裁判管轄、準拠法、域外適用等についての基本的事柄を分かり易く解説する。 解説においては、適宜、図、表、グラフ等を用いる。 新聞記事を活用し、理解の助けとする。		1 導入 2 アメリカ 1914 年反不当廉売法に関する民事訴訟 3 同上 4 アメリカ反トラスト法概説 5 EU 競争法概説 6 日本独占禁止法概説 7 民事的エンフォースメント概説 8 国際カルテルと域外適用 9 同上 10 国際カルテルと国際裁判管轄 11 同上 12 国際カルテルと準拠法 13 同上 14 同上 15 総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくになし		レポート	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／国際関係法特講（国際企業法務）／***** *****／国際関係法特講（国際企業法務）	担当者	土屋 弘三
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義の目的〕 春学期の「国際取引法」では、国際物品売買取引を講義の主な取引対象としたが、秋学期ではその履修を前提にして、各種国際取引（契約）を企業取引法実務とコーポレート・ガバナンスの観点から学ぶ。 将来企業等で国際業務に携わることを志す人は、受講をしていただきたい。 〔講義の概要〕 ① 企業法務が企業において果たす役割とその実態的業務活動を概観する。 ② 次いで、企業の各種国際取引を個別的に検討し、主要な国際取引契約を個別に検討する。 ③ 国際取引は、取引慣行・法律・言語・価値観の異なる環境での取引であり、紛争が起こりがちである。取引にまつわるクレームを取り上げて、国際的紛争への対応をも検討する。		1. 企業法務の意義とその業務・機能 2. 会社の損益計算（財務諸表の理解） 3. 国際取引の交渉、表明と保証 4. 販売店契約 5. 代理店契約、フランチャイズ契約 6. 独占禁止法 7. 製造物責任（PL） 8. プラント契約（1） 9. プラント契約（2） 10. 知的財産権とライセンス契約（1） 11. 知的財産権とライセンス契約（2） 12. 国際 J/V、合弁会社 13. 資本・技術等の業務提携契約 14. 国際取引でのクレームへの対応と紛争処理 15. 企業活動と企業の責任 （Corporate Governance）	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：『企業取引法の実務（補訂版）』 花水・三浦・土屋著（商事法務）		出席（小テストを含む）20%、学期定期試験80%を原則とする。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／比較私法／***** *****／比較私法	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
動産売買契約を素材に、私法上の基本的な概念や制度について、日本法、ドイツ法、フランス法、英米法、ウィーン条約等を比較検討します。		1：比較法とは何か 2：比較法と国際私法 3：ドイツ法(1) 4：ドイツ法(2) 5：ドイツ法(3) 6：フランス法(1) 7：フランス法(2) 8：フランス法(3) 9：英米法(1) 10：英米法(2) 11：英米法(3) 12：ウィーン条約(1) 13：ウィーン条約(2) 14：ウィーン条約(3) 15：民法改正について	
テキスト、参考文献		評価方法	
必要に応じて配布します。		平常授業時の質疑応答やレポート	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／比較会社法 a／**** ****／比較会社法 a	担当者	周 劍龍
講義目的、講義概要		授業計画	
講義の目的： 本講義では、日本、アメリカおよび中国の会社（とくに株式会社）に関する法規制を素材として、3か国における株式会社の法規制、とりわけ株式会社の機関に関する法規制の異同を解明する。 講義概要： 序論では、市場経済における会社の位置付け、会社の法的性質、会社の形態、有限責任制度、法人格否認の法理などを明らかにする。 本論では、日本、アメリカにおける株式会社の機関の法構造の異同を比較して、解明する。		1、市場経済における会社の位置付け、会社の法的性質 2、会社の形態、有限責任制度、 3、法人格否認の法理、会社の権利能力など 4、日本の株式会社の機関：株主総会（その1） 5、日本の株式会社の機関：株主総会（その2） 6、日本の株式会社の機関：取締役会、代表取締役 7、日本の株式会社の機関：取締役の義務と責任 8、日本の株式会社の機関：監査役（会）、委員会設置会社 9、アメリカの会社の基礎理論、アメリカ会社法の沿革 10、アメリカの株式会社の機関：株主総会 11、アメリカの株式会社の機関：取締役会、取締役、執行役 12、アメリカの株式会社の機関：取締役、執行役 13、アメリカの株式会社の機関：取締役、執行役の義務と責任（その1） 14、アメリカの株式会社の機関：取締役、執行役の義務と責任（その2） 15、まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストはとくに指定しない。講義用レジュメや参考資料のコピーなどを配布する。		基本的には期末テストによるが、出席状況なども加味する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／比較会社法 b／**** ****／比較会社法 b	担当者	周 劍龍
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的： 同上 講義概要： 序論では、中国会社法を理解するための基礎知識として、中国の国家の性質、政治制度、司法制度を説明する。 本論では、中国会社法の沿革、中国における株式制度と証券市場の導入の意義、中国会社法の枠組み（とりわけ、株式会社の機関）、中国におけるコーポレート・ガバナンスの動向などについて説明する。		1、中国の国家の性質 2、中国の政治制度 3、中国の司法制度 4、中国の会社法の沿革 5、国有企業改革と株式制度の導入 6、株式会社の設立と消滅 7、株式会社の資金調達 8、株式会社の機関：株主総会 9、株式会社の機関：取締役会、取締役、執行役 10、株式会社の機関：取締役、執行役の義務と責任 11、株式会社の機関：監査役会 12、上場株式会社に関する特別規制 13、中国におけるコーポレート・ガバナンスの動向 14、中国の涉外会社法制 15、まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストはとくに指定しない。講義用レジュメや参考資料のコピーを随時配布する。		基本的には期末テストによるが、出席状況なども加味する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係論 a／**** ****／国際関係論 a	担当者	鈴木 宏尚
講義目的、講義概要		授業計画	
講義の目的： 国際関係論の基礎を学ぶ 講義の概要： グローバル化が進む現代において、われわれは国際社会の動向と無縁ではいられない。したがって国際社会についての基本的な知識を身につけることは重要である。 本講義では、現在の国際社会はどのように生まれ、どのように展開してきたのか。国際社会の重要な構成単位である国家とは何か。国際機関はどのような役割を果たしているのか。現代の国際社会においてどのようなことが問題になっているのか、等について概説する。		(予定) 1. イントロダクション 2. 国際社会の成り立ち 3. 国際関係の歴史（1）——二つの世界大戦 4. 国際関係の歴史（2）——冷戦と脱植民地化 5. ドキュメンタリー鑑賞——キューバ危機 6. 国際関係の歴史（3）——冷戦の終結戦争と平和 7. 国際機構 8. 国際政治経済 1 ——国際経済体制 9. 国際政治経済 2 ——南北問題 10. 戦争と平和、安全保障 11. 非国家主体 12. 地域主義 13. ネーションとエスニシティ 14. グローバリゼーションとグローバル・イシューズ 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しない。 毎回レジュメを配布する。 参考文献は適宜紹介する。		平常点（出席およびコメントカード提出）30% 定期試験 70%	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係論 b／**** ****／国際関係論 b	担当者	鈴木 宏尚
講義目的、講義概要		授業計画	
講義の目的： 国際関係における政治と経済の関わりについての基本を学ぶ。 講義の概要 伝統的には国際関係論のメインテーマは、戦争と平和の問題、すなわち安全保障であった。安全保障問題はハイ・ポリティクス（高次元の政治）、経済問題はロー・ポリティクス（低次元の政治）と呼ばれ、安全保障問題は経済問題に対して優位に位置づけられてきた。 しかし、現在では経済問題が重要な部分を占めている。そして、国際的な経済問題に対しては、しばしば政治的対応が求められる。国際関係において政治と経済が密接に関わりを持っていることは明らかである。 そこで、本講義では、国際関係における政治と経済の関わりを様々な歴史事例や、古典を紹介しながら概説する。		(予定) 1. イントロダクション 2. 国際政治経済学の登場 3. 政治、経済、国際政治関係 4. 国際政治経済の歴史（1）——パックス・ブリタニカ 5. 国際政治経済の歴史（2）——戦間期 6. 国際政治経済の歴史（3）——パックス・アメリカナ 7. ドキュメンタリー鑑賞——プラザ合意 8. 国際自由主義の論理 9. 覇権システム 10. 外交手段としての経済 11. 経済と安全保障 12. ドキュメンタリー鑑賞——石油危機 13. 経済発展と国際関係 14. グローバル化の諸問題 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しない。 参考文献 田所昌幸『国際政治経済学』名古屋大学出版会、2008 年		平常点（出席およびコメントカード提出）30% 定期試験 70%	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／平和学 a／**** ****／平和学 a	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
グローバル社会における紛争（戦争）と平和の問題は著しく日常化し、我々の生存・生活はその在り方によって大きく左右されている。人類に直面している「紛争（戦争）と平和」をめぐるさまざまな問題を解明していく。まず、平和学とは何か。すなわち、平和学の目的・対象・方法・課題などを明らかにする。とりわけ、国際紛争構造の形成・展開・変容過程を分析していくなかで、平和の在り方を位置づけていく。その上で、平和をどう理解することができるか。また、どう理解すべきかを明らかにする。		1 グローバル社会における平和と平和学の現在 2 平和学の形成・発展過程 － (1) 3 平和学の形成・発展過程 － (2) 4 平和学の基本的枠組み － 平和価値と科学性 － 5 平和学の基本的枠組み － 全体志向性と学際性 － 6 現代世界における「紛争と平和の枠組み」 7 国際紛争構造の概念 8 国際紛争構造の意味と特性 9 国際紛争構造の形成・展開過程 － (1) 10 国際紛争構造の形成・展開過程 － (2) 11 国際紛争構造の形成・展開過程 － (3) 12 グローバル紛争構造と平和構造の枠組み － (1) 13 グローバル紛争構造と平和構造の枠組み － (2) 14 平和構造の構築にとっての日本の役割 15 平和構築にとっての世論と運動	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『グローバル社会の平和学』同文館出版		試験、出欠状況による総合評価。ただし、レポート（書評）を提出した者は加点する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／平和学 b／**** ****／平和学 b	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
グローバル紛争構造の四つの下位的紛争構造、すなわち、暴力紛争（戦争）・南北非対称的紛争構造・アイデンティティ紛争構造・地球環境紛争構造を分析・説明していく。その上で、グローバル・ガバナンスの視点から、それら紛争構造の解決・変革の必要条件と可能条件とを抽出していく。		1 グローバル暴力紛争の構造的な原因 2 暴力紛争と軍事体制 3 暴力紛争と権力配分構造 4 暴力紛争と核抑止戦略 5 暴力紛争と民主的平和 6 南北不平等紛争構造 － (1) 7 南北不平等紛争構造 － (2) 8 アイデンティティ紛争構造 9 地球環境紛争構造 10 「上からのガバナンス」の構造と特性 11 「下からのガバナンス」の構造と特性 12 平和の構築と平和教育 － (1) 13 平和の構築と平和教育 － (2) 14 世界平和における国民・市民の役割 15 世界平和の施策と日本	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『グローバル社会の平和学』同文館出版		試験、レポート（任意）、出欠状況による総合評価。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際協力論 a／**** ****／国際協力論 a	担当者	片岡 貞治
講義目的、講義概要		授業計画	
論理的思考に基づく理論的枠組の構築のみならず、現実の国際社会の政治現象の実証的研究とが有機的に組み合わされた形で研究が行われることが不可欠である。 国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。 前期は、経済面における国際協力、即ち、経済協力及び開発援助政策についての分析を行う。		① インTRODakション ② 発展途上国問題と国際開発 ③ 日本の経済協力政策の史的展開 (1) ④ 日本の経済協力政策の史的展開 (2) ⑤ 日本の経済協力政策決定形成過程 ⑥ 日本の経済協力政策の今後の課題 ⑦ 主要国の経済協力政策I (米国、カナダ、英) ⑧ 主要国の経済協力政策II (仏、独、蘭、北欧等) ⑨ 多国間開発援助の仕組み ⑩ 国際社会における援助協調のあり方 ⑪ グローバリゼーションと開発 ⑫ ガバナンスと開発 ⑬ MDGs ⑭ 今後の課題 ⑮ 総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
なし。		試験、出席、授業態度等で総合的に判断する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際協力論 b／**** ****／国際協力論 b	担当者	片岡 貞治
講義目的、講義概要		授業計画	
論理的思考に基づく理論的枠組の構築のみならず、現実の国際社会の政治現象の実証的研究とが有機的に組み合わされた形で研究が行われることが不可欠である。 国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。 後期は、政治面の国際協力、即ち、国連の集団的安全保障の問題、集団的自衛権、多発する紛争や内戦の予防・解決の試み、分析を行う予定である。		① 国連システム ② 集団的安全保障 (1) ③ 集団的安全保障 (2) ④ 集団的安全保障 (3) ⑤ 集団的自衛権 (1) ⑥ 集団的自衛権 (2) ⑦ 集団的自衛権と日本 ⑧ 朝鮮戦争 ⑨ 湾岸戦争 ⑩ 湾岸戦争と日本の対応 ⑪ 集団的安全保障の変形としての国連平和維持活動 ⑫ 国際平和協力 ⑬ イラク戦争と日本 ⑭ アフガニスタン ⑮ 総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
なし。適宜講義中に配布		試験、出席、授業態度等で総合的に判断する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係史 a／**** ****／国際関係史 a	担当者	永野 隆行
講義目的、講義概要		授業計画	
【講義の問題意識】 今般、日本の外交・安全保障分野の専門家の間で、防衛協力のパートナーとしてのオーストラリアに対する関心がこれまでになく高まってきている。6 年ぶりとなる「防衛計画の大綱（防衛大綱）」（2010 年 12 月 17 日閣議決定）でも、政府は中国の台頭を念頭に、日米同盟の深化とともに、オーストラリアなど友好国との防衛協力強化を謳っている。 こうした関心の高まりとは裏腹に、オーストラリアに対する理解は浅いのが現状である。本講義では、オーストラリアがどのような歴史を歩んできたのかを概観し、同国に対する理解を深める一助となることを願うものである。 【講義概要】 春学期の講義では、イギリスによるオーストラリア植民地の形成（18 世紀後半）から、第二次世界大戦終結までのオーストラリアの歴史を、イギリス（英帝国）やアメリカ、アジア地域との関係性のなかで概観していく。 本講義はパワーポイントを利用し、同時に簡単なレジメを配布する。必要に応じて、映像資料を用いる。なお、抜き打ち的にテキストの内容についての小テストを数回実施する。		第 1 回：イントロダクションーオーストラリアを学ぶ意義 第 2 回：植民地オーストラリア①ー植民地の誕生と発展 第 3 回：植民地オーストラリア② ー大英帝国とオーストラリア 第 4 回：ゴールドラッシュと白豪主義政策 第 5 回：多文化主義社会オーストラリア 第 6 回：20 世紀初頭の戦争とオーストラリア ー「二つのナショナリズム」 第 7 回：20 世紀初頭の戦争とオーストラリア ー第一次世界大戦とアンザック精神 第 8 回：20 世紀初頭の戦争とオーストラリア ー第一次世界大戦とオーストラリア国内社会 第 9 回：第二次世界大戦ーアジア国際関係と黄禍論 第 10 回：2 つの捕虜収容所①ーアンボン捕虜収容所 第 11 回：2 つの捕虜収容所②ーカウラ捕虜収容所 第 12 回：対日講和問題とオーストラリア 第 13 回：オーストラリアにおける先住民問題① ー1970 年代まで 第 14 回：オーストラリアにおける先住民問題② ーラッド首相の「謝罪演説」まで 第 15 回：総括と質疑応答	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：永野隆行他編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007 年。 参考文献：講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布		不定期に実施する数回の小テストの実施（30%）と学期末の定期試験（70%）による評価。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係史 b／**** ****／国際関係史 b	担当者	永野 隆行
講義目的、講義概要		授業計画	
【講義の問題意識】 今般、日本の外交・安全保障分野の専門家の間で、防衛協力のパートナーとしてのオーストラリアに対する関心がこれまでになく高まってきている。6 年ぶりとなる「防衛計画の大綱（防衛大綱）」（2010 年 12 月 17 日閣議決定）でも、政府は中国の台頭を念頭に、日米同盟の深化とともに、オーストラリアなど友好国との防衛協力強化を謳っている。 こうした関心の高まりとは裏腹に、オーストラリアに対する理解は浅いのが現状である。本講義では、戦後のアジアにおいてオーストラリアがどのような外交を展開してきたのかを概観し、日豪協力の今後を考える一助となることを願うものである。 【講義概要】 秋学期の講義では、第二次世界大戦後のオーストラリアの外交・安全保障を中心に見ていく。オーストラリアは、第二次世界大戦を契機に、イギリスからアメリカ合衆国へと自らの安全保障の拠り所を変換させ、さらに日本を含めたアジアとの関係を深化させていった。こうした流れに沿いながら、オーストラリアの歴史を概観していく。 春学期同様、本講義はパワーポイントを利用し、同時に簡単なレジメを配布する。必要に応じて、映像資料を用いる。なお、抜き打ち的にテキストの内容についての小テストを数回実施する。		第 1 回：イントロダクション ーオーストラリア外交を見る眼 第 2 回：チフリー労働党政権の外交 ー新たな国際関係構築の模索 第 3 回：アンザス同盟の実現 第 4 回：冷戦下のアジア① ー中国の誕生、マラヤ暴動、朝鮮戦争 第一次インドシナ危機 第 5 回：冷戦下のアジア② ーイギリスのアジアの戦争「対決政策」 第 6 回：冷戦下のアジア③ ーアメリカのアジアの戦争「ベトナム戦争」 第 7 回：ポストベトナムのオーストラリア外交 第 8 回：冷戦末期から冷戦後のオーストラリア外交 ーオーストラリアの「アジア化」 第 9 回：ミドルパワー外交①PKO、多国間主義 第 10 回：ミドルパワー外交②移民、難民、援助 第 11 回：ミドルパワー外交③核軍縮 第 12 回：ミドルパワー外交④国際テロとの戦い 第 13 回：日豪関係の歴史的展開ー敵国から同盟国へ 第 14 回：ギラード労働党政権の政治と外交 第 15 回：21 世紀オーストラリア外交の行方&質疑応答	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：永野隆行ほか編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007 年。 参考文献：講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布		不定期に実施する数回の小テストの実施（30%）と学期末の定期試験（70%）による評価。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／アメリカ政治外交史 a／**** ****／アメリカ政治外交史 a	担当者	岡垣 知子
講義目的、講義概要		授業計画	
冷戦終焉後、多極化の世界が予想された中、アメリカの国力は 1990 年代を通してますます突出し、今日においても軍事的、経済的に圧倒的な優位を保っている。この講義では、アメリカという卓越したパワーを持つ国の外交政策がいかなる要因によって形成され、異なる国際環境の下でどう変化してきたかを考察するために、アメリカ外交についての邦文、英文の文献を購読しながら、知識と分析力を深めていく。		1. 戦後の国際社会とアメリカ 2. 外交政策の理論 3. アメリカ外交の源泉（1）国際環境 4. アメリカ外交の源泉（2）国内政治構造：大統領制 5. アメリカ外交の源泉（3）官僚組織 6. アメリカ外交の源泉（4）リーダーシップ 7. アメリカ外交の源泉（5）世論 8. アメリカ外交の道具 9. アメリカとヨーロッパ 10. アメリカと東アジア 11. アメリカと日本 12. アメリカと南北アメリカ 13. 今日の国際政治課題とアメリカ（1）：テロリズム他 14. 今日の国際政治課題とアメリカ（2）：環境問題他 15. 冷戦後の国際社会とアメリカ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：Glenn P. Hastedt, <i>American Foreign Policy: Past, Present and Future</i>, Longman, 2009. その他、適宜指示する。		課題論文：30％ 授業への貢献度：20％ 学期末試験：50％	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／アメリカ政治外交史 b／**** ****／アメリカ政治外交史 b	担当者	岡垣 知子
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、建国から今日までのアメリカ政治を展望する。植民地時代から冷戦後の今日まで、アメリカ政治独特の理念は何か、時代を超えて変化してきたもの、不変のものは何か、それが対外関係にどう影響しているかを中心に、アメリカ社会、文化、伝統にも触れながら検討する。アメリカ史についてのスタンダードな教科書を用い、毎週異なるトピックの下にリーディング・アサインメントをこなしながら、知識を深めていく方式をとる。		1. アメリカとは何か 2. 植民地時代～独立革命 3. 憲法制定過程 4. 帝国としての発展 5. 南北戦争 6. 海洋国家へ 7. 第1次大戦 8. 世界恐慌とニューディール 9. 第2次大戦とその後の国際秩序構築 10. 冷戦の激化と安定化 11. アメリカの覇権の揺らぎ 12. 冷戦の終焉 13. 湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争 14. 今日の国際社会とアメリカ 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：未定		課題論文：30％ 授業への貢献度：20％ 学期末試験：50％	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際政治特講（カントの政治思想（1））／**** ****／国際政治特講（カントの政治思想（1））	担当者	杉田 孝夫
講義目的、講義概要		授業計画	
カントの政治論、歴史論、永遠平和論のテキストを、議論の政治的背景、歴史的背景、他のテキストとの関連をふまえて、意味とコンテキストを明らかにする。そのうえでカントのテキストが我々に問ひかける問題の現代的意味を検討する。		第1回 啓蒙とは何か(1) 第2回 啓蒙とは何か(2) 第3回 啓蒙とは何か(3) 第4回 世界公民的見地における一般史の構想(1) 第5回 世界公民的見地における一般史の構想(2) 第6回 世界公民的見地における一般史の構想(3) 第7回 人類の歴史の憶測的起源(1) 第8回 人類の歴史の憶測的起源(2) 第9回 人類の歴史の憶測的起源(3) 第10回 万物の終り(1) 第11回 万物の終り(2) 第12回 万物の終り(3) 第13回 理論と実践(道徳)(1) 第14回 理論と実践(道徳)(2) 第15回 理論と実践(道徳)3	
テキスト、参考文献		評価方法	
カント『啓蒙とは何か』岩波文庫		出席とレポートによる。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際政治特講（カントの政治思想（2））／**** ****／国際政治特講（カントの政治思想（2））	担当者	杉田 孝夫
講義目的、講義概要		授業計画	
カントの政治論、歴史論、永遠平和論のテキストを、議論の政治的背景、歴史的背景、他のテキストとの関連をふまえて、意味とコンテキストを明らかにする。そのうえでカントのテキストが我々に問ひかける問題の現代的意味を検討する。		第1回 理論と実践(国内法)(1) 第2回 理論と実践(国内法)(2) 第3回 理論と実践(国内法)(3) 第4回 理論と実践(国際法)(1) 第5回 理論と実践(国際法)(2) 第6回 理論と実践(国際法)(3) 第7回 永遠平和のための予備条項 1.2.3 第8回 永遠平和のための予備条項 4.5.6 第9回 永遠平和のための第一確定条項 第10回 永遠平和のための第二確定条項 第11回 永遠平和のために第三確定条項 第12回 補1 永遠平和の保証について 第13回 補2 永遠平和のための秘密条項 第14回 付1 永遠平和の見地から見た道徳と政治の不一致 第15回 付2 公法の先験的概念による政治と道徳の一致	
テキスト、参考文献		評価方法	
カント『啓蒙とはなにか』岩波文庫 カント『永遠平和のために』岩波文庫		出席とレポートによる。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／日本経済論 a／**** ****／日本経済論 a	担当者	須藤 時仁
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、基礎的な経済理論をベースに日本経済の仕組みや日本経済が抱えている問題点を明らかにするものである。講義を通じて、現実の日本経済がどうなっているのか、また実際の経済現象が理論的にどのように説明されるのかについて理解してもらいたい。なお、新聞やニュースで取り上げられている経済問題も紹介しながら講義を行う予定である。 特に受講の条件というわけではないが、受講生はマクロ経済学とミクロ経済学の基礎的な知識を学習していることが望ましい。また、できるかぎり新聞や雑誌に目を通して、現実の経済の動きを理解するよう努めてもらいたい。		1. イントロダクション 2. 国民経済計算 (1) 3. 国民経済計算 (2) 4. 日本経済と産業構造の推移 (1) 5. 日本経済と産業構造の推移 (2) 6. 日本経済と産業構造の推移 (3) 7. 家計の消費行動 (1) 8. 家計の消費行動 (2) 9. 家計の消費行動 (3) 10. 家計の消費行動 (4) 11. 企業の設備投資行動 (1) 12. 企業の設備投資行動 (2) 13. 企業の設備投資行動 (3) 14. 企業の設備投資行動 (4) 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に指定しない。講義ではレジメを配り、それに基づいて進める。		定期試験により評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／日本経済論 b／**** ****／日本経済論 b	担当者	須藤 時仁
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、基礎的な経済理論をもとに日本経済の仕組みや日本経済が抱えている問題点を明らかにすることを主眼としており、日本経済論 a の続編である。この講義では、民間経済主体の行動についての理解を前提として、経済政策はどのように経済に影響を及ぼすのか、世界経済と日本経済との相互の関係について理解してもらいたい。なお、本講義でも新聞やニュースで取り上げられている経済問題も紹介しながら講義を行う予定である。 特に受講の条件というわけではないが、日本経済論 a の場合と同様に、受講生はマクロ経済学とミクロ経済学の基礎的な知識を学習していることが望ましい。また、できるかぎり新聞や雑誌に目を通して、現実の経済の動きを理解するよう努めてもらいたい。		1. イントロダクション 2. 日本の雇用と物価 (1) 3. 日本の雇用と物価 (2) 4. 日本の雇用と物価 (3) 5. 日本の雇用と物価 (4) 6. 日本の財政 (1) 7. 日本の財政 (2) 8. 日本の財政 (3) 9. 日本の金融市場 (1) 10. 日本の金融市場 (2) 11. 日本の金融市場 (3) 12. 日本の国際収支 (1) 13. 日本の国際収支 (2) 14. 日本の国際収支 (3) 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に指定しない。講義ではレジメを配り、それに基づいて進める。		レポート (20%) および定期試験 (80%) により評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際経済論 a／**** ****／国際経済論 a	担当者	益山 光央
講義目的、講義概要		授業計画	
国際経済を理解するのに最低限必要と思われる基本的な考えを講義します。その中心は貿易理論、国際貿易の一般均衡、貿易政策となります。講義で扱う内容は、よりすすんだ諸理論を学ぶのに必須の基礎的事項なので厳密な展開を心がけたいと思います。受講生には予習と復習を求めます。私語厳禁。		1 国際貿易概観 2 リカード的比較優位説 3 リカード的比較優位説 4 ヘクシャー・オリー定理 5 ヘクシャー・オリー定理 6 国際貿易の一般均衡 7 国際貿易の一般均衡 8 経済成長と貿易 9 国際資本移動と移民 10 国際資本移動と移民 11 関税・輸入数量制限 12 関税・輸入数量制限 13 輸入補助金と輸出自主規制 14 輸入補助金と輸出自主規制 15 質問とまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
大山道広・伊藤元重『国際貿易』 岩波書店		定期試験 80%、出席 20%	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際経済論 b／**** ****／国際経済論 b	担当者	益山 光央
講義目的、講義概要		授業計画	
春学期に扱った貿易理論とともに国際経済学の大きな柱である国際収支調整メカニズムに関連する事柄を学びます。国際収支の赤字、黒字からはじまり、だんだんと高度な内容へと移行します。すべて基本的内容なので、きちんと理解する必要があります。 春学期の国際経済論 a を履修しているほうがより理解が深まります。私語厳禁。		1 国際収支と国民所得勘定 2 国際収支と国民所得勘定 3 外国為替市場 4 外国為替市場 5 外国為替市場 6 固定相場制下の所得決定 7 固定相場制下の所得決定 8 変動相場制下の所得決定 9 変動相場制下の所得決定 10 国際収支と財政・金融政策 11 国際収支と財政・金融政策 12 国際資本移動と財政・金融政策 13 国際資本移動と財政・金融政策 14 質問とまとめ 15 質問とまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
未定		定期試験 80%、出席 20%	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際金融論 a／**** ****／国際金融論 a	担当者	益山 光央
講義目的、講義概要		授業計画	
国際経済の貨幣的側面を理解することが本講義の目的です。国際収支に関する諸概念、国際通貨制度、為替相場決定理論などが講義の中心になります。ヨーロッパ金融危機、リーマンショックのなどの現実問題を直接議論することはありません。内容からみれば国際マクロ経済学と言ったほうが良いと思います。ミクロ経済学、マクロ経済学、国際経済論を履修済み、あるいは平行して履修していることを希望します。理解しなければならない事柄が沢山あるので大変かと思います。		1 準備 閉鎖経済から開放経済 2 国際収支 3 外国為替取引 4 為替制度 5 為替レート決定理論	
テキスト、参考文献		評価方法	
未定 テキスト、参考文献は教室でリストを配布します。		試験、出席、質問、コメントなど講義への貢献を総合的に判断します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際金融論 b／**** ****／国際金融論 b	担当者	益山 光央
講義目的、講義概要		授業計画	
前期から継続して履修することを前提とします。主に、国際金融の政策的、制度的側面を学びます。外国為替、国際決済システムなど制度、歴史を学びます。国際金融論 a、マクロ経済学、国際経済論を履修済み、あるいは平行して履修していることを希望します。		1 準備 IS-LM曲線 2 財政政策と金融政策 3 国際資本移動 4 国際通貨体制	
テキスト、参考文献		評価方法	
未定 前期と同じ文献を使います。		試験、出席、質問、コメントなど講義への貢献を総合的に判断します。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／多国籍企業論 a／***** *****／多国籍企業論 a	担当者	小林 哲也
講義目的、講義概要		授業計画	
グローバリゼーションの原動力の一つは、国境を越えて活動する多国籍企業である。現代企業は、財の生産や販売だけでなく、情報や金融の世界でも、グローバル化を進めている。生産・流通・広告・金融などでの技術革新により、新しい形で国際分業が再編成されていると言える。 本講義では、企業の国際化に伴う諸問題を包括的に議論し、グローバリゼーションを理解するための理論的枠組みを提供することを目的とする。 前半で主として理論・歴史を取り扱い、後半でケーススタディを行うので、通年受講が望ましい。		1. グローバリゼーション---「フラット化する世界」 2. 現代経済における多国籍企業 3. 巨大企業と「豊かな社会」 4. コーポレートガバナンスの変貌 5. フォードシステム 6. 日本的生産システム 7. 情報技術革命のインパクト 8. 企業組織とビジネス・アーキテクチャ 9. 経営戦略の変貌 10. イノベーションと競争優位 11. 多国籍企業と新しい国際分業 12. 「暴走する資本主義」 13. 温暖化・フラット化・過密化 14. 情報化社会と日本的経営の再審 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
トーマス・フリードマン『フラット化する世界』日本経済新聞社 J.K.ガルブレイス『ゆたかな社会』岩波書店など。適宜講義中に紹介する。		主として、定期試験による。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／多国籍企業論 b／***** *****／多国籍企業論 b	担当者	小林 哲也
講義目的、講義概要		授業計画	
秋学期は、多国籍企業の活動にかかわるケーススタディを中心として、グローバリゼーションの現状を分析する。		1. 日本企業の国際化 2. 日本企業の海外進出 戦後復興から 90 年代 3. 日本企業の海外進出 「摩擦」の政治経済学 4. 日本企業の海外進出 アメリカ 5. 日本企業の海外進出 ヨーロッパ 6. 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退 1 7. 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退 2 8. 「世界の工場」中国の登場 長江デルタ 9. IT 革命と世界的な産業の再編成 10. ハイテク産業の覇権をめぐる競争 11. 自動車産業の再編成 12. 新しいビジネスモデルの登場 13. 知的財産権をめぐる角逐 14. 日本企業の課題 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
適宜講義中に紹介する。		主として、定期試験による。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／西洋政治史 a／西洋政治史 a ****／西洋政治史 a	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
私達が生きている時代がどのような時代かを考えるためには、これまでの歴史について知ることが重要である。この講義では、いろいろな意味で、現在の日本をはじめとする世界の国々のモデルとなってきた、西洋世界、特にヨーロッパを中心とした政治史を学び、それが現在の私達の世界とどのようにかかわっているのかを考える。 春学期は、主権国家の形成から第二次世界大戦までの時期を扱う。近代の出発点としてのフランス革命のもつ歴史的な意味、産業化が政治社会に与えた影響とそれにより生まれた政治の動き（自由主義、社会主義、キリスト教民主主義など）、20 世紀の二つの世界大戦に至る政治の展開を講義の中心にする。 個々の事件の詳細よりも、空間軸と時間軸において、多様な歴史事象がどのように関係しているのか、それが現在の自分たちの世界にどのような影響を与えているのかを、常に意識することが必要である。		1. 西洋政治史を学ぶ意味 2. 主権国家の形成 3. 旧体制とフランス革命 4. 「国民国家」の形成（1）19 世紀のヨーロッパ世界 5. 「国民国家」の形成（2） 6. 自由主義とその変容（1）産業化と民主化 7. 自由主義とその変容（2） 8. 自由主義とその変容（3） 9. 第一次世界大戦 [ドキュメンタリー映像] 10. 相対的安定期（1）ヴェルサイユ条約～1920 年代 11. 相対的安定期（2） 12. 経済危機と政治危機（1）世界大恐慌～1930 年代 13. 経済危機と政治危機（2） 14. 経済危機と政治危機（3） 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストとして、平島健司・飯田芳弘『ヨーロッパ政治史』（放送大学出版振興会）を使用する。		期末試験（80％）を基本とするが、平常点（コメントカードなど、20％）を評価の対象に加える。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／西洋政治史 b／西洋政治史 b ****／西洋政治史 b	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
私達が生きている時代がどのような時代かを考えるためには、これまでの歴史について知ることが重要である。この講義では、いろいろな意味で、現在の日本をはじめとする世界の国々のモデルとなってきた、西洋世界、特にヨーロッパを中心とした政治史を学び、それが現在の私達の世界とどのようにかかわっているのかを考える。 秋学期は、第二次世界大戦終戦から現在までの時期を扱う。東西冷戦のもとで、東西ヨーロッパの政治社会がどのように形成され変化したか、冷戦の「終焉」がヨーロッパ世界にどのような影響を与えたかが、講義の中心になる。 個々の事件の詳細よりも、空間軸と時間軸において、多様な歴史事象がどのように関係しているのか、それが現在の自分たちの世界にどのような影響を与えているのかを、常に意識することが必要である。		1. 第二次世界大戦後の世界 2. 東西冷戦の始まり（1） 3. 東西冷戦の始まり（2）[ドキュメンタリー映像] 4. 西ヨーロッパの戦後復興（1） 5. 西ヨーロッパの戦後復興（2） 6. 西ヨーロッパの戦後復興（3） 7. 東ヨーロッパの戦後社会 8. 西ヨーロッパの政治変容（1） 9. 西ヨーロッパの政治変容（2） 10. 冷戦の終焉と東西ヨーロッパ（1） 11. 冷戦の終焉と東西ヨーロッパ（2） 12. 冷戦の終焉と東西ヨーロッパ（3） 13. グローバル化する世界と政治（1） 14. グローバル化する世界と政治（2） 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献として、平島健司・飯田芳弘『ヨーロッパ政治史』（放送大学出版振興会）、トニー・ジャット『ヨーロッパ戦後史（上・下）』（みすず書房）など。詳しくは授業時に説明する。		期末試験（80％）を基本とするが、平常点（コメントカードなど、20％）を評価の対象に加える。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／人権の歴史／***** *****／*****	担当者	未定（掲示で確認）
講義目的、講義概要		授業計画	
詳細は履修ガイダンスと掲示で確認をしてください。			
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／地域政治史／地域政治論 a ****／****	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
受講生が、地域に存在する問題を戦略的に解決する、すなわち、長期的全体的な視野で問題を解決するためには、地域の需要を政策と課題に変換することが必要である。そのための基礎的な知見を得るために地域政治の歴史、構造、課題、主体、各政策を実際の各地域に即して講義する。本講義では特に「戦後の越え方ー歴史、地域・政治」と題して、1. 戦後を事実、システム、メタの各レベルで考え、2. 地域における実態、3. ポストベッドタウンシステムの来し方、行く末を考える。		1. 講義の概要 2. 占領、戦後、脱戦後 3. 占領、戦後、脱戦後 4. 占領、戦後、脱戦後 5. 脱戦後と地域ー課題、主体、政策 6. 脱戦後と地域ー課題、主体、政策 7. 脱戦後と地域ー課題、主体、政策 8. 地域における諸相ーエネルギー、環境、防災、地域システム 9. 地域における諸相ーエネルギー、環境、防災、地域システム 10. 地域における諸相ーエネルギー、環境、防災、地域システム 11. 地域における諸相ーエネルギー、環境、防災、地域システム 12. ポストベッドタウンの構成 13. ポストベッドタウンの構成 14. ポストベッドタウンの構成 15. ポストベッドタウンの構成	
テキスト、参考文献		評価方法	
雨宮昭一『占領と改革』岩波新書 雨宮昭一『総力戦体制と地域自治』青木書店		平常のテストと期末試験（両方）	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／****／地域政治論 b ****／****	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
受講生が、地域に存在する問題を戦略的に解決する、すなわち、長期的全体的な視野で問題を解決するためには、地域の需要を政策と課題に変換することが必要である。そのための基礎的な知見を得るために地域政治の歴史、構造、課題、主体、各政策を実際の各地域に即して講義する。 前半はテキストで全国の大きな流れを追い、後半は各地域の首長選挙をテキストに即して講義する。		1. 講義の概要 2. 戦後体制と脱戦後体制 3. 日本の敗戦と国際体制 4. 兆軍事化と民主化 5. 憲法体制 6. 政党と運動 7. 協同主義と自由主義 8. 戦後体制のゆらぎ 9. ポスト 55 年体制と地方政治 10. 2004 年徳島市 11. 2004 年徳島市 12. 2005 年東京都 13. 2007 年東京都 14. 2007 年東京都 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
雨宮昭一『占領と改革』岩波書店（テキスト） 尚、他にテキストとして使う論文（東京、徳島、長野など）は、その都度知らせる。		平常のテストと期末試験（両方）	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／アジア政治論 a／アジア政治外交史 a ****／アジア政治論 a	担当者	大澤 昇
講義目的、講義概要		授業計画	
(キーワードで見る現代中国史) 中国 4 千年の歴史の中で、現在の「中華人民共和国」を理解するためには、アヘン戦争以降の歴史を知らなければならない。初めて「夷」ではない、「外」と接触したとき、中国人はどう対応したか、約 170 年の歴史を各時代のキーワードから振り返る。中華民国成立後の百年、とりわけ人民共和国後の 60 年余りの激動を主要な人物・群像を中心に時代を追って見ていきたい。そうすることで、急激な社会主義化が、「文化大革命」を経ることで、逆に大胆な国家資本主義になぜ、変貌したかを解明したい。 今後、中国や中国人と付き合うためにも、名目上の「社会主義」下で、現在の過剰な「資本主義」を生んだのは、2 千万人の餓死者を出したといわれる「大躍進」運動、1 千万人以上の犠牲者がいるという「文革」の武闘、そして 2 回の天安門前広場での非武装の民衆の鎮圧という悲劇があったことをバイアスを掛けずに見ていきたい。		1 中国とは？「中華人民共和国」を分解して読む 2 「中華帝国」から「中華民国」へ 3 戦争の時代 (1911～1949 年) 4 建国から社会主義建設へ (1949～55 年) 5 百家争鳴から大躍進へ (1955～60 年) 6 経済調整政策と毛沢東の“陽謀” (1960～66 年) 7 文革前期・紅衛兵の活躍 (1966～71 年) 8 文革後期・林彪と四人組の陰謀 (1971～76 年) 9 “不倒翁” 鄧小平の復活 (1976～80 年) 10 改革をどこまで進めるか！ (1980～86 年) 11 『最後の皇帝』と天安門事件 (1986～90 年) 12 孤立する中国と『南巡談話』 (1990～96 年) 13 江沢民は何故、生き残った？ (1996～2004 年) 14 胡錦濤と共青団人脈 (2004 年～10 年) 15 習近平時代は来るか？ (2010～22 年)	
テキスト、参考文献		評価方法	
適宜プリントを配布。 参考文献は適宜紹介。		授業への出席、授業への積極的参加、授業へ積極的参加した成果 (定期試験) を総合して評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／アジア政治論 b／アジア政治外交史 b ****／アジア政治論 b	担当者	大澤 昇
講義目的、講義概要		授業計画	
(ホットワードで探る分野別中国) 日本を抜き、世界第 2 位の経済大国となった現在の中国、しかも米国と肩を並べるほどになった世界政治での発言権、こうしたパワーのもつ「光と影」を地勢、経済、教育、政治、外交、軍事、社会などのジャンルごとに読み解いていく。 中国は世界一の人口をもち、この「人口ボーナス」で高度成長を遂げたが、これが逆に将来の「超高齢者大国」になるという不安、人口増を抑えるために行った「一人っ子政策」は、多くの「小皇帝」を生み、急激に増えたエリート大学生が就職難に陥っている事実、彼ら「80 后」は IT 技術の向上を生み、経済活動の担い手となってきているが、「丁克族」や「剩男・剩女」と呼ばれるディンクスや独身貴族となり、従来の伝統的な家族観が都市では急速に崩壊しつつあることなどを具体的な事例や流行語 (ホットワード) で見ていきたい。 また、中国は世界一長い国境線を持つ国でもある。このため、近年、日本を含め海洋での紛争が絶え間ない、こうした国際問題も考えていく。		1 「地大物博」の国—世界一の国境線 (自然と国土) 2 外企、央企、民企ほか (中国は世界の工場) 3 億万長者列伝 (中国の南北問題) 4 博客、黑客、紅客—見えにくい大衆 (普及する IT) 5 蟻族・鼠族—就職できないエリートたち (教育) 6 3 人のノーベル賞受賞者 (知識人と民主化) 7 成人保健用品—大家族から無家族へ (家族観) 8 名前は“社” それとも“資”？ (社会主義論) 9 民主主義と人民独裁 (政治制度と政治改革) 10 「藍色国土」—膨張する海軍 (国境紛争) 11 解放軍か国軍か？ (シビリアンコントロール) 12 “中美国”—G20 から G 2 へ (超大国への道) 13 “日本鬼子、小日本、哈日族” (日中関係) 14 「中華連邦」それとも「中華帝国」？ (少数民族問題) 15 中国はどこへ？—中国的社会主義とは何か？	
テキスト、参考文献		評価方法	
適宜プリントを配布。 参考文献は適宜紹介。		授業への出席、授業への積極的参加、授業へ積極的参加した成果 (定期試験) を総合して評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/地域研究特講（ラテンアメリカ政治経済論）／*****/ *****/地域研究特講（ラテンアメリカ政治経済論）	担当者	今井 圭子
講義目的、講義概要		授業計画	
1. ラテンアメリカ政治経済構造の特質を、アジア、アフリカとの比較しながら理解し、ラテンアメリカ地域の自然・住民・宗教・文化について概観する。 2. ラテンアメリカ地域の政治経済の歴史的変遷過程を辿り、植民地期前の先住民社会、植民地期の政策に関してその基本構造を把握する。そして独立後の国家建設および開発の思想と政策を学び、政治経済構造の変容について理解する。 3. こうした考察を踏まえてラテンアメリカ政治経済の現状を分析し、グローバル化が進む中でラテンアメリカ諸国が直面している主要な政策課題を明らかにする。そしてこれらの政策課題に対する各国政府や国際機関の取り組みについて紹介する。 4. ラテンアメリカにおける開発の思想、理論、政策について紹介し、コスタリカ・モデル（非武装・中立・教育・福祉・環境重視）を中心に、持続可能な開発のあり方について考える。 5. 日本とラテンアメリカの関係を移民、外交、貿易、投資、経済協力について考察し、グローバル化時代の下での両者の協力関係のあり方について考える。授業は主として講義形式で進めるが、テーマに応じて受講生によるディスカッションをとり入れる。		1. 序論 ラテンアメリカ概観—ラテンアメリカとアジア、アフリカの比較 2. 第1章 ラテンアメリカ政治経済の歴史の変遷 第1節 ラテンアメリカ政治経済史の時期区分 3. 第2節 植民地期以前の先コロンブス期（15世紀末）コロンブス一行到来以前の先住民社会の概観 4. 第3節 植民地期（15世紀末—19世紀初め） 5. 第4節 独立期（19世紀初め—19世紀半ば） 6. 第5節 第一次産品輸出経済確立期（19世紀半ば—1929年恐慌） 7. 第6節 工業化から地域統合に至る時期（1929年恐慌—現在） 8. 第2章 ラテンアメリカ政治経済の現状と課題 第1節 ネオリベラリズムと経済自由化 9. 第2節 マクロ経済の諸問題 10. 第3節 雇用・貧困・格差問題と教育・労働・社会政策 11. 第4節 農業と農村、一次産品輸出経済 12. 第5節 開発と環境問題・環境政策 13. 第3章 ラテンアメリカの開発思想・理論・政策 14. 第4章 日本とラテンアメリカの関係—持続可能な発展をめざして 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
（参考書）今井圭子編著 『ラテンアメリカ 開発の思想』日本経済評論社、2004年、宇佐見耕一他共著『図説 ラテンアメリカ経済』日本評論社、2009年、西島章次・小池洋一編著『現代ラテンアメリカ経済論』ミネルヴァ書房、2011年。		授業中にリアクション・ペーパー、学期末にレポート提出。リアクション・ペーパーとレポート、出席、授業参加状況を合わせて評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/*****/	担当者	*****/
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／地域研究特講（中・東欧とロシア1）／**** ****／地域研究特講（中・東欧とロシア1）	担当者	志摩 園子
講義目的、講義概要		授業計画	
中・東欧地域は、同じユーラシアの大国ロシアと隣接隣国としている日本からは遠いように思える地域である。この中・東欧地域は、西欧とロシアとの狭間にも位置するが、EUの拡大により、その境界地域ともなった。周縁に位置するという地政学的位置は、この地域を通して、国際社会の動向を探ることを可能にしてくれる。 このような周縁としての位置づけが、歴史的にどのように形成されてきたのか、また、EUの東方拡大によって、どのような変化をとげたのだろうか。この地域の特徴とこの地域からみえる国際社会について考察する。この地域のEUへの加盟が、その東側の地域（旧ソ連地域）との関係に変化をもたらしたかについても考察の対象とする。 前期の講義は、後期講義理解の為に、歴史的、文化的、社会的な側面を中心とする。映画やドキュメンタリー等の映像も利用し、理解を深める材料とする。前期・後期続けて履修してもらいたい。		1. 講義の概要 2. 中・東欧とロシア 3. 中・東欧の近代 4. 中・東欧とユダヤ人（1） 5. 中・東欧とユダヤ人（2） 6. 中・東欧とユダヤ人（3） 7. 中・東欧に暮らすロマの人々（1） 8. 中・東欧のロマの人々（2） 9. 世界遺産の町とドイツ人の進出 10. 世界遺産の町 11. 中・東欧とロシア帝国（1） 12. 中・東欧とロシア帝国（2） 13. 中・東欧とハプスブルク帝国（1） 14. 中・東欧とハプスブルク帝国 15. 19世紀の中・東欧の	
テキスト、参考文献		評価方法	
配布資料、適宜参考文献、資料等を紹介		評価方法：期末レポートの結果（70％）によって評価するが、授業の出席点（15％）、平常点（小レポート）（15％）も評価対象とする。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／地域研究特講（中・東欧とロシア2）／**** ****／地域研究特講（中・東欧とロシア2）	担当者	志摩 園子
講義目的、講義概要		授業計画	
中・東欧地域は、同じユーラシアの大国ロシアと隣接隣国としている日本からは遠いように思える地域である。この中・東欧地域は、西欧とロシアとの狭間にも位置するが、EUの拡大により、その境界地域ともなった。周縁に位置するという地政学的位置は、この地域を通して、国際社会の動向を探ることを可能にしてくれる。 このような周縁としての位置づけが、歴史的にどのように形成されてきたのか、また、EUの東方拡大によって、どのような変化をとげたのだろうか。この地域の特徴とこの地域からみえる国際社会について考察する。この地域のEUへの加盟が、その東側の地域（旧ソ連地域）との関係に変化をもたらしたかについても考察の対象とする。 後期の講義は、前期の内容を土台に展開するので、出来るだけ、前期・後期併せて履修してもらいたい。 後期の授業は、20世紀から現在に至る中・東欧やロシア（ソ連）の展開を検討し、特に、政治・経済的な状況を中心にその展開と現状の理解を進める。映像も理解を深めるためにできるだけ用いる。		1. 講義の概要 2. ナショナリズムと帝国（1） 3. ナショナリズムと帝国（2） 4. 第一次世界大戦とロシア革命 5. 帝国の崩壊と国民国家の成立（1） 6. 帝国の崩壊と国民国家の成立（2） 7. 戦間期の中・東欧（1） 8. 戦間期の中・東欧（2） 9. 第二次世界大戦と中・東欧地域 10. 第2次世界大戦後の東欧とバルト三国 11. 冷戦の終焉と東欧 12. 東欧革命とバルト三国の独立回復 13. 冷戦終焉後の東欧 14. EU, NATOの東方拡大 15. ロシアと西欧の狭間	
テキスト、参考文献		評価方法	
配布資料、適宜参考文献、資料等を紹介		評価方法：期末レポートの結果（70％）によって評価するが、授業の出席点（15％）、平常点（小レポート）（15％）も評価対象とする。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係法講読Ⅰ／**** ****／国際関係法講読Ⅰ	担当者	土屋 弘三
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義の目的〕 物品の国際販売店契約は、英文で作成されることが多い。 この講義の主要な目的は、次の通り。 ① 「英文契約書の読み方」の入門と位置付け、英文契約(書)についての基礎的な知識を習得する。 ② 国際取引契約の契約類型の一つである販売店契約をテキストにして、契約の英文を学びながら、国際販売店契約の概要を理解する。 ③ 契約準拠法に英米法が多用される現実に鑑み、英米法の法理を理解する。 〔講義概要〕 ① 右の授業計画の項目に従った講義メモを配布して、簡単な説明を加えていく。 ② 配布する英文講読テキスト「Distributorship Agreement」を用いて毎回読解する。 ③ 受講生の参加型の授業とするために、毎回英文の和訳（小テスト）をする。（添削のうえで返却） 講義は実践的なものを目指している。将来企業等で国際取引業務に携わることを志す方は、春学期と秋学期を併せて受講されることを勧める。		1. 英文契約と英米法 2. 販売店契約(Distributorship Agreement)とは 3. 販売権の許諾とその様態（独占・非独占） 4. 販売店契約と独禁法 5. 販売店の義務 6. 代金決済 7. 商標等の知的財産権の取扱い 8. 表明と保証 (Representation & Warranty) 9. 製品の瑕疵担保責任 10. 明示の保証、黙示の保証 11. 損害賠償責任 12. 契約解除とそれに付随する権利・義務 13. 販売店契約と製造物責任 14. 紛争解決手段 15. 一般契約条項 注) 受講希望者は、第1回目の授業に出席して、自分にとっての適・不適を判断してほしい。	
テキスト、参考文献		評価方法	
英文講読テキスト及び講義メモを配布する。 参考文献：向 高男著 『英文販売店契約の常識とリスク』（同文館出版）		出席は9回以上を前提に、授業での成績（20%）と学期定期試験の成績（80%）により評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係法講読Ⅱ／**** ****／国際関係法講読Ⅱ	担当者	土屋 弘三
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義の目的〕 製造技術の高度化、生産拠点の世界的展開、資源国家のモノ・カルチャーからの脱却、インフラストラクチャーの整備等を背景として、大規模な生産設備・施設の建設を対象としてプラント建設契約が増加している。 プラント建設契約は、契約額が多額であり、建設期間も長期に亘り、またプラントに付随して技術取引をも対象とする特徴を有するリスクの多い取引である。そのようなプラント建設を対象として、英文の「Construction Contract」を読解する。 プラント建設契約の特徴と主要な点を、単純な物品売買と比較対照しながら検討し、同契約におけるリスクを大きさをもあわせ検討する。 〔講義概要〕 ① 右の授業計画の項目に従った講義メモを配布し、簡単な説明を加えていく。 ② 配布する英文講読テキスト「Construction Contract」を用いて毎回講読する。 ③ 受講生の参加型の授業とするために、毎回英文の和訳（小テスト）をする。（添削のうえで返却） ④ 契約とは、一定条件下でのリスクの引き受けであるという理解から、契約条項を法的リスク・マネジメントの観点からも検討する。		1. 英文契約の英語の特徴 2. プラント建設(Construction Contract)とは 3. 契約当事者とその構成 4. 入札制度と契約締結・方式 5. 契約履行保証書・その他の保証書 6. 契約代金 7. 履行の着手と完成 8. 建設工事契約の内容と範囲の特定、変更 9. 不可抗力 10. 工事の中断 11. 性能保証試験および引渡し（検収） 12. 予定損害賠償 13. 契約解除 14. 瑕疵担保責任 15. クレームへの対応と紛争予防 注) 受講希望者は、第1回目の授業に出席して、自分にとっての適・不適を判断してほしい。	
テキスト、参考文献		評価方法	
英文講読テキスト及び講義メモを配布する。 参考文献：花水・三浦・土屋著 『企業取引法の実務（補訂版）』（商事法務）		出席は9回以上を前提に、授業での成績（20%）と学期定期試験の成績（80%）により評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／まちづくり特論 *****／*****	担当者	小口 進一
講義目的、講義概要		授業計画	
まちづくりは、平常時の産業発展や地域における利便性を求めるだけでなく、地震や風水害といった自然災害、コンビナートや原子力事故などの人為的災害等も想定した計画づくりが求められている。そのうえ、近年では高齢型社会の本格化による街のバリアフリー化や地球温暖化防止対策などの環境保全、さらには地域活性化のための再開発や国際化・情報化・文化化などその政策領域はきわめて幅広いものとなっている。 本講義では、今日、自治体で実践されているまちづくりの現状を紹介し、地域づくりのあり方を新しい領域である政策法務や政策財務の視点に立って講義する。また、伝統的建造物保全地区や最近起業したコミュニティビジネスなどによる地域活性化のパイロット的事業のねらいと展望を解説する。		1, 講義の概要 2, ベットタウンは、今 3, 地域開発と環境保全 4, 迷惑施設の整備 5, 市街地再開発 6, 防災都市づくり 7, 街並み保全 8, 自治体計画と情報公開 9, まちづくり条例・規則 10, 市民参加と行政手続き 11, 少子高齢型のまちづくり 12, 広域行政と一部事務組合 13, 既存ストックによる都市再生 14, 国際化・行政の文化化 15, 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
都市計画法、そのほかの文献は講義中に紹介する。		期末試験によって評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／政策過程論 *****／*****	担当者	羽貝 正美
講義目的、講義概要		授業計画	
(講義目的) 少子高齢化や国際化など社会的・経済的環境の大きな変容の中で、広く「政策」の在り方が問われている。本講義は、現在進行形の地方分権改革の中で、大きな過渡期にあるわが国の地方自治体、とくに基礎自治体（市町村）に焦点を合わせ、その存在意義と社会的機能を考える。そのことを通して、「政策」および「政策過程」について、これらを考える基本的な視点の獲得を目的とする。併せて、自分自身と政治・行政との関わり、自分自身と政策との関係を理解するための視点の獲得を目的とする。 (講義概要) はじめに政策を考えるために不可欠な、政治ならびに行政について、端的に言えば政府活動とは何かについて、その捉え方を整理する。次いで、日本の地方自治の歴史的な発展過程を概観した上で、今日なおひきずっている諸課題を整理し、さらに現在進行中の地方分権改革の背景や理念、また成果を整理する。 それらの理解にたつて、政策、とくに自治体政策について、具体的な分野・事例を手がかりに、何が課題か、また今後の改善方策等について理解を深める。		1. ガイダンス 2. 授業の視点：政治と行政 3. 基本的政策形成単位としての自治体 4. 日本における近代的地方自治の確立 5. 戦後改革と地方制度 6. 二つの勧告とその思想的淵源 7. 中間のまとめ（中間試験） 8. 地方分権改革(1)背景と理念 9. 同 (2) 成果とさらなる課題 10. 自治体政策の新たな展開 (1)総合計画 11. 同 (2)自治基本条例・議会基本条例 12. 事例(1)：民生分野 13. 事例(2)：まちづくり分野 14. 政策過程と行政評価 15. 全体のまとめ（期末試験）＊授業内試験	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献 羽貝正美編著『自治と参加・協働』（学芸出版社、2007）		出席 30%、中間試験 30%、期末試験 40% 詳細は初回の授業で説明する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／****／経済政策 a ****／****	担当者	阿部 正浩
講義目的、講義概要		授業計画	
この授業の目的は二つあります。 第一に、経済政策の必要性、つまり政府がなぜ「市場」に介入しなければならないのかを議論します。経済政策が議論されるとき、「市場対政府」という対立軸でなされることが多いようです。資源配分を市場に任せると失敗することが多く、市場の失敗を正すために政府があるのだという立場を取る論者がいる一方で、市場はそれなりに機能しており、政府に資源配分を任せるのは問題が多いという立場を取る人々もいます。しかし、現実をみると市場も政府もどちらも不完全なシステムであり、それぞれが影響し合っているというのが現実です。こうした現実の市場と政府の関係について考えてみたいと思います。 第二の目的は、政策評価について議論することです。平成 14 年 4 月から『行政機関が行う政策の評価に関する法律』が施行されました。この法律では、行政機関が行う政策評価に関する基本的事項が定められ、客観的で厳格な政策評価の実施を政策当局に求めていると同時に、その評価結果の政策への適切なフィードバックについても求めています。授業の後半は、このように近年重要になっている政策評価の手法について講義します。		1. 講義の概要（オリエンテーション） 2. 経済政策の課題と目的Ⅰ 3. 経済政策の課題と目的Ⅱ 4. 外部性Ⅰ 5. 外部性Ⅱ 6. 情報の不完全性Ⅰ 7. 情報の不完全性Ⅱ 8. 政策評価と「仕分け」 9. 『行政機関が行う政策の評価に関する法律』について 10. 政策評価と統計Ⅰ 11. 政策評価と統計Ⅱ 12. 政策評価と実証経済学Ⅰ 13. 政策評価と実証経済学Ⅱ 14. 政策評価と実証経済学Ⅲ 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストはありません。参考文献は授業中に紹介します。		第 1 回目の授業で詳細をお話ししますが、次の通りです。出席 20%、レポート 30%、期末テスト 50%。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／****／経済政策 b ****／****	担当者	阿部 正浩
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では労働政策を取り上げます。 昨今、学卒者の就職難や非正規労働問題、失業問題など、労働市場では様々な重要な問題が生じています。「働く」ということは、収入を得るための大事な手段であり、こうした問題は人々の暮らしと密接な関係にあります。こうした意味でも労働政策を取り上げることは、これから社会に出る受講生にとっても意味のあることだと考えますが、これ以外にも労働政策を考察する理由があります。 それは、労働政策が経済政策と社会政策の二つの領域に跨がっているという点です。この社会政策と密接な関係にある労働政策が、経済政策の観点からはどのように捉えられるのかについて考えてみたいと思います。		1. 講義の概要（オリエンテーション） 2. 労働市場とはⅠ 3. 労働市場とはⅡ 4. 労働市場とはⅢ 5. 最低賃金Ⅰ 6. 最低賃金Ⅱ 7. 労働時間制度Ⅰ 8. 労働時間制度Ⅱ 9. 教育と訓練Ⅰ 10. 教育と訓練Ⅱ 11. ワークライフバランスⅠ 12. ワークライフバランスⅡ 13. 労働組合と非正規雇用Ⅰ 14. 労働組合と非正規雇用Ⅱ 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストはありません。参考文献は授業中に紹介します。		第 1 回目の授業で詳細をお話ししますが、次の通りです。出席 20%、レポート 30%、期末テスト 50%。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/環境政策 a *****/*****/	担当者	塩田 尚樹
講義目的、講義概要		授業計画	
地球温暖化問題のしくみと政策現場での議論について概観し、環境問題の自発的解決の困難さと公的機関による政策の必要性について経済学的に解説します。 まず代表的な環境問題の一つである地球温暖化を取り上げ、環境問題についての具体的なイメージを深めます。本年度は、化石燃料にかかわるエネルギーとして積極的に導入されてきた原子力にかかわる問題、および、京都議定書以降の温暖化対策にも力点をおく予定です。 その後、多くの環境問題に共通する構造を抽象化し、非協力ゲーム理論を使って分析します。「われわれ一人ひとりにとって望ましい行動が、社会にとって望ましい行動と一致しないため、自発的解決が期待できず、政策を講じる必要がある」という環境問題の特徴が、よく理解できると思います。 なお、「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えますので、授業態度のよくない人は退出してもらいます。		1. 授業のねらいと方針 2. 地球環境の歴史 3. 地球温暖化のメカニズム 4. 化石エネルギー消費の歴史 5. 原子力発電とその問題点 (1) 6. 原子力発電とその問題点 (2) 7. 温暖化対策の歴史 8. 気候変動枠組条約と京都議定書 9. 京都メカニズム 10. 第1 約束期間以降の環境政策 11. 環境問題のモデル化 12. 個人の最適性と社会的最適性 13. 『共有地の悲劇』 14. 自発的協力の可能性 15. まとめ	
参考文献		評価方法	
環境省ホームページの地球環境・国際環境協力の温暖化にあげられている行政資料が有用です。		定期試験で評価します。ただし、講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/環境政策 b *****/*****/	担当者	塩田 尚樹
講義目的、講義概要		授業計画	
環境政策の手段の有効性について、ミクロ経済学の立場から考察します。環境問題の具体的なトピックとしては、主に地球温暖化問題を取り上げます。 環境税や排出量取引制度のような「経済的」手段が、固定的排出量割当などの「非経済的」手段と比べてどう優れているのが主要論点です。ミクロ経済学で学ぶ「資源配分の効率性」という概念が基礎となります。 まず、経済学で環境問題を取り扱う場合に必ず登場する「ピグー税」と呼ばれる課税ルールのしくみとその限界について解説します。その後、実際の環境政策の現場で「経済的」な政策手段が支持される最大の根拠の一つとなっている汚染削減費用の最小化特性について検討します。 本学で開講されている「ミクロ経済学」、「公共経済学」、「環境経済学」などの科目を合わせて履修すると、相互に理解が深まると思います。強制ではありませんが、履修選択の際の参考にしてください。 なお、「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えますので、授業態度のよくない人は退出してもらいます。		1. 授業のねらいと方針 2. 環境問題の経済学的把握 3. 利潤とその平均変化率 (1) 4. 利潤とその平均変化率 (2) 5. 企業の利潤最大化行動 6. 環境汚染の社会的費用とその平均変化率 7. 市場均衡と社会的最適汚染量 8. 単位税の企業行動への影響 9. ピグー税による社会的最適性の回復 10. ピグー税の難点 11. 汚染削減費用とその最小化 12. ボーモル・オーツ税 13. 排出量取引制度 (1) 14. 排出量取引制度 (2) 15. まとめ	
参考文献		評価方法	
塩田尚樹「環境税の経済学的基礎」（講義支援システムにより配布予定）		定期試験で評価します。ただし、講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/都市政策 a *****/*****	担当者	倉橋 透
講義目的、講義概要		授業計画	
【講義目的】 人間の生活や経済活動はかなりの部分一定の空間で行われており、現代社会ではさらにその大部分は都市で行われている。人間が集まっていることで様々な問題が生じ、また政策的な対応も必要になってくる。そのため、都市という空間を対象とした経済学を扱い、政策的にも都市政策の必要性がでてくる。 この講義では、都市を経済学から分析するとともに、実際に行われている政策を論じ合わせてその経済学的な意味合いを検討する。 【講義概要】 春学期は都市総論として都市の範囲、都市のできる理由、中心市街地問題、都市計画制度等を論ずる。 特に公務員、建設・不動産業志望者向け。		1. 講義の概要 2. 我が国のこれまでの国土政策 3. 都市と都市問題（都市の成立要因） 4. 都市の発展段階（都市の発展段階） 5. 中心市街地問題（その1） 6. 中心市街地問題（その2） 7. 都市と土地利用（住宅の立地決定メカニズム）（その1） 8. 都市と土地利用（住宅の立地決定メカニズム）（その2） 9. 都市と土地利用（オフィスの立地決定メカニズム） 10. 都市と土地利用（土地利用規制とその経済的影響） 11. 都市の面的整備事業（土地区画整理事業） 12. 最適都市規模 13. 今後の我が国の人口分布と道州制 14. 大震災復興対策 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
プリントを配布する。参考文献は宮尾尊弘『現代都市経済学』第2版（日本評論社）、金本良嗣『都市経済学』（東洋経済新報社）、倉橋透・小林正宏『サブプライム問題の正しい考え方』（中公新書）とする。		定期試験による。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/都市政策 b *****/*****	担当者	倉橋 透
講義目的、講義概要		授業計画	
【講義目的】 都市でその意味合いが深くなるものとして土地・住宅市場、また交通問題がある。特に土地・住宅市場は経済全体の不安定要素にもなりうるものであり、2008 年秋の金融危機にも深くかかわっている。都市の個別的な問題、及びマクロ経済をみる。 【講義概要】 秋学期は交通問題、土地・住宅市場、及びマクロ経済をみる。 特に公務員、建設・不動産業、金融・証券業志望者向け。		1. 講義の概要 2. 交通問題（道路の混雑料金） 3. 交通問題（道路建設の政策評価） 4. 交通問題（新駅建設による地価上昇の恩恵はだれが受けるべきか） 5. 土地・住宅市場（地代、家賃の決まり方） 6. 土地・住宅市場（地代、家賃規制の政策評価） 7. 土地・住宅市場（地価の決まり方） 8. 我が国の土地バブル(1990 年前後) 9. 不動産の証券化と J-REIT 10. 住宅ローンの現状と証券化 11. サブプライムローン問題 12. 世界同時バブルと崩壊 13. バブルは防げるのか 14. 住宅ストック活用と高齢者住宅対策 15. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
プリントを配布する。参考文献は宮尾尊弘『現代都市経済学』第2版（日本評論社）、金本良嗣『都市経済学』（東洋経済新報社）とする。		定期試験による。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／土地法 *****／*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
土地法について、田中二郎博士（東大名誉教授、元最高裁判事）は、「土地に関する私法（土地私法）と土地に関する公法（土地公法）とをあわせ含み、これを総合的に考察するもの」としているが（同『土地法』有斐閣、1994年）、本講義もまた、現在の土地所有権・土地法秩序に関する基本的法規のあり方を概観する。 講義の目標は、抽象的には土地法秩序のあり方を理解することだが、具体的には、不動産取引を念頭に置き、その際の基本的留意点・問題点を理解することである。 土地私法については、不動産所有権とりわけ土地所有権そのものの特質を見たあとで、民法の不動産売買に関連する規定を概観し、さらに、不動産担保の主流である抵当権について論じ、その後、借家・借地・マンション法の特徴を検討する。 土地公法については、財産権保障の特質を検討した後、都市計画法、建築基準法、都市再開発法の重要概念を学び、最後に、公法、私法の総合になり、また、実際の不動産売買・賃貸において重要な宅地建物取引業法を検討する。		1 不動産と法 2 不動産の取引①売買契約の成立と履行 3 不動産の取引②登記の意義 4 不動産の取引③売買契約の不履行 5 不動産の取引④契約の取消し・無効・抵当権 6 不動産の公法的規制①都市計画制限 7 不動産の公法的規制②建築基準法 8 不動産関連契約①請負契約 9 不動産関連契約②住宅品質確保法等 10 不動産関連契約③借地 11 不動産関連契約④借家 12 マンション①基本概念 13 マンション②管理・建替え等 14 宅建業法 15 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
鎌野邦夫・不動産の法律知識・日経文庫（2005年） 新書版で価格が安い。第1回講義から必ず持参すること。		出席をとるが、その比重は、20％程度である。 期末試験の比重は80％程度である。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/高齢化社会論 a *****/*****	担当者	奥山 正司
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、人口高齢化がもたらす社会的インパクトや老年期における高齢者の社会生活の変化及び老人福祉、老後保障の内容及び動向などについて、理解を深めることを目的とする。 具体的には、日本における人口高齢化、高齢化の地域的偏在、平均寿命、健康寿命、エイジズム、家族、居住形態、ライフ・サイクル、就業など高齢者の客観的な生活の様相について、諸外国との対比をふまえながら講義し、高齢（化）社会の全体像を明らかにする。		1. 授業の進め方と授業内容 2. ジェロントロジとは 3. 離脱理論、活動理論 4. 人口高齢化と高齢化社会 5. エイジング(加齢、Aging)平均余命、長寿社会 6. 敬老支配とエイジズム 7. 高齢者と家族、老親子の居住形態 8. ライフ・サイクル、家族周期と老年期 9. ライフ・サイクルの過程及び高齢者の生活 10. 高齢者と都市・農村 11. 高齢者と生計及び経済状況 12. 高齢者世帯の所得水準、所得構造、消費水準 13. 高齢者の社会活動 14. 諸外国の高齢者生活 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書及び参考文献は、授業の中で指示する。		受講条件：bを必ず履修すること。筆記試験（80％）を基礎にして、レポート（10％），出席（10％）等を加味して総合的に評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/高齢化社会論 b *****/*****	担当者	奥山 正司
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、老人福祉法及び介護保険法、老人保健法等をふまえ、老人福祉サービスの居宅サービス及び施設サービス、老後保障の動向などについて、理解を深めることを目的とする。 具体的には、老人福祉、老後保障、介護保険などの法的側面及び制度についてと福祉先進国であるスウェーデン、デンマーク及び自立自助の米国と比較しながら日本の高齢者福祉はどのような点に特徴がみられるのか、を講義し、高齢（化）社会の全体像を明らかにする。		1. 老人福祉法、社会福祉法 2. ゴールドプラン、新ゴールドプラン 3. 介護保険法(1) 4. 介護保険法(2) 5. 在宅福祉サービス (1) 6. 在宅福祉サービス (2) 7. 在宅福祉サービス (3) 8. 施設福祉サービス (1) 9. 施設福祉サービス (2) 10. 施設福祉サービス (3) 11. 施設福祉サービス (4) 12. 老齢保障 (1) 社会保障、財政支出 13. 老齢保障 (2) 年金保険、医療保険 14. 諸外国の高齢者福祉 15. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書及び参考文献は、授業の中で指示する。		受講条件：aを履修すること。筆記試験（80％）を基礎にして、レポート（10％），出席（10％）等を加味して総合的に評価する。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／****／地方財政論 a ****／****	担当者	伊藤 爲一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
地方財政は「行政のデパート」といわれるように、義務教育、警察、消防、上・下水道、商工政策のような地域振興政策、まちづくり等多様な公共サービスを提供しています。 こうした公共サービスは市民が働いて得た所得から支払われた税金で賄われていますから「受益と負担」について納税者はもっと関心を寄せることが求められています。 地方公共団体のこのような活動を金銭面からとらえたものが地方財政です。住民の日常生活と密接に関連している地方財政の役割を明らかにすることが目標です。 自然条件、地理的要因、産業構造、人口構成等が多様な自治体がそれぞれの資源を有効に活用して、自立して生きていくことができるように知恵と工夫を凝らすことをもとめられています。		はじめに 文献紹介 地方財政の現状 地方政府と中央政府 経済の発展と地方財政の機能の拡大 地方財政の国際比較 地方財政の多様性 地方分権の推進・町村合併 機関委任事務の廃止 地方税・財源の改革をめぐる議論 地方財政の課題 持続可能な地域経営	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義の中で紹介します		期末テスト及び中間での小テストの成績により評価します	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	****／****／地方財政論 b ****／****	担当者	伊藤 爲一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
地方財政は「行政のデパート」といわれるように、義務教育、警察、消防、上・下水道、商工政策のような地域振興政策、まちづくり等多様な公共サービスを提供しています。 こうした公共サービスは市民が働いて得た所得から支払われた税金で賄われていますから「受益と負担」について納税者はもっと関心を寄せることが求められています。 地方公共団体のこのような活動を金銭面からとらえたものが地方財政です。住民の日常生活と密接に関連している地方財政の役割を明らかにすることが目標です。 自然条件、地理的要因、産業構造、人口構成等が多様な自治体がそれぞれの資源を有効に活用して、自立して生きていくことができるように知恵と工夫を凝らすことをもとめられています。		はじめに 文献紹介 地方財政の現状 地方政府と中央政府 経済の発展と地方財政の機能の拡大 地方財政の国際比較 地方財政の多様性 地方分権の推進・町村合併 機関委任事務の廃止 地方税・財源の改革をめぐる議論 持続可能な地方財政の課題	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義の中で紹介します		期末テスト及び中間での小テストの成績により評価します	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／財政学 a *****／*****	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 本講義では、財政赤字、税制改革、年金改革、公共事業といったわが国の財政問題を考えていく際の手掛かりとなるように財政学の基礎的事項について概説する。本講の受講を通じて、財政の基礎的な制度とその機能について理解を深め、現実の財政問題について自分なりに考える力を身につけてほしい。		1. 財政とは何か 2. 財政学とその変遷 3. 資源配分の調整機能 4. 財政と所得再分配① 5. 財政と所得再分配② 6. 財政政策の理論① 7. 財政政策の理論② 8. 公共財の理論① 9. 公共財の理論② 10. 補助金の効果 11. 日本の財政の現状 12. 公債の制度と理論 13. 公的高齢年金① 14. 公的高齢年金② 15. 財政投融资	
講義概要 前期は、どちらかと言えば政府の支出活動面に重点を置きながら、財政の機能と日本の財政の現状、公共支出に関する理論、政府債務の問題、公的年金問題等について解説する。後期は、政府収入の中で最も重要な租税に関する議論（租税理論、制度、税制改革論等）に焦点を絞って授業を進める。			
受講者への要望 受講生は新聞などを通じてできるだけ財政制度改革、税制改正の動向についてフォローし、わが国の財政に関する問題意識を高めてほしい。なお、受講のためにはミクロ経済学の基礎的知識を習得していることが望ましい。			
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト 八巻節夫『新財政学』文眞堂 参考書 『図説日本の財政』、『図説日本の税制』		定期試験の成績で評価する。 出席は考慮しない。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／財政学 b *****／*****	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
(財政学 a 参照)		1. 租税の意義と根拠 2. 租税の基礎的概念① 3. 租税の基礎的概念② 4. 課税の公平性① 5. 課税の公平性② 6. 課税の中立性① 7. 課税の中立性② 8. 租税の転嫁と帰着 9. 包括的所得税論 10. 最近の税制改革論 11. 日本の租税体系 12. 個人所得課税 13. 法人所得課税 14. 間接消費課税 15. 資産課税	
テキスト、参考文献		評価方法	
(財政学 a 参照)		(財政学 a 参照)	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/日本文化論 a *****/*****	担当者	飯島 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
日本は世間一般がぼんやりと信じているような単一族国家でもないし単一言語国家でもない。当然そこに見られる「文化」も決して単純で直線的な、いわば教科書記述的な歴史を持っているわけではない。そしてそれは日本に限ったあり方でもない。 文化とは、「ある特定の人間集団が生活をし、それを維持するために必要と考える心の動きが形として表れたもの」の総体を指す。決して優れた美術作品や代表的な建築のみを言うのではない。 「日本」が含む諸地域の持つ文化的特徴を「歴史的複合重層性」ととらえ、周辺諸地域（朝鮮半島・ユーラシア大陸・南島諸地域）との文化交流によって複合し、新たな形態を産み出していく文化のあり方と、ある時代に盛期を迎えた典型的な文化的特徴が積み重なり、時代を超えて重層化するあり方が現在の文化を形作っているという立場から、海外との交流、国内交流、文字表記、振る舞い、季節感、信仰、文芸、美術・建築、芸能、思想、東西・都鄙観などの諸分野を概観し、具体例を示して講義していく。		1 オリエンテーション・導入 2 文化と文明…政治と現実 3 日本文化の歴史的複合重層性…特殊な回帰性 4 日本は閉鎖的な国か？ 5 日本人の振る舞い①…歩き方 6 季節感…「四季」の嘘と作られた感受性 7 文字の輸入…漢字・片仮名・平仮名 8 ものの行き来、人の行き来 9 日本人の振る舞い②…正直・清潔・契約 10 律令の輸入…「天皇」と「国家」 11 「鎖国」…開かれていた国「日本」 12 明治維新の文化史的意味付け…「和魂洋才」 13 「日本」はいつから「日本」か？ 14 「日本人」の暮らしと死生観 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
【参考文献】日本史年表と国語便覧（大学受験程度の内容、どこの出版社のものでも可、できれば図版を多く載せるもの、世界史との対照ができるもの）		学期末試験（論述式）の成績による。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/日本文化論 b *****/*****	担当者	飯島 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
「ある特定の人間集団が生活をし、それを維持するために必要と考える心の動きが形として表れたもの」の総体を「文化」と言う。決して優れた美術作品や代表的な建築のみを言うのではない。無意識の行動である日常の振る舞いや、暗黙の了解の裡に存在する価値観もすべて「文化」である。その中でも民俗芸能は、民衆生活との結びつきの深さという点からは特徴的な「文化」である。 日本の民俗芸能は世界にもまれに見る濃厚さで民衆生活と結びついてまだ残存している。いわゆる先進国に属する国としては唯一と言って良い。 そこにはっきりと呈示されている、日本の文化の基盤を形成する「見えないもの」との対峙の仕方を、年中行事・信仰・地域社会・儀礼等との関わり方から分析し、講義していく。「神の来訪」「異人の出現」「稲作の習俗と芸能」「年齢階梯」という観点を「境界領域の存在」という地平から照射し、東西日本の様々な民俗芸能・行事を取り上げ、フィールドワークにもとづく映像資料を用いて、概念や価値観・認識の実際がどう機能しているかに留意する。		1 オリエンテーション・導入 2 日本文化の複合重層性と「見えないもの」 3 神の来訪と芸能①…春日若宮のおん祭 4 神の出現と芸能②…八重山の祭と芸能Ⅰ 5 異人の出現と芸能①…八重山の祭と芸能Ⅱ 6 異人の出現と芸能②…岩手県の鹿踊・剣舞 7 稲作の習俗と芸能①…中国地方の花田植 8 稲作の習俗と芸能②…東北の田植踊りⅠ 9 稲作の習俗と芸能③…東北の田植踊りⅡ 10 稲作の習俗と芸能④…能登のアエノコト 11 年齢階梯と芸能①…福島県の成人儀礼「幡祭」 12 年齢階梯と芸能②…兵庫県宮座Ⅰ 13 年齢階梯と芸能③…兵庫県宮座Ⅱ 14 境界領域の時空…曖昧な時間・空間・人間関係 15 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特になし。 【参考文献】『日本の伝統芸能』錦正社、（税込 3,500 円）ISBN4-7646-0109-5		学期末試験（論述式）の成績による。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／地域文化 *****／*****	担当者	林 英一
講義目的、講義概要		授業計画	
現在、特に都会では隣にどのような人が住んでいるのかわからない状況にある。しかし少なくとも江戸時代以降には、地縁的共同体が形成され、それにより個々の生活が支えられていた。その共同体を単位として受け継がれてきた。 阪神淡路大震災において、地縁的共同体が相互の助け合いに大きく役立ったという報道がなされている。また東日本大震災では「地域」移転の問題が大きく報じられている。 現在では都市化やネットの普及で、近隣との縁が薄くなった現実があり、従来の「地域」が崩壊しているといえる。その中での阪神淡路大震災での「地域」の役割は興味深いものがあるだけではなく、東日本大震災での「地域」移転による生活の変化、文化の変化を他人事のように捉えることはできない。 本講義では従来の「地域」がどのようなものであり、どのように機能してきたか、そして現在ではどのように機能しているか、祭りや実際の「地域」構造を例示しつつ説明するものである。本講義により、「地域」とは何か、また崩壊したといわれる地縁性をどのようにすればよいのか、「地域」の再生か、再生せずに別の在り方があるのか考えるきっかけになればと思う。人は一人では生きていけないのである。		1 ガイダンス 2 地名の成り立ちと地域（地域差の問題） 3 地域形成と生活構造 4 白川郷の「結」（ビデオと解説） 5 地域認識の問題（地名と地域の関係） 6 地域文化としての祭り 7 地域の重層的構成 8 内的他者とその機能 9 伝統的祭りの方向性 1（過疎地域の問題、具体例を通して） 10 伝統的祭りの方向性 2（都市地域の問題、具体例を通して） 11 文化圏としての地域文化（ビデオと解説） 12 地域文化とフォークロリズムの問題 13 地域文化と新興の祭り（伝統的「地域」を離れた祭り。ビデオと解説） 14 地域とボーダレス社会（現在にとって地域とは何か、シャッター商店街、子どもへの目の問題も含めて）、 15 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業時にプリント配布		試験による。ただし、4 回以上の欠席は評価の対象としない。また出席表配布後の入室は遅刻として扱い、遅刻 2 回で欠席 1 回とする。	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～12 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／多文化共生論 *****／*****	担当者	田房 由起子
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義では、日本社会における外国人の状況を知ることにより、国際移動によって「異文化」の中で生活する人々の抱える問題について理解を深めることを目的とする。 まず、人の国際移動や、人種、エスニシティに関する理論について紹介する。次に、いくつかのエスニック集団を取り上げ、個々の集団に特徴的な状況について知識を得てもらう。また、教育や労働などのテーマからかれらの抱える問題を取り上げてみたい。さらに、受け入れ社会側の人々にとって「異文化」を持つ人々を受け入れるとはどのようなことを考え、そこから「多文化共生」の可能性を模索したい。		1. ガイダンス・日本における外国人の概況 (1) 2. 日本における外国人の概況 (2) 3. なぜ人は移動するのか 4. 人種とエスニシティ 5. オールドカマー 6. ニューカマー (1) 7. ニューカマー (2) 8. ニューカマー (3) 9. 労働問題 (1) 10. 労働問題 (2) 11. 子どもたちと教育 (1) 12. 子どもたちと教育 (2) ・アイデンティティ 13. 人種／エスニシティと差別 14. 「多文化共生」の可能性 15. 総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストはなし。必要に応じてプリントを配布する。参考文献は授業時に紹介する。		出席状況 (2/3 以上の出席が必要条件、10%)、授業内レポート (40%)、期末試験 (50%) により評価。	

シラバス 法学部

2012年4月1日発行

獨協大学教務課

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1

電 話 048-946-1664



DOKKYO UNIVERSITY

学 科	学年	氏 名
学科	年	